

# 広島県 薬剤師会誌

2018

隔月発行

1

No.273



## 年頭挨拶

公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者  
及び監事選挙について



公益社団法人  
広島県薬剤師会

# 公益社団法人広島県薬剤師会会长長候補者 及び監事選挙について

平成29年12月11日（月）に開催いたしました選挙管理委員会において、公益社団法人広島県薬剤師会会长長候補及び監事選挙について、次のとおり決まりました。

また、選挙期日の告示方法は、平成30年2月19日（月）に広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師会館内の掲示といたします。

**選 挙 期 日** 平成30年3月18日（日）

**投 票 場 所** 広島市中区富士見町11-42  
広島県薬剤師会館

**会 長 候 补 者** 1名

**監 事** 2名以内

**選 挙 の 告 示 日** 平成30年2月19日（月）

**立候補届受付開始日** 平成30年2月19日（月）

**立候補届受付締切日** 平成30年3月1日（木）

（立候補の受付は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による場合は、締切日時までに到着したものを有効とする。）

**被 選 挙 権** 広島県薬剤師会正会員 A・正会員 B

（ただし、平成30年1月31日までに正式に入会手続き完了した会員。）

**選 挙 権 権** 広島県薬剤師会代議員

**投 票 方 法** 会長候補者選挙は単記無記名投票  
監事選挙は連記無記名投票

**投 開 票 日** 平成30年3月18日（日）

**開 票 場 所** 広島県薬剤師会館

# 広島県薬剤師会誌目次

## No.273

年頭挨拶	2
新春隨想	12
第50回日本薬剤師会学術大会 in 東京	13
独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) 平成29年度学校安全業務運営会議 (広島県)	18
第41回福山大学薬学部卒後教育研修会	20
平成29年度緩和ケア薬剤師研修	21
DMAT中国地区ブロック訓練へのモバイルファーマシー派遣	23
未就業薬剤師就労支援事業報告／復職支援研修会	24
第56回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会	26
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会平成29年度第2回・第3回「自立支援」多職種連携推進会議	27
「広島県薬剤師会館新築工事」安全祈願祭	28
平成29年度第1回地域・職域会長協議会	29
平成29年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I	30
平成29年度災害時自殺対策研修会	32
広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」	33
日本薬剤師会健康サポート薬局担当者全国会議	34
「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同全国会議	35
AMR国際シンポジウム	36
第37回広島県薬剤師会学術大会	37
平成29年度第2回健康ひろしま21推進協議会	40
薬剤師のための「薬草観察会」	41
岡山県薬剤師会平成29年度防災対策研修会	42
平成29年度県民公開講座	44
平成29年度結核予防技術者研修会	45
平成29年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会	46
第34回 広島県薬事衛生大会／薬祖神大祭／各賞表彰	48
薬剤師認知症対応力向上研修	51
平成29年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議	53
平成29年度日本薬剤師会中国ブロック会議	54
病院の敷地内薬局誘致への対応について	55
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	58
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	61
[国保連合会]介護給付費等の請求方法の変更について	74
行政だより	75
地域薬剤師会だより／諸団体だより	104
研修だより	114
広島県モバイルDI室・事例報告㉓／薬事情報センターのページ	119
お薬相談電話事例集 No.109／安全性情報 No.348／検査センターだより	126
ひろしま桔梗研修会 平成29年度第2回研修会報告	129
薬剤師の休日／薬局紹介㊱／ドラゴンフライズ×お薬手帳	134
書籍等の紹介／告知板	138
保険薬局ニュース／薬剤師連盟のページ	色紙

**UD  
FONT** 見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

表紙写真 ミヤマガマズミ (スイカズラ科)

ミヤマガマズミの近縁種にガマズミ・コバノガマズミがあります。赤い実は染め物に利用されたと言われています。また薬用酒として滋養に用いられました。中国ではガマズミの事を莢莢といい小児の癆瘍を治す薬として用いられました。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：北広島町



## 年頭所感

公益社団法人広島県薬剤師会会長 豊見雅文

2018年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様、そのご家族の皆様におかれましては、穏やかなお正月をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、前回の調剤報酬改定で、いわゆる「かかりつけ薬剤師」に具体的な点数が付くことになりました。薬局は門前から、かかりつけへ、そして地域へという、「患者のための薬局ビジョン」にそった変革を遂げることを望まれています。

このようなときに、規制改革会議による規制緩和が行われ、医療機関敷地内薬局の開設が許可されるようになったことは、新しい流れに逆行する物であり、到底容認できる物ではありません。患者さんの利便性を謳いながら、実は医療機関の収益のみを考えた、国民の利益にならない規制緩和と言えるでしょう。医療機関から独立した薬剤師職能が医薬分業の要であったはずです。その独立性を守るための様々な規制であったはずです。その規制を安易に緩和し、かつての第二薬局もどきを敷地内に開局させるような施策は、安心安全な医療を担保する医薬分業を根本から破壊することになると考えます。

残念なことですが、いわゆるチェーン薬局で続いて発覚した保険法上の不正請求が現実的な引き金となり、2018年の調剤報酬改定は今まで以上に厳しい物になると予想されます。我々は薬剤師倫理に則り、患者さんのための、本物の薬剤師に生まれ変わらないと報酬がもらえない世界になっていくと考えるべきでしょう。その意味でのステップアップが必要です。われわれ薬剤師は、もともとかかりつけ薬剤師になりたくて薬剤師になったはずです。だれ一人として、処方せん通りに調剤する調剤機械になればそれでよいとは思ってはいないでしょう。患者さんが薬のことで困っていたら気軽に相談していただき、必要があればお宅に伺って薬のことをお話ししましょう。それがかかりつけ薬剤師であり、在宅医療への薬剤師の関わりの始まりではないでしょうか。

現在、広島県の薬局の1/3が在宅業務を行っています。それをもっともっと増やし、どの薬局に行っても在宅医療の相談に乗ってくれる状態を作りたいと考えています。

新会館の建設は順調に進んでおり、7月の完成、8月には引っ越しを予定しています。会員薬局の在宅業務を支援し、ノウハウを提供できる薬局もできる予定です。会員各位の負担を増やすこと無く、広島県下全薬剤師の将来数十年にわたる拠点として十分な会館となるよう進めておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、皆様のますますのご多幸とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 新年ご挨拶

公益社団法人日本薬剤師会会長 山 本 信 夫

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より日本薬剤師会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

世界的にも突出した速さで少子高齢化が進む中、国民皆保険・皆年金制度を維持して次世代に引き渡すことを目指した改革への取組が急務となっています。また本年は、診療報酬・介護報酬等の同時改定や医療及び介護等に係る各種計画の節目の年として、医療・介護提供体制の充実、疾病予防・健康づくり、負担能力に応じた公平な負担と給付のあり方、診療報酬及び薬価基準制度等に係る改革等を有機的に連動させた取り組みがはじめられようとしています。

このような中で薬剤師と薬局には、「患者のための薬局ビジョン」に示された「かかりつけ」としての機能と役割を發揮し、地域包括ケアシステムの構築に貢献していくことが求められています。「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、調剤報酬の見直しの方向性として、対物業務の適正化と対人業務の重視、薬局の機能分化のあり方の検討、さまざまな形態の保険薬局の機能に応じた評価、かかりつけ薬剤師が地域における多職種や関係機関と連携して、服薬情報の一元的・継続的な把握等の機能を果たすことを推進していくことが示されました。平成28年4月より法に位置付けられた「健康サポート薬局」は、かかりつけ機能に加えて、薬や健康、介護用品などに関する相談にも応じる地域包括ケアシステムの中で重要な役割を担うものです。同薬局に常駐が義務付けられた薬剤師の資質確保のための「健康サポート薬局研修」については、貴会に実施協力機関の機能を担っていただいておりますことに感謝申し上げます。引き続き同研修を提供して着実な普及推進を図ってまいりたいと考えておりますので、今後もご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年は、偽造医薬品の流通や調剤報酬の付け替え請求、無診察処方という、薬剤師・薬局が長年にわたり築き上げてきた国民の信頼を貶める不祥事が続発しました。こうした事態を真摯に受け止め、すべての薬剤師が倫理観と薬剤師としての矜持をもって、社会から信頼される医療人として業務に取り組んでいかなければなりません。会員各位におかれましては、薬剤師の具体的な行動の価値判断の基準として策定している「薬剤師行動規範」に基づいて行動し、社会に対する責任を全うしていくことを強く求めたいと考えます。

本年4月の診療報酬・調剤報酬の改定に向けた議論が進められていますが、その方向性は、患者本位の医薬分業の実現に向けて、薬剤師・薬局が実際に果たしている機能を反映したものとなることが想定されます。医薬分業制度は、薬物療法における安全性・有効性の確保と医療保険財政の効率化に貢献するシステムです。保険薬局の指定に係る留意事項について、いわゆる敷地内薬局の誘致が散見されていますが、医薬分業制度の円滑な推進には処方箋の確認と調剤は医療機関から独立した薬局において実施されなければならないものであり、留意事項の厳格な適用を引き続き強く求めてまいります。

社会保障制度改革への取組が本格化し、医療の高度化、複雑化が進展するなど、薬剤師を取り巻く環境も大きく変化しています。皆様におかれましては、かかりつけ薬剤師・薬局として、患者が使用する医薬品の一元的・継続的な薬学管理指導と薬と健康等に関する多様な相談に対応し、必要な医薬品等を過不足なく供給するとともにセルフメディケーションを支援し、地域に欠くことのできない存在として引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念申し上げますとともに、本会事業に今後もかわらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶といたします。



## 年頭にあたって

参議院議員・自民党组织運動本部 本部長代理 藤井基之

新年明けましておめでとうございます。薬剤師会の会員の皆様には、お健やかに輝かしい新たな年をお迎えになりましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年10月に行われました衆議院総選挙では、自民・公明の連立与党が3分の2を超える議席を確保することができ、引き続き安定した政権運営を担えることとなりました。ご支援を頂いた皆様方には、改めて厚く御礼申し上げます。

私はこの1年、厚生労働委員会等の質疑において医薬品供給や医療提供に関する時事の問題を取り上げ、迅速かつ適正な対策の実施に努めるとともに、沖縄・北方問題特別委員会の委員長として、新たな分野に取り組み、政策の幅を広げることもできました。また、自民党の総務副会長として、党運営や国会活動に関する重要事項の決定に携わって参りました。更に9月には、自民党の組織運動本部の本部長代理に任命され、党の組織強化にも取り組んでいるところです。今後ともこうした経験を糧に、心豊かな社会づくりに尽力して参りたいと思います。

さて、昨年はC型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が流通し、患者に調剤されるという驚くべきニュースから始まりました。当該偽造品を調剤された患者の機転により大事に至らなかったのは幸いでしたが、この偽造品が外箱のない裸ボトルで、当然るべき添付文書も添えられていない稚拙品であったにもかかわらず、正規の医薬品卸売販売業から保険薬局を通じて患者の手許に届いたことは、許可を受けて生命関連商品を扱う者にとって看過される事柄ではありません。

国民の医薬品への不安や薬剤師・薬局に対する不信を解消するためにも早急な対応が求められ、厚生労働省は「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」を急遽立ち上げ、直ちに行うべき事項について中間報告として取りまとめ、その内容を踏まえて薬機法施行規則等を改正し、医薬品の譲受・譲渡時の取り扱いについて所要の措置を講じました。また、日本薬剤師会、日本保険薬局協会及び日本チェーンドラッグストア協会の3団体は、「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」を作成し、その徹底を図りました。

この他、一部の調剤薬局チェーンによる保険の不正請求も残念な出来事でした。また、一昨年の保険薬局の構造に係わる規制の見直しにより、病院敷地内への保険薬局の設置や誘致が進んでいることも、「患者のための薬局ビジョン」の達成に向けて、「かかりつけ薬剤師・薬局」や「健康サポート薬局」への積極的な取り組みに逆行しかねないと、危惧するところです。

4月の診療報酬・調剤報酬の改定にあたって、こうした状況が如何なる影響を及ぼすか分かりませんが、いずれにしても、皆様方が患者と真摯に向き合い、医薬品の適正使用や人々の健康増進に努め、その信頼を高めていくことがより大事になると思います。

薬剤師の皆様方の益々のご活躍、ご健勝と貴薬剤師会のご隆盛を祈念申し上げ、年頭のご挨拶と致します。本年もよろしくお願ひ申し上げます。



## あけましておめでとうございます

日本薬剤師連盟副会長 本田 あきこ

新年あけましておめでとうございます。皆様には、お健やかに新たな年をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は私にとりまして、忘れられない一年でございました。日本薬剤師連盟において3年毎の参議院議員選挙に組織内統一候補を擁立することを決められ、候補者の公募が行われました。私は、地元熊本及び九州ブロックの推薦をいただき、候補者として立候補いたしました。3月22日の定時評議員会で正式に組織内統一候補者として決定いただいた瞬間から、私の人生は大きく変化し、国民のために、そして薬剤師のために国政を目指すという思いが現実のものとなりました。当日、評議員の皆様の前で初めての挨拶をさせていただきましたが、緊張のあまり、街頭演説のような大きな声での挨拶となってしまい、室内でマイクを持っての挨拶なのだから、そんなに大きくなくていいんだよ、と注意されたことをはっきりと覚えています。

室内ポスター等に使用する写真撮影や自民党幹部への挨拶等を済ませ、4月より九州各県の訪問活動を皮切りに、無名の私を多くの皆様に覚えていただくため、全国訪問の旅がスタートいたしました。昨年末までに45都道府県を訪問することができました。訪問先では、皆様に笑顔で迎えていただき、握手を通して力強い激励の言葉をいただいております。本当にありがとうございました。

新年祝賀会が終盤になる2月から、全国支部訪問の旅が始まります。イメージカラーのオレンジ色を身に着け、少しでも多くの皆様とお目にかかることができるよう、直往邁進全国を駆け巡ろうと決意しておりますので、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

本年の干支は戌です。本年が皆様にとって素晴らしい一年となりますよう祈念申し上げ、新年に当りましての挨拶といたします。

1 Facebookページ「本田あきこの部屋」を公開しました。

右のQRコードから閲覧してください →



2 本田あきこのホームページを開設しました。

<https://www.honda-akiko.jp/>

3 本田あきこメールマガジンを開始しました。

右のQRコードから登録をお願いいたします →





## 新年挨拶

一般社団法人広島県医師会会长 平松恵一

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様方には、平素より広島県医師会の諸事業・諸業務にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

広島県医師会会长として3期目も終わろうとしています。会長就任前に掲げた課題もほぼ達成し、今年も公正・公平、透明性、説明責任、情報開示を柱に活動を続けて参りたいと思います。広島県医師会は、二葉の里の新会館へ移転し早や2年が経ちました。北隣りには既に歯科医師会館が移転して来られ、貴会の新広島県薬剤師会館も隣合わせに今夏には完成します。二葉の里はまさに地域医療支援の拠点としてふさわしい地域となります。また、広島県医師会館と隣接する広島がん高精度放射線治療センターは、広島県医師会が県より委託されて管理・運営致しております。広島大学病院、広島市民病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院の4基幹病院との連携により運営し、センター長は広島大学病院の永田先生です。県下の病医院よりの紹介もあり、患者数も順調に増加しています。「がん相談外来」もあり、セカンドオピニオン機能も期待されます。

2025年問題といわれる超高齢社会の到来を見据えて国は、病院完結型から地域完結型への医療をめざして、地域医療構想の構築・地域包括ケア構想の構築をすすめています。そして、本年度は県の「第7次保健医療計画」・「第7期ひろしま高齢者プラン」「在宅医療・介護連携推進事業」「国民健康保険の運営の県への移管」の年でもあります。

また、国・県のすすめる医療費適正化施策では、特定健診・特定保健指導や後発医薬品の使用促進・糖尿病重症化予防など、我々医療者・薬事関係者には多くのことが求められています。県医師会としても貴会との連携のもと、かかりつけ医を中心には在宅医療や訪問看護・介護を積極的に行い、地域医療連携パスではお薬手帳の活用による重複投与や副作用の未然防止に一層努めたいと思います。またHMネット（ひろしま医療情報ネットワーク）等による情報共有が、今年は一層進展することを期待しています。

最後に、本会としましても、貴会と連携協力し、今後も県民の健康増進に寄与して行く所存ですので、本年もよろしくお願い申し上げます。

本年が貴会にとって素晴らしい年であるよう、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、新年のご挨拶とさせて頂きます。



## 年頭所感

一般社団法人広島県歯科医師会会長 荒川信介

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会会員の先生方におかれましては、ご家族お揃いで健やかな新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

昨年を振り返ってみると、私たち歯科医師会にとりましては、何と言っても1月の新会館完成が最も大きなトピックスと言えると思います。新会館建設に当たっては、会員の先生方からの新たなご負担をいただきかず、それでいて「地域歯科保健医療推進の拠点として、先生方のシンボルタワーに相応しい建物を！」というコンセプトで建設を進めて参りました。会館建設委員会のメンバーを中心に、多くの先生方からのご意見をいただき、身の丈に合った新会館が建設できたと自負しているところです。

勿論、新会館を建てることができましたのは、先達の先生方に残していただいた浄財や、行政等からのご支援があったからに他ならず、本当に感謝しても感謝しきれないものがあります。

また、今年の夏には薬剤師会館も二葉の里に移転されます。全国で初めて薬剤師会・医師会そして歯科医師会の三師会が一つの地域に結集することとなります。これに先立つ本年3月には診療報酬改定が実施される中で、今年度は、介護報酬・障害者サービスの公定価格を同時に改定する節目の年でもあることから、「ダブル・トリプル改定」とも言われてますが、直面している超高齢社会の中で、地域包括ケアシステムの一翼をそれぞれが担い、多職種連携事業を推進することで、看護協会さんを含む四師会がより強く連携・協力し県民の方々の健康長寿を支えていきたいと思っています。

さて、歯科界においては、政府の骨太の方針の中に『口腔の健康は全身の健康にも繋がることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健の充実に取り組む』と明記されました。ようやく歯科医療に明るい陽射しが差し込んできたように思います。この明るい陽射しをより輝かせるために、我々歯科医師はさらなる歯科保健医療の充実に一人ひとりが真摯に取り組む必要があります。そして、その歯科医療には、適切な薬剤供給は欠くことができない重要な要素であることは、今更申しあげるまでもありません。どうか薬剤師会会員の先生方には、引き続き絶大なるご協力と温かいご支援をお願い申し上げます。

貴会益々のご発展と会員及びご家族の皆様方にとりまして、明るく希望に満ちた一年となり、輝かしい将来が到来することを心から祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 新年ご挨拶

公益社団法人広島県看護協会会長 川本 ひとみ

### 看護職の使命「生きるを、ともに、つくる」

広島県薬剤師会会員のみなさま、明けましておめでとうございます。新年を健やかにお迎のこととお慶び申し上げます。日頃から、広島県看護協会の事業発展にご支援ご協力を頂きありがとうございます。本年も何とぞよろしくお願い申しあげます。

今年の干支は「戌」ですが、いぬを人に例えると、社会性があり忠実で人付き合いもよく親しみ深いこと、勤勉で努力家ということです。看護職の特徴そのもののように思いますが、戌の縁起にあやかって、広島県看護協会は薬剤師会を初め、他の職能団体や行政の皆さんとしっかりと連携させて頂き、県民の健康増進に向けてよりよい担い手となるよう尽力する所存でございます。

さて、わが国では医療提供体制の変革が着々と進んでいます。本年4月には、診療報酬・介護報酬の同時改定もあり、病院等では入院基本料をめぐる病床転換等の動きが顕著になると予想されます。また、厚生労働省は「特定行為に係る看護師の研修制度」に拍車をかけ、将来的に10万人の人材育成をめざしています。新たな財政支援制度による基金事業では、医療職の確保と人材育成、職場環境の改善や訪問看護の機能強化等、さらに推進されます。

看護職の活動の場は病院から地域・在宅へと拡大し、働く場や働き方が多様化する中で、あらゆる健康段階の人々の誕生から看取りまで、切れ目のないケアを提供できる高い看護実践能力が求められます。

2017年11月、日本看護協会は、2025年に向けた看護の挑戦「看護の将来ビジョン」を全ての看護職、生活者、そして社会全体に広く伝えていくために、タグライン・ステートメントを作成し発表しました。

具体的には、今まで私たち看護職はひとりひとりの患者と向き合い病院看護を中心に、生きる力を引き出す技術を磨いてきました。しかし、これからは、少子・超高齢化、医療費削減、在宅医療の増加により看護の力は病院だけではなく、あらゆる場所で必要とされ最期までを、看続けるためにも、私たちはいま、「暮らし」というフィールドに立ち、これまでなかった看護のかたちを実現させていかなければなりません。

そのため、“地域全体を見渡せる、看護システムは”“安心して在宅医療を選択できるためには”“看護職ひとりひとりが考え方行動することとは”“もっと自由にもっと強く”“未来に向け求めあう手と手がしっかりと届き結ばれるような環境を新しく作り上げていく”「生きるを、ともに、つくる」です。

広島県看護協会は「人々の健康な生活の実現に寄与する」ことを目的にして、多くの事業を着実に進めています。スローガンを掲げるだけではなく、会員がタグラインを看護職の使命として全うできるよう、働きやすい環境整備へと支援していきたいと思います。

2018年の新年が、広島県薬剤師会の皆様方におかれまして、よき年となりますようお祈りし年頭のご挨拶とさせて頂きます。



## 新年ごあいさつ

広島県健康福祉局長 菊間秀樹

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様には、平成30年のすがすがしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素から本県の健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

昨年10月末、薬剤師会館の新築工事が起工されましたが、今夏の竣工により、二葉の里地区に、医師会、歯科医師会に続いて、貴会が移転されることにより、各団体の連携が更に図られ、県民の保健・医療の一層の向上に資するものとなることを期待しております。

さて、新年度は、薬価制度の抜本改革を含む診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目の年となります。地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化・連携、医療と介護の役割分担と切れ目のない連携を着実に進めることが求められます。

こうした中、本県では、平成26年度から「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」を、平成28年度からは「地域イベントを活用した薬剤師による健康づくりサポート推進事業」を実施し、地域住民による主体的な健康増進を支援する「健康サポート薬局」を県内125の日常生活圏域ごとに1か所以上登録・公表することを目指して、地域包括ケアシステムに不可欠な在宅医療拠点の整備に取り組んでおりますが、昨年12月現在、20圏域の26か所に「健康サポート薬局」の登録を頂いております。

広島県薬剤師会の皆様におかれましては、地域における在宅医療の担い手として、「かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局」への御理解、御協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

また、新会館には、在宅医療に参画する薬剤師を養成し、医療・衛生材料を効率的に供給する拠点として、「在宅医療薬剤師支援センター」が整備され、薬剤師の在宅医療への参画を更に推進していただけるものと期待しております。

新年の門出に当たり、今年一年の広島県薬剤師会の皆様の御多幸と御健勝を心からお祈りいたします。



## 新年のご挨拶

中国四国厚生局長 片 岡 佳 和

平成30年の新春を迎え、心からお慶びを申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様には、日頃から医療保険行政並びに薬事行政に対し、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本年は調剤報酬の改定年に当たり、また、介護保険との同時改定にもなります。前回の平成28年改定では、平成27年10月に厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」によるところの「立地から機能へ」、「対物から対人へ」、「バラバラから一つへ」という3つの柱立てに基づいて、「かかりつけ薬剤師・薬局の評価」、「薬局における対人業務の評価の充実」、「いわゆる門前薬局の評価の見直し」等が行われました。また、別に、保険薬局の指定については、保険薬局の独立性を維持しつつ、保険医療機関と保険薬局の間に一律にフェンス等を設置し公道等を介することを求めていた運用が改められました。現在、中央社会保険医療協議会において、前回改定の影響を検証した上で、さらなる患者本位の医薬分業を実現するために、薬局の機能に応じた評価のあり方などについての議論が行われており、3月上旬には改定内容が告示される予定です。中国四国厚生局では、広島県とともに、改定内容等の周知を図るため、3月下旬頃に改定期集団指導を予定していますので、貴会のご協力をお願いいたします。

また、「かかりつけ薬局」や、さらに機能を持った「健康サポート薬局」は、地域包括ケアシステムの重要な一翼を担うものであることは論を待ちませんが、全国の厚生（支）局におきましても、平成28年4月から「地域包括ケア推進課」が設置されています。地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、地域包括ケア推進課としては、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を積極的に行うこととしており、併せて、新オレンジプラン等の認知症施策についても、普及・啓発に資する取り組みを推進しているところです。

一方、薬物乱用関係につきましては、有名芸能人が覚せい剤の所持や使用で逮捕される事件が後を絶たず、社会的にも注目を集めていますが、目を転じますと、インターネットやSNSの普及に伴い、家庭の主婦や子供ですら、簡単に違法薬物を手に入れることができる現代社会でもあります。これら薬物乱用の恐ろしさや失うものの大きさにつきましては、引き続き広報・啓発に努めると共に、「薬物汚染のない健全な社会の実現」という責務を果たすため、多様化する乱用薬物に対する取り締まりの強化に努めてまいります。

終わりに、中国四国厚生局は地域の皆様方にとってより身近な行政機関となるよう、今後一層の取り組みを行っていく所存です。貴会及び会員の皆様方におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年ごあいさつ

広島県健康福祉局薬務課長 應和卓治

平成30年の新春を迎え、心からお慶びを申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様方には、これまで、医薬分業、医薬品の適正使用及び薬物乱用防止等の推進に格別の御協力と御支援を頂いており、私ども行政として着実な進展を重ねることができますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定され、県においても、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を策定し、その中に、薬物依存症治療の専門医療機関の拡大や相談支援窓口の充実、民間団体の活動支援等を盛り込むことが求められています。

また、近年は、覚醒剤事犯の再犯者率の上昇に加え、大麻事犯の低年齢化により、好奇心で始めた大麻の使用が、麻薬、覚醒剤などの乱用につながる恐れがあることから、特に若者による大麻の乱用を防ぐことが重要であり、薬物乱用の危険性を訴える普及啓発もますます重要となってきています。

こうした中、本県では、これまで薬物乱用防止教育を受けてきた大学生が、社会の中で主体的に薬物乱用防止に向き合う契機とするため、昨年8月の薬物乱用防止指導員の委嘱替えに併せ、ライオンズクラブと連携して彼らを「広島県ヤング薬物乱用防止指導員」として養成し、小・中学校等での薬物乱用防止教室の開催や、626ヤング街頭キャンペーンなどで活動を頂くことで、薬物乱用防止対策をより一層推進することとしています。

こうした取組に加えて、2025年問題を控えた地域包括ケアシステムの構築において、在宅医療の拠点となる「健康サポート薬局」制度の推進と公表、医薬品の適正使用の普及・啓発、医療に必要な血液やワクチンの安定供給、治験等の実施体制の強化、肝炎ウイルスの早期治療を行う肝炎対策事業の推進など、県民が安心して暮らせる環境づくりを進めているところです。

どうか皆様方におかれましては、これらの取組への御理解と御協力を引き続き賜りますとともに、地域住民から信頼される「かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局」を目指し、県民の保健・医療の充実のために、今後とも、一層の御尽力をお願い申し上げます。

終わりに、広島県薬剤師会のますますの御発展と会員の皆様のお幸せをお祈り申し上げて、新年のごあいさつとさせていただきます。



# 新春隨想

—一年男・年女を迎えて—



監事 岡田 甫

2018年、戊戌「つちのえいぬ ぼじゅつ」

皆様には穏やかな新春をお迎えのことと思います。戊年生まれの性格を覗いてみると真面目、誠実、仕事熱心、約束事は何があっても守り受けた親切は決して忘れないとある。

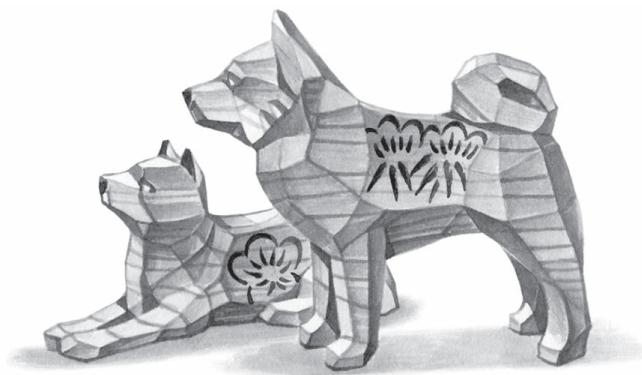
卒業後この薬業にPTA活動も十数年、今も町内会のお世話など確かに真面目にと言えるかも。薬剤師会への関与は面分業の支援拠点にと旧（株）広島南調剤薬局設立に係り平成2年広島市薬剤師会の理事、阪神大震災の支援で現地入りする等以来、学校薬剤師会、薬剤師国保組合などの役員として現在に至っている。

と同時に趣味としてゴルフ、スキー、音楽（JAZZ）、ドライブ、車はサニー1000からアメ車、ドイツ車と結構散財もし、楽しんできた。

高齢者の区分に放り込まれた65才の頃は老いの感覚は全くなく、地域医療の一端を担う健康サポート薬局業務、また民生委員としても、真に高齢者的心に寄り添うべく頑張ってきたつもりだが、近年の急速な社会、医療環境の変化に72才人生後半、視力、聴力、身体機能の衰えか、なかなか対応できない自分に気付く。老いとは怖い実感の世界。とは言え、諦めつつも毎朝6時起床30分の速歩、またゴルフドライバーをドラムスティックに持ち替え、車も小さいながらも2Lターボ231馬力のMT車と認知症対策は万全。

今年の運勢、陽の土が比和となる事で前向きに真面目に努力するかどうかで成長するか枯れてしまうか気運が大きく変わるとある。

今年は2012年以来の医療介護同時改訂2025年に向けて医療費適正化対策の実効性が強く求められると推察する。鞭を当てながらもう一踏ん張り。さて大きく吉と出るか凶と出るか。



## 第50回日本薬剤師会学術大会 in 東京

日 時：平成29年10月8日（日）・9日（月・祝）

場 所：東京国際フォーラム、JPタワーホール&カンファレンス



### 報告 I

副会長 松尾 裕彰

今回初めて日本薬剤師会学術大会に参加させていただきました。開会式の一時間前に会場に到着しましたが、すでに5,000人収容の開会式会場は半分以上席が埋まっていたり、とても大きい学術大会であることを実感いたしました。さらに、安倍首相がご多忙の中駆けつけて挨拶されました。薬剤師に対して、地域における薬の専門家として医療機関等と連携しつつ在宅医療・介護の一翼を担うとともに、安心して気軽に相談できる身近な存在として、病気の予防や健康づくりの面への力添えを期待していると述べられました。

2015年にノーベル生理学・医学賞を受賞された大村智 北里大学特別栄誉教授の特別記念講演「微生物創薬と国際貢献」では、微生物が産生する新規天然物（抗生物質）を500種以上発見され、そのうち20種類以上が医薬品や農薬として実用化されていること、およびそれらの開発の経緯を詳しく知ることが出来ました。ノーベル賞受賞の功績であるイベルメクチンの開発においては、ノーベル賞を共同受賞されたウィリアム・C・キャンベル博士との出会いや、多額な研究費の提供を決断したメルク社のロイ・バジエロス博士の話をされ、彼らの助けなくしてはイベルメクチンの開発はあり得なかつたと強調されていました。つまり、ノーベル賞レベルの研究成果を残すためには、研究に対する情熱に加えて「人との出会い」を大切にすることがとても重要であると力説されました。この講演を聞いて、私も一期一会を大切に、これから的人生を送りたいと思った次第です。

東京大学高齢社会総合研究機構教授の飯島勝矢先生は、特別講演「超高齢化社会を見据えた未来予想図—フレイル予防から在宅ケアまでを俯瞰する—」において、最近よく耳にする「フレイル」の予防が高齢者の自立状態を維持するために重要であると述べられました。フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能が低下して、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態、かつ、適切な介入や支援により、生活機能の回復が可能な状態と定義されていることなど、フレイルについて正しく理解することができました。顕著なフレイルになる前から、多面的な予防、例えば積極的な社会への参加や栄

養状態の改善を実施することで、自立状態を維持し健康寿命を延ばすことが出来ます。薬剤師が在宅ケアへ進出している現在、フレイル予防にも積極的に関わることで健康社会に貢献できるということです。今後健康サポート薬局においては、「フレイルの発見・予防」がキーポイントになると感じました。

その他、国際薬剤師・薬学連合（FIP）のCarmen Peña López会長の Pharmacists Practicing with Pride ~2025年の超高齢化社会に向けて薬剤師は何をなすべきか～と題した講演では、健康増進と疾患予防、臨床薬局、研究、教育（人材育成）、新技術（効率的なサービス提供）が、医療のニーズに応える Pharmaceutical services に重要であると話されました。

学術大会全体を通して、医療の様々な場面で薬剤師の積極的な関りが求められており、それぞれのニーズに対してプライドを持って真摯に対応し続けることで、薬剤師の評価を継続的に高めていかなければならないと感じました。



### 報告 II

常務理事 井上 映子

【分科会20：「臨床検査値を活用した薬局プレアボイドの現状と課題】

2013年から京都大学をはじめ、全国の病院で処方箋に検査値が記載されるようになり、数年経過した今、より具体的に医師への疑義照会を行えるようになっています。同時に課題も出てきています。一つは、薬剤の副作用が疑われるとき、医師に伝える時に副作用の症状を薬剤師が確定したような表現は良くないのではないか、ということです。もうひとつは、検査値を薬剤師がみたとき、医師法上病態の説明は慎重に行い、あくまでも薬剤管理に活用することを強調されました。かかりつけ薬局・薬剤師の機能として、薬剤の一元的・継続的把握があげられています。調剤時の薬剤の監査、服用後のモニタリングにおいて臨床検査値は重要なツールであるが、薬局では活用できる薬剤師がもっと必要となってきます。2025年までに、検査値を活用できる薬剤師を養成することを日薬で考えているとのことです。

【分科会34：慢性腎臓病（CKD）患者に対して保険薬局薬剤師のできること・やるべきこと（基礎編）】

会場は溢れる人で入口までしか入れない状況で、熊本大学薬学部の近藤悠希先生の「明日から薬局ができる！腎排泄薬剤の用量チェックのポイント」についてもほとんど聞くことができませんでした。多忙な薬局で腎排泄型薬剤の尿中未変化体排泄率を調べ、患者の腎機能をみて薬剤の用量を計算するなんてできない！という現場のことを考え、レセコンを使用したチェックシステムを開発したことです。

【分科会40：慢性腎臓病（CKD）患者の処方監査と服薬指導～現場での具体的な取組と今後目指していくCKD患者への対策（応用編）】

基調講演では、熊本大学薬学部附属育薬フロンティアセンターの平田教授より、「腎機能低下時に最も注意が必要な薬剤について」ご講演されました。日頃、私達が最も参考にしているのが、日本腎臓病薬物療法学会のホームページにある、薬剤の一覧表とCcr、eGFRの計算アプリです。これまでの発表などで、薬剤師が最も注意すべき薬剤はほぼ決まってきました。一方、薬物療法上減量をしてはいけない薬の提示もありました。質疑応答では、NSAIDsの漫然投与について質問があり、「薬局から電話が入ると医師は怒ることが多いですが、次回処方から検討されることもあるので、問い合わせは無駄ではない。」というコメントがあり、たくさんの方が勇気づけられたと思います。

あっという間の二日間、業務に関連した内容を拝聴し、薬剤師が検査値を活用することは、疑義照会から処方提案に進化し、他職種にアピールできるばかりでなく患者に有益な薬物療法が提供できることが期待できました。

1日目のランチョンセミナーで、日頃聞けない敷地内薬局の経営者のお話を聞くことができました。敷地内開設が認められてしまった昨今、病院からの院内誘致要請が引きも切れません。病院の敷地内薬局で求められることが他の薬局と違い、特にオーファンや難病の対応を行うことで地元の薬局への負担が軽減するとご発表がありました。確かにそうかもしれません、やる気があればどの薬局でもできる時代もあり、病院薬剤師として、困難例は院内で対応すべきと考え、同調はできませんでした。さて、これから数年に渡り論争ばかりをしている場合ではありません。地域包括ケアシステムの中に薬剤師が介入できなかったときのことを最も恐れ、自己研鑽をしていかなければならぬのですから。



### 報告Ⅲ

常務理事 竹本 貴明

10月8・9日に東京で開催された「第50回日本薬剤師会学術大会」に参加し、主に【災害時の医療体制について】・【学校薬剤師】・【研究倫理と薬剤師】の分科会・口頭発表に参加したので報告致します。

【災害時の医療体制について】では、平成26年から「東京都地域防災計画」の中で被災地への医薬品の供給をより一層円滑に行うことを目的として、災害薬事コーディネーター制度を発足させ、地区薬剤師会より災害薬事コーディネーターを選任している。区市町村が設置する災害薬事センターにおいて、医薬品の管理、薬剤師班や薬事関係者の調整といった薬事の観点から、災害医療コーディネーターを支援する役割を担っており、日本赤十字社等から招いた講師による講義やグループワークを実施し、災害薬事リーダーを育成するための研修会を行なっているそうです。

また、医薬分業率が70%を超えた現在、災害医療は医薬品の専門家である薬剤師の参加がなくては成り立たないといつても過言ではない、全ての薬剤師に、災害時の医療救護活動に参加していただきたいとのことでした。

【学校薬剤師】では、高校生を含む国体参加競技者に対するドーピング防止相談に応じる中でサプリメント・健康食品に関する相談が多く寄せられている。そこで、栄養教諭を対象としたアンケートを行った結果、栄養教諭が部活動に関与している（5名/56名）、サプリメントとドーピングの関連性を知っている（25名/56名）という結果が報告されました。

そこで学校薬剤師と栄養教諭が連携するシステムを構築することで、スポーツ栄養学、サプリメント・健康食品の適切な使用に関する教育において、生徒児童に対しより効果的な啓発を行っていけるのではないかという発表が、スポーツファーマリストの資格を取得していても活用できていない私には一番印象に残りました。

【研究倫理と薬剤師】では研究することは医療を向上させるために必要であるが、研究すること自体が目的となってしまわないように意識することが重要である。

薬局で研究を行う場合においても、被験者に対する直接的な配慮だけではなく、行おうとする研究をきちんと研究計画書に書き込み、科学性・倫理性・信頼性・実施可能性・法的妥当性を必要に応じて倫理審査委員会に実施の可否を問わなければならない。

再来年、山口県で開催される第52回日本薬剤師会学術大会からは医療倫理審査が必要な発表については、倫理審査委員会の承認を受けていなければならず、広島県薬剤師会でも来年の県薬学会で実施できるよう、倫理審査委員会の設置の準備を進めているところです。



## 報告Ⅳ

常務理事 中川 潤子

10月8日・9日の2日間、「Pharmacists Practicing with Pride ~新たなる時代に向けて、さらなる飛躍」をメインテーマとして東京で開催された学会に参加しました。

特別記念講演では、北里大学特別名誉教授の大村智先生が「微生物創薬と国際貢献」というテーマでご講演されました。大学時代に教えていただいた先生のご講演でしたので、学生時代を思い出しながら拝聴いたしました。

ランチョンセミナーは「高齢者のかゆみを予防する」というテーマでした。「かゆみ」「乾燥」に悩まされている高齢者の患者さんとどう向き合うことができるかについて、皮膚科専門医の堀仁子先生より「かゆみ」の実態と治療戦略および予防の可能性について、薬剤師の富樫真実子先生より店頭でのスキンケア指導および訪問入浴の事例から薬局の役割についてご講演いただきました。

2日目は分科会37 10:00~15:00 くすり教育ワークショップ -あなたも小学生のくすり教育指導者に!-に参加してきました。

まず、くすり教育を取り巻く医薬品医療機器法の法的環境の話から始まりました。医薬品医療機器法の法的環境を理解し、わが国の教育システムや現状も踏まえた上で、小学生低学年からのくすり教育の必要性についての講義がありました。小学生低学年に対するくすり教育は、講義形式では理解が難しいと思われるため、様々な工夫が必要となります。講義の後、5~6名の班になり、スマートグループディスカッションでは小学生低学年を対象とした「薬を正しく使う」(講義あるいは実験形式)ための方策を討議しました。引き続き、グループ毎の発表を行い、質疑応答の後、帝京大学の実践例の紹介がありました。

今回、小学生を対象に薬を正しく使うことの大切さを分かりやすく指導できる「くすり教育指導者」を養成するためのワークショップに参加し、小学生にとっ

てのくすり教育の可能性と重要性、課題を参加者みんなで共有する機会を得ることができたと思います。

これから、薬局において小学生を対象としたイベントの企画や、学校薬剤師として小学生のくすり教育に少しでも関わることができればと思っています。そしてこどものためのくすり教育を広げていきたいと思いました。



## 報告Ⅴ

常務理事 柚木 りさ

10月8・9日と第50回日本薬剤師会学術大会に参加してきました。

当日の東京はお天気も良く記念大会にふさわしい天候に恵まれ、全国より12000人を超す薬剤師が集結してきました。

初日、安倍総理大臣の登場というびっくりな開会式のち、北里大学特別栄誉教授の大村智先生による特別記念講演「微生物創薬と国際貢献」を拝聴しました。微生物創薬での先生のご努力や様々な微生物から作られたたくさんのお薬のお話しいただきました。

会場となった東京国際フォーラムはとても広く、会場内で迷子になるくらいの大きさで一度会場を後になると、方向音痴の私には二度と戻れないのではないか? ということで聞きたいものを一箇所に絞り広い大会会場内をうろうろとすることをやめました。

今回は主に薬局業務に関する分科会に参加をしてきました。

分科会2での基調講演は行政から厚労省保険局医療課中山智紀薬剤管理官による「薬学管理の重要性と今後の対応」と題して講演がありました。

私たちが普段行っている業務内容(受付、処方監査、調剤、投薬、薬歴管理等)に関して、最低限行うべきこと、行っていて当たり前のこと、今後もっと進めて行わなければいけないこと。

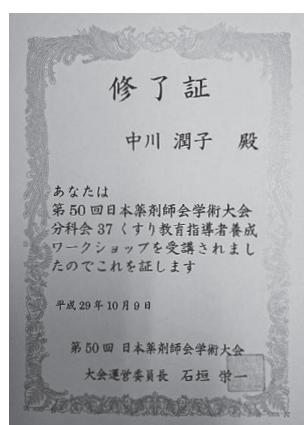
在宅にも積極的に参加し、入退院時における病薬連携をとっていくとともに、質の高い業務を目指す。

医薬品の適正使用に薬剤師としてどのように係るか、かかわりをもっていくか。

など、今の薬剤師や、薬局に係ることに熱くお話をいたきました。

30年改正に向けての薬局ビジョンについて対策を考える機会となりました。

続いて、薬学管理の充実、薬歴の管理・内容についてに指摘事項などの発表があり、添付文書の確認や、服用回数、時間などをしっかりと把握し残薬確認をおこなっていくなど、体調の変化などとともにしっかりと管理していくことなどなど。



健康サポート薬局をはじめ、かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局の重要性など、これから薬局の在り方の重要性のお話をしっかりと聞いて帰りました。

今回の学会では、忘れがちになる一番身近な薬局業務に関して自分自身を見直すきっかけとなりました。



## 報告VI

常務理事 吉田 亜賀子

当日は9:00には会場に着きましたが、会場内は広く式典会場内で着席したのは東京都薬剤師会大木副会長の開会宣言直前でした。開会宣言に引き継ぎ、日本薬剤師会山本会長、大会運営委員長東京都薬剤師会石垣会長の挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露、次回開催地の石川県薬剤師会中森会長への薬剤師綱領権引継ぎ、挨拶で式典が終了しましたが、表彰式前に公務で遅れた来賓の安倍総理大臣が祝辞を述べられました。表彰式後は2015年ノーベル生理学・医学賞を受賞された北里大学特別栄誉教授大村先生の特別講演がありました。大村先生の特別講演では先生が抗生物質など微生物の生産する新規有用天然有機化合物の発見やその研究に費やした月日、その研究に携わった人の多さを知ることができ、また抗寄生虫薬イベルメクチンでの功績には改めて驚かされました。また、先生が設立された病院のコンセプトが「病院らしくない病院」ということで絵画が多く展示しており、美術館を彷彿させるようでした。以下私が参加した内容です。

### ランチョンセミナー13

#### 「病名でも証でも語れない漢方の実際」

埼玉県・大野クリニック 大野院長

副作用について下記のタイプに考えられる

#### 【漢方薬にみられる副作用】

##### ① 薬理学的副作用

アルドステロン症（ポイントは低K症）

黄芩にみられる肝障害・間質性肺炎

麻黄（エフェドリン）における頻尿・不眠・排尿障害

##### ② 本来の薬能→副作用と間違い

麦門冬湯 乾性鎮咳適用（粘膜を潤し咳を抑える⇒去痰作用はない）

防己黄耆湯 利水作用で余分な水分を排出（利尿作用ではない）

##### ③ 瞳眩（メンケン）作用

一時的に想定外の症状が出て（悪くなったり）、治療目的の病態が改善

前症状が残った場合は瞑眩ではない

また、漢方薬は長期服用で効果出現でなく即効性があ

る。西洋薬との使用用途が違うため併用する。

### 特別講演3

#### 「超高齢化社会を見据えた未来医療予想図—フレイル予防から在宅ケアまでを俯瞰する—」

東京大学高齢社会総合研究機構 飯島教授

日本老年医学会は高齢者が筋力や活動が低下している状態（虚弱）を「フレイル」と呼ぶことを昨年5月に提唱した。フレイルとは肉眼的なものだけではない。『運動・栄養・社会活動』がフレイルチェックの三位一体である。また、急にフレイルになるのではなく、必ず「プレフレイル」が存在する。プレフレイルとは運動・栄養・社会活動の減少はあるが、日常生活に支障はない（何も困っていない）で、この状態が可逆的に多面的に進行していく。可逆的であるが、進行方向へ強く逆方向へは弱いため自然と進行はしていく。特に定年退職後の男性における社会活動参加に関しては考慮する必要がある。

### 特別講演4

#### 「やしさを伝えるケア技術・ユマニチュード」

ジネスト・マレスコティ研究所所長 イヴ・ジネスト

ユマニチュードの理念・哲学には、『存在を認める』がある。その中で

人と人の前向きな絆

愛情

相手をたよる

決して技術だけではない。ケアの中で重要なポイントは見る（瞳を合わせる・長時間・正面から）

話しかける（やさしい調子・前向きな言葉だけ）

触れる（抱っこする・やさしく扱う・包み込む）

まさに、乳児への対応と同じである。私達人間は「あーなりたくない」と思う人には目を向かない。だからこそ目を見る必要がある。

ユマニチュードを身につけると、1人で25人分の働きをする。それ以上に介護、看護する人のやるせなさを改善している。

### 2日目

#### 分科会24

#### 「ポリファーマシー対策、薬の安全性に視点を当てて」

2025年の医療資源の省力化（多剤併用・ポリファーマシーへの取り組み）として、遠隔診療が可能となった、次のステップにはリフィル処方せんがある。

国策において従来は健康・病気だったが、地域での医療に未病プロジェクトのもと健康・未病・病気となり「未病」という新しい産業の創出がスピードアップしている。薬局においても現在のポリファーマシー（残薬）、

コンプライアンス、高齢者合併症、重複受診に加えて病気の予防・健康づくりへと新たなビジネス展開が必要となる。

人生100年時代を迎えた今、健康寿命延伸への貢献が求められている。

分科会44

「業界紙記者からみた薬剤師、薬局、薬剤師会」

政策誘導が終了した医薬分業の見直しが求められ薬局バッシングが行われているが、これは最終警告と受け取

るべきである。現在薬局に求められている機能として健康サポート・かかりつけ薬剤師・患者のための薬局ビジョンがあげられているが、果たして現場の薬剤師に『覚悟』があるのだろうか？薬局が減ってもいいからやれるところだけやれば良いのでは？薬局における生産性が求められ始めた。対物・対人の両方を取り扱う薬剤師の存在が求められる。薬局における保険での業務は限界にきており、予防貢献（重症化予防等）という新たな業務の展開が急務である。

## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問41 薬物の腸肝循環の経路はどれか。1つ選べ。

- 1 肝臓→門脈→胆管→腸管→肝臓
- 2 肝臓→門脈→腸管→胆管→肝臓
- 3 肝臓→胆管→門脈→腸管→肝臓
- 4 肝臓→胆管→腸管→門脈→肝臓
- 5 肝臓→腸管→門脈→胆管→肝臓
- 6 肝臓→腸管→胆管→門脈→肝臓

正答は 140 ページ

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) 平成29年度学校安全業務運営会議 (広島県)



専務理事 村上 信行

日 時：平成29年10月10日 (火) 14:00～

場 所：ひろしま国際ホテル 3F

## 議 事

### (1) 報告

- ・平成27・28年度学校安全業務運営会議の成果について
- ・平成28年度事業報告等

### (2) 意見交換

- ・災害共済給付制度、給付基準等について
- ・JSC保有の事故情報及び事故防止対策の提供について

### (3) その他

じ調査」「スポーツ相談」などのグループにおいて八百長・不正行為・反社会的行為・汚職・人種差別等々の脅威や更には「アンチ・ドーピンググループ」も設置しインテリジェンス活動を実施するとともに「ドーピング通報窓口」を本年5月に設置しています。

JSCの成り立ちは、戦後間もなくの1955年、日本学校給食会に始まり、5年後に発足した日本学校安全会と1982年に日本学校健康会として合併し、1958年東京オリンピックに向けて設立された国立競技場の管理運営を加えて1986年に日本体育・学校保健センターとし、行政改革において独立法人化されたのが現在です。従って冒頭の施設管理運営のほかに、スポーツ振興事業部において「スポーツ振興基金助成」や「スポーツ振興くじ (toto、BIG) 助成」を行っています。スポーツくじは、仕組みとして、50%を払い戻しに充て、残りの50%のうち経費を差し引いた収益の3/4がスポーツ振興を目的とする事業への資金とされ、1/4は国庫納付金となっているようです。一方この度の会議はJSCの「学校安全部」における「災害共済給付制度」及び「学校安全支援業務」に関する位置づけで、全国の都道府県単位で実施され、会議の構成は医療関係団体（三師会及び柔道整復師会）と教育関係団体（教育委員会、幼保少中高・PTA）で三師会は学校保健と災害共済給付における診療側の二面

JSCはその名の通りスポーツ振興に携わり、国立代々木競技場（第一第二体育館）、秩父宮ラグビー場、味の素フィールド西が丘、国立登山研究所、秩父宮記念スポーツ博物館、そして国立競技場などの施設の管理運営と、国立スポーツ科学センター（JISS）や味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）などに機能を活用して、高度な科学的トレーニング環境の提供や、各種スポーツ資源の開発等を行うハイパフォーマンスセンターにおいて、国際競技力の向上及び研究・支援・開発業務を行っている独立行政法人です。本年4月には「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し「ガバナンス」「く



性を持っています。JSCと学校設置者との契約において「学校管理下における児童生徒等の災害に対して災害給付金の支給」を行うものであり、授業中、課外活動、部活動、休憩時間中、登下校などでの災害が対象となります。国、学校設置者、保護者の三者による互助共済制度であり、全国の対象児童生徒の90%を超える約1,900万人の加入があるようです。義務教育レベルで約900円／人、高等教育で約1,800円／人の掛け金にて年間約160億円の収入ですが、実に給付対象災害が年間約200万件発生しており、その給付額は約188億円となっていて、不足分が国からの補助や免責特約勘定等で補填されているのが現状です。災害の発生は、やはりスポーツ関係が圧倒的で意見交換では、広島県薬剤師会でもリンクを貼っていますが、JSC、学校現場双方から「学校安全WEb」の情報活用が語られていました。課題として、やはり保険である以上、免責要件があり、課外活動や部活動においても指導教員の引率が必須ですが、個人競技やワイン

タースポーツ、遠距離遠征等、引率・帯同困難な事例も多く、その改善策の検討が要望されていました。また「放課後預かり」とか下校時の寄り道をどのように捉えるかが課題となっていました。薬剤師会としての発言を求められ、学校薬剤師として理科準備室等における毒劇物の保管管理に携わっていることと、理科実験等での災害状況を聞きました。JSCの広島業務部ではデータ把握はありませんでしたが、出席の高校、中学校から、年間数度は「薬品によるやけど」「臭いによる気分不良」等を聞くことがあるようです。学校災害医療では医師会はその事務的対応に積極的であり、私共薬局・薬剤師においても、その調剤には学校安全業務の一端として捉えた対応をしていきたいと思います。「杜のスタジアム（新国立競技場）」は明治神宮外苑の緑とスポーツをつなぐスタジアムとして2年後の平成31年11月に完成し32年7月のオリンピックを迎えます。

## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問53 粉末X線回折測定法により評価される医薬品の物性はどれか。1つ選べ。

- 1 比表面積
- 2 空隙率
- 3 結晶性
- 4 吸湿性
- 5 旋光度

正答は140ページ

## 第41回福山大学薬学部卒後教育研修会

福山大学薬学部卒後教育委員会委員長 森田 哲生

日 時：平成29年10月14日（土）

場 所：福山大学宮地茂記念館

平成29年度の第41回福山大学薬学部卒後教育研修会は、10月14日（土）、15時からJR福山駅前の福山大学宮地茂記念館9階の講堂にて実施致しました。最初に、鶴田泰人 本学薬学部長の開会の辞に始まり、今回は特別講演会とし、次の2テーマについて、初めに「本学薬学部分子免疫学研究室教授 今重之氏」から『免疫疾患における抗体医薬』、ついで島根大学医学部附属病院薬剤部副部長 玉木宏樹氏による『病院薬剤師として今取り組んでいること—シームレスな医療の提供から医療安全まで—』についてのお話をいただきました。

特別講演1の今先生の御講演の概要としては、最近益々注目されている抗体医薬について、その高い効果と少ない副作用、すなわち、標的（抗原）に対する高い特異性と親和性や抗原以外には作用しないこと、及び多様な薬剤ターゲット、すなわち、標的分子（抗原）の多様性や作用メカニズムの多様性、並びに工業生産が可能、すなわち、遺伝子工学的な手法による改編や改良が可能であり、組み換え体の製造技術の確立が挙げられることの特徴があり、これらによれば、ゲノム研究で見出された標的分子に対し、いち早く治療法の提供が検討できる点を挙げられました。これまでの医薬品にありがちな、ある標的を狙っての創薬にも拘らず、標的以外にも作用することが度々あり、時として思わぬ副作用が出現するなどの問題があることが抗体医薬ではこれらの問題をほぼ解決することが可能であり、十分期待できるとの感想を持ちました。また具体的な標的疾患としてリウマチ関節炎を挙げて、抗TNF- $\alpha$ 抗体製剤や抗IL-6受容体抗体についてのお話がありました。さらに今先生の研究室で最近推進しているプロジェクトとして、細胞外マトリックスとインテグリン、特にオステオポンチンについての

御紹介もあり、今や多くの抗体医薬が実臨床においても汎用されており、今後、さらに頻用されると考えられることから、今先生の御講演は当にタイムリーなお話であり、今後の発展を大いに期待するものがありました。

特別講演2の玉木宏樹先生の御講演の概要としては、初めに島根大学医学部附属病院薬剤部についての御紹介があり、現在、薬剤部においては39名の薬剤師が在籍しております、その内玉木先生も含め、7名の本学薬学部出身者がいるとのお話があり、同窓生の活躍をとても嬉しく感じました。最近の病院薬剤師の業務として、やはり病棟薬剤業務への注目があり、島根大学医学部附属病院薬剤部においても積極的に取り入れており、病棟薬剤業務実施加算後、薬剤管理指導件数は1.5倍に増加し、退院時薬剤情報管理指導件数は4.1倍に増加し、さらにプレアボイド報告件数は2.5倍に増加したとのお話があり、やはり薬剤師の積極的な薬物治療に対する患者への介入の必要性を改めて感じました。また薬剤師外来について、がん患者指導管理料3の算定要件を満たし、外来業務に携わる薬剤師にとって、初めて認められた診療報酬であり、一層研修し、専門資格を得ることの重要性を感じました。

これらの御講演を通し、薬剤師として患者への常に新たな薬物治療への参画に遅れることなく、絶え間なく生涯研鑽する必要性を大いに感じました。なお、本研修会は広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、日本薬剤師研修センターによる共催と日本薬学会並びに日本薬学会中国四国支部による協賛をいただきました。関係各位に厚く御礼申し上げます。

## 平成29年度緩和ケア薬剤師研修

日 時：平成29年10月15日（日）・22日（日）

場 所：広島県緩和ケア支援センター

### 報告 I

広島市薬剤師会 高野 恒子

1日目は、「緩和ケアの実際」について、5人の先生方の講義を受けました。

#### 1. 診断時からの緩和ケア

（緩和ケア支援センター長 本家好文先生）

緩和ケアの定義（WHO：2002）

緩和ケアとは、生命を脅かす病に関する問題に直面している患者と家族の痛み、その他の身体的、心理・社会的、スピリチュアルな問題（全人的苦痛）を早期に同定し、適切に評価し対応することを通して、苦痛を予防し緩和することにより、患者と家族の Quality of Life を改善する取り組みである

従来、がん病変の治療が終わった後に緩和ケアへと移行していたのが、現在は、がん医療と緩和ケアが互いに補い合う「包括的がん医療モデル」に変わってきており、診断時からの緩和ケアが推進されているとのことでした。

緩和ケアにおいて大切なことは、様々な苦痛症状（痛み・痛み以外）を取り除くこと、患者さんの気がかり（不安）に気づくこと、様々な場面でケアを提供できることです。また、これからは、「がん」患者だけでなく「非がん」患者に対しても、「終末期」だけではなく「診断時」から、「緩和病棟」だけではなく「どこでも」緩和ケアが提供できることが必要です。

#### 2. 緩和ケアにおける疼痛と呼吸困難時の対応

（安芸市民病院緩和ケア部長 松浦将浩先生）

がん疼痛の治療は、痛みの部位と経過を聞く→痛みの強さを聞く→痛みのパターンを聞くことから始まります。痛みの強さは Numerical Rating Scale (NRS) を使い、痛みのパターンは持続痛と突出痛に分けられます。鎮痛薬の使い方に関する5原則、がん疼痛治療のアルゴリズム、除痛ラダーについて説明があり、正しくオピオイドを導入することが効果的とのことです。薬剤以外で痛みを和らげるケアもあること、痛みの閾値に影響する因子があることも学びました。

呼吸困難は主観的な症状であるため、患者さんの主観的な評価を第一にすることが大切です。薬物療法は3 Step あり、呼吸困難時にも、やはりモルヒネが有効であるとのことです。薬物療法だけでなく、環境調整などのケアも重要です。

#### 3. 在宅緩和ケアの実際～在宅医の立場から～

（田村医院院長 田村裕幸先生）

在宅緩和ケアには、患者さんが住み慣れた環境の中で残された時間をその人らしく生きていくためのケア、患者さんへのケアと同様に家族へのケア、患者さんが亡くなった後の家族への継続的ケアがあります。在宅緩和ケアの課題は、70%の国民が終末期の療養場所に「自宅」を希望しながら実現困難とも考えていること、介護者である家族への支援、在宅看取りの実現には、家族が在宅死を容認し医師との信頼関係が必要であることです。

#### 4. 在宅緩和ケアの実際～在宅薬剤師・介護支援専門員の立場から～

（すずらん薬局舟入店薬剤師 若宮香織先生）

薬剤師の訪問業務の流れ・訪問前の情報収集・初回訪問時の流れ・他職種との連携方法・在宅における QOL について、事例を交えながら教えて頂きました。また、グリーフケア（悲嘆回復）の必要性も学びました。

#### 5. 在宅緩和ケアの実際～訪問看護師の立場から～

（YMCA 訪問看護ステーション・ピース所長 濱本千春先生）

退院後のがん患者と家族が、どのように生活しているか？在宅療養するがん患者及び家族の抱える問題や現場の課題は何か？をいろいろな事例を通して紹介してくださいました。在宅緩和ケアの課題として、他職種との効率的な連携、在宅現場に適した症状マネジメントについての知識習得、協働する専門職間の教育・指導を挙げられていました。

緩和ケアが終末医療ではないこと、これからますます在宅緩和ケアが必要になっていくことを学び、今後の課題を頂いた研修会でした。

## 報告Ⅱ

竹原薬剤師会 有田 志穂

二日目の研修は、コミュニケーションの技術、痛みのアセスメントと症例を基にした鎮痛薬の使い分け、在宅緩和ケアチームでの薬剤師の役割・緩和ケアにおける薬葉連携という3つのプログラムにそって行われました。

コミュニケーション技術については、広島大学大学院医歯薬保健学研究院応用生命科学部門 岡村仁教授の講義から始まり、実際にグループごとのロールプレイも行われました。ロールプレイでは、患者役、薬剤師役、そして観察者という役割決めから始まり、がんの種類、その患者背景、この場面を迎えるにあたっての経緯などもグループで考え、ロールプレイを行いました。それぞれの役割をやってみると、患者自身の不安感などの気持ちがこみ上げてきたり、また、薬剤師役の中では、言葉の選び方や説明についての勉強不足がよくわかりました。

コミュニケーションの技術は言語だけでなく非言語によるメッセージもとても大切で、特にがん医療におけるコミュニケーションは、思いやりの心を持ってあたたかさや安心をしっかりと伝えられるような心遣いが大切だなと感じました。

痛みのアセスメントと症例を基にした鎮痛薬の使い分けについては、市立芦屋病院薬剤科部長、緩和薬物療法認定薬剤師の岡本禎晃先生にご講義頂きました。

痛みは人それぞれ感じ方も表現の仕方も違うので、伝え方の認識を共通の評価が出来る物で伝えてもらう事が大事だと思いました。

いつから痛いのか？どこがどんな風に痛いのか？どの程度？どんな時に？

これをそれぞれの基準で伝えられるとわかりませんので、症状の強さを数値化するNRSや痛みのパターンが持続痛なのか突然出てくる痛みなのか、また、フェイススケール等で表現してもらい、それに対処し鎮痛薬を使い分けていて、それぞれの鎮痛薬の特徴と薬物動態、副作用や相互作用をしっかりと理解しておかなければ、副作用からおこる症状の対処もできないし、また前述のコミュニケーション技術にも結びつかないなと感じました。

緩和ケア研修プログラムの最後は、在宅緩和ケアチームでの薬剤師の役割・緩和ケアにおける薬葉連携で、県立広島病院薬剤科笠原庸子先生の講義でした。

一日目の最初の講義でも言わましたが、緩和ケアは終末医療ではなく、がんと診断された時から行う身体的・精神的苦痛を和らげるためのケアで、つらい。という言葉を聞いたときから始まり、患者様が自分らしく過ごせる様に支援するのが目的で、その中で薬剤師として期待される役割について講義されました。薬剤の適正使用の評価から始まり薬剤情報の提供など緩和ケアのチームの中で他の職種の方との連携や薬剤師としての薬物療法の評価等について実際に関わった事例を基に話されました。今後、在宅へと移行される事も増えてくるであろう状況の中で、薬局薬剤師も病院薬剤師と連携をとりながら、患者・家族ともにケアしていくように勉強していかなければと感じました。

二日間の講義でしたが、お忙しい中講義された先生方には大変お世話になりました。

最後に、わからないことは私に聞いて。笠原先生の言われた言葉胸に刺さりました。

薬剤師として私に聞いて。と言えるように今後一層の努力をしたいと思います。

## DMAT中国地区ブロック訓練へのモバイルファーマシー派遣



災害対策委員会委員長 串田 慎也

日 時：平成29年10月15日（日）9:00～11:00

場 所：岡山済生会総合病院

平成29年度中国地区 DMAT 連絡協議会実働訓練の訓練振り返りの検証会に、モバイルファーマシー（MP）の派遣要請がありましたので、出動してきました。

前号にて報告した日薬学術大会での MP サミットでの今後の課題の一つとして他団体との連携（DMAT・DPAT・JMAT・DHEAT など）があげられましたが、MP サミット終了後岡山大学の名倉教授とお話しする機会があり、ブロック訓練の振り返り検証会の際に、ぜひ MP の紹介・見学をしていただきたいと依頼をいただきました。

連携をするうえで、まず MP の認知を上げることは必要不可欠ですので、喜んで参加させていただきました。

話をいただいてから派遣まで、実質 1 週間ないスケジュールで調整を行い、訓練終了後の振り返り検証会の最後に、MP の紹介として10分間の時間を頂き、DMAT 隊員に MP の紹介を行った後、見学会を開催しました。あいにくの雨天での天候と皆さん拠点に戻る予定のため見学会は30分程度の開催でしたが、興味を持って見学していただけました。



来年は、広島でブロック訓練が行われることなので、そちらにも協力していただきたいと広島 DMAT からのお声掛けも頂きました。

災害派遣の際に DMAT との協働は、必要不可欠であると思います。今回の派遣を足掛かりに、今後の連携につなげていきたいとおもいました。

平成29年度中国地区 DMAT 連絡協議会実働訓練の内容については、興味がある方はこちらをご覧下さい。  
[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/532587\\_4143528\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/532587_4143528_misc.pdf)

### 【参考】

DMAT (災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)

- ・災害発生後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療従事者で編成されるチーム。

DPAT (災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team)

- ・大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神保健医療の提供と精神保健活動の支援のため、研修・訓練を受けたチーム。

JMAT (日本医師会災害医療チーム Japan Medical Association Team)

- ・日本医師会が、医師のプロフェッショナルオートノミーに基づき、避難所等における医療・健康管理活動を行うチーム。主に災害急性期以降を担う。

DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム Disaster Health Emergency Assistance Team)

- ・災害発生後に重大な健康危機が発生した際に、必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された健康危機管理・公衆衛生学的支援を行うチーム。



## 未就業薬剤師就労支援事業報告

常務理事 吉田 亜賀子

平成27年度に開始した未就業薬剤師の就労支援事業をほぼ同内容で、今年度も東部・西部で継続しています。

今年度の新たな取り組みとしては、参加者が少なかった昨年度の改善として①託児体制を整える②研修タイトルをわかりやすくする。の2点を追加しました。改善した点が機能して今年度は参加者も増えています。参加者が増えただけではなく、参加する方々の復職に対する前

向きな姿勢も窺えました。会誌内で『復職支援研修会』で参加者の方に報告していただいております。

現在第6回まで終了しており、開催日程・内容・参加人数は下記の表の通りです。

今年度は、希望者の病院実習、薬局実習とあと2回の研修会で終了となります。参加された方が一人でも多く復職に繋がればと思っています。

回数	日程	会場	内容	参加人数
オリエンテーション	3月30日	まなびの館ローズコム	オリエンテーション	1
	3月30日	広島県薬剤師会館		12
	4月8日	まなびの館ローズコム		2
	4月1日	広島県薬剤師会館		10
第1回	5月24日	まなびの館ローズコム	今の薬剤師のしごと（薬局1）	4
	5月22日	広島県薬剤師会館		17
第2回	6月13日	まなびの館ローズコム	今の薬剤師のしごと（薬局2）	2
	6月12日	広島県薬剤師会館		16
第3回	7月11日	まなびの館ローズコム	知っておきたい薬物療法（糖尿病）	3
	7月10日	広島県薬剤師会館		16
第4回	9月12日	まなびの館ローズコム	今の薬剤師のしごと（病院）	2
	9月10日	広島県薬剤師会館		12
第5回	10月17日	まなびの館ローズコム	在宅医療と薬剤師	1
	10月16日	広島県薬剤師会館		13
第6回	11月14日	まなびの館ローズコム	知っておきたい薬物療法（高血圧）	3
	11月13日	広島県薬剤師会館		13

## 復職支援研修会

日 時：平成29年10月16日（月）・17日（火）

場 所：広島県薬剤師会・まなびの館ローズコム

### 報告 I

宮川 章子

私は2017年3月に37年間勤務した会社を定年退職した。退職時の職場は某大企業の健康管理センターだった。私が入社した頃は病院だったがそのうち健康管理センターとなり、私の仕事は病院薬剤師の薬局業務から企業の診

療所の薬局業務ついで健康管理センターの慢性疾患指導室という立場での調剤、投薬業務、人間ドックでのお薬のお話1時間となった。つぎつぎと会社の病院が閉鎖となり、薬剤師が去っていく中とうとう中国5県で会社の薬剤師は私一人となってしまった。定年3年前には足を骨折してしまい2ヶ月近くの入社以来初めての病休。いったい職場はどうなるの？院外処方に変わったかな？それとも新しく薬剤師が入ったかな？と思いきや慢性疾

患外来診療中止、人間ドック中止、当然慢性疾患指導に伴う調剤も中止という知らせが療養中の私に届いた。世の中の動きは私の想定内ではない出来事の方が多い。業務縮小に伴い職員も半分位に減った。私も調剤薬局に変わりたいと心の中で思いつつ、つい流れに身を任せて特定保健指導の下準備という仕事で残ってしまった。それまでにもお薬の説明を患者様にしながら、もっと早くに、お薬をのまなくてもいい生活指導があったのではないかと思いつつ時が過ぎていたので最後の集大成には理想かな?ともちらっと頭をよぎった。ある意味では思いがかなったのである。

私が復職支援研修会に参加させていただいたのは他の薬剤師はどんなことを望んで、どういうふうに時を過ごしておられるのかを知りたかったからである。セルフメディケーションの重要性が高まると併に、一段と薬剤師の活動の場も広がっているのかな?と想像はしてみたが現実を知らない。

私の母は今90才で私と一緒に元気で毎日暮らしている。担当のケアマネージャーさんとお話をしていると、是非薬剤師さんも訪問診療、在宅医療に於て薬のアドバイスをお願いしたいとおっしゃった。あ、そうか、いろいろな活躍の場があるんだと改めて思った。

最初はちょっと顔を出してみようという気持ちだったが1回目2回目と吉田先生のリズム感のいい心に届くトークと笑顔に魅せられて次の回が楽しみとなった。若い人の中に私のような過熟女がまじる体験もなかなかできることではない。私にとってはフレッシュな体験で元気をいただいている。

今回のテーマは高血圧の薬だった。2年間特定保健指導にかかり、調剤から遠ざかった私は知らない作用機序の新薬がたくさん出たかどうかとても気になっていた。幸いな事に診療所では最先端のお薬を使われる大学の先生ばかり来られていたのでほとんど変化はなくほっとした。これならどうにかいけそうだ。

目の前の事ばかりが目について、ゆっくり振り返ることもなく37年間走り続けた私にとっては今回の復職支援研修会は今まで振り返ってまた原点に戻れる大切な機会となった。薬剤師として社会に貢献できる事の多さに誇りを持った復職支援研修会であった。

躊躇していた矢先、知り合いの薬剤師からこのような研修会があることを教わりました。

研修会では、薬剤師の現状から最新の薬物療法といった大変有意義で興味深いテーマが毎回取り上げられています。講師の吉田先生は、豊富な知識を軽快な語り口でわかりやすく丁寧に教えてください、1時間半の講義は大変充実しています。

11月のテーマは「知りたい薬物療法~高血圧~」でした。

高血圧は自覚症状がないため、危機感が薄れやすく、塩分制限などの生活習慣の改善を怠ったり、薬の服用をやめてしまいたくなりがちです。しかし、血圧のコントロールが不十分だと虚血性心疾患や脳卒中などを引き起こすリスクが高くなるため、患者さんに血圧を下げるとの重要性を自覚してもらう必要があります。そういう時に、薬剤師としてただ服用を促すのではなく、「この治療の目的は何か」「治療を継続した先にどんなメリットがあるのか」を理解してもらえるように説明をすることが大事であると教わりました。

生活習慣を改善することは容易ではありませんが、患者さんの健康寿命を延ばすために薬剤師も一緒になってサポートしていく必要性を感じています。

次に、近年の降圧薬の動向を教わりました。中でも二つの薬の成分を合わせた「配合剤」が次々に開発されていることを知りました。服薬錠数を少なくして処方を単純化することで、アドヒアラス改善に有用とのことでした。

「アドヒアラス」とは、患者が積極的に薬剤の決定に参加し、その決定に従って治療を受けること。

これは患者さんの治療への積極的な参加が治療成功への鍵であることを意味します。

薬剤師はアドヒアラス向上のために各患者さんごとにわかりやすく情報を提供し、信頼関係を築いて支援していくことが重要となります。

また、平成28年より「かかりつけ薬剤師」制度も導入され、これから薬剤師は多様な相談にも対応できる豊富な専門知識だけでなく、心に寄り添えるコミュニケーション能力も求められていることを実感します。

これからも復職支援研修会に参加して、専門的な知識の習得に励み、信頼される薬剤師を目指して日々自己研鑽に努めていこうと思います。

## 報告Ⅱ

川上 美保

毎月の復職支援研修会をとても楽しみに受講しています。

プランクを乗り越えて、薬剤師として再び働きたいと思いながらも、薬剤師の感覚や知識を取り戻すことに躊

# 第56回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会



副会長 谷川 正之

日 時：平成29年10月21日（土）・22日（日）

場 所：徳島大学蔵本キャンパス

平成29年10月21日（土）～22日（日）の2日間、徳島大学蔵本キャンパス（徳島市）において、第56回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会が開催された。実行委員長は石澤啓介先生（徳島県病院薬剤師会会长・徳島大学医歯薬学研究部教授／徳島大学病院薬剤部長）で、日本薬学会、日本薬剤師会および日本病院薬剤師会の中国四国支部・ブロックが共催し、薬学および薬剤師職能に関連する学術研究の発展に資することを目的としている。「基礎と臨床の調和～薬・薬・薬連携が叶える質の高い医療～」のテーマで、薬学の研究分野は非常に多岐に渡り、薬・薬・薬の連携を通じて、基礎と臨床の調和により得られる研究成果が、医療の質向上に如何に貢献できるかを議論する場を目指して開催された。

今回、薬学部棟1Fロビーに各県薬剤師会・病院薬剤師会の展示ブースが設けられ、21日（土）は9:00～16:00、22日（日）は9:00～14:00の予定で割り当てられた。そこで、広島県薬剤師会として広島県病院薬剤師会とともに出展し、資料と一緒にみじ饅頭とお茶を学生などに配布した。

1日目の懇親会は大塚国際美術館のシスティーナ・ホールで開催され、蔵本キャンパスからシャトルバスで移動し、懇親会が始まるまで美術鑑賞も出来た。御存知とは思うが、大塚国際美術館は大塚グループが創立75周年記念事業として鳴門市に設立した日本最大級の常設展示スペース（延床面積29,412m<sup>2</sup>）を有する「陶板名画美術館」で、地下3階から地上2階までに古代壁画から世界25カ国、190余の美術館が所蔵する現代絵画まで、至宝の西洋名画1,000余点を陶板で原寸大に再現されている。幸い館内を鑑賞する時間も取ってありゆっくりと美術鑑賞していたが、最後は駆け足の鑑賞となり、懇親会に参加した。懇親会会場のシスティーナ・ホールは壁か

ら天井一面にシスティーナ礼拝堂の壁画が完全に再現されている。

2日目には、広島県薬剤師会から中川潤子常務理事と竹本貴明常務理事が座長を担当し、広島県地域対策協議会で行ったアンケート調査結果について平本敦大常務理事が口頭発表を行った。

ただ、両日とも台風21号の影響でいにくの天気となり、懇親会参加していた時に、2日目は朝からJRが止まるとの情報もあり、2日目の発表を辞退した人もいるなど大変な学術大会であったが、最後まで頑張った人たちにはエールを送りたいと思えた。



ホールの天井壁画



懇親会の模様

## 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 平成29年度第2回・第3回『自立支援』多職種連携推進会議



常務理事 平本 敦大

日 時：平成29年10月24日（火）・11月20日（月）

場 所：広島県医師会館

広島県医師会館で開催された広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会平成29年度第2回・第3回『自立支援』多職種連携推進会議に出席させていただきました。

今回の会議では、県庁・広島市役所・広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会等19団体による多職種合同で県民に向けて「自立」をしていくためのツールを作成できないか話し合いが行われました。

まず、各職種より、「自立」とはどういうことがあるのか意見を述べていった。もちろん職種により考え方や視点が違うため、介護関係からは

- ・歩行や車いすを使用して移動することを自立という意見や食事ができるようになることが自立
- ・コミュニケーションがとれることが自立
- ・なりたい自分になることが自立

という意見がでた。その意見はいわゆる介護職種から多く出た意見で、いわゆる医療職からは上記内容を可能にすることをサポート（後方支援）することではないかという意見が出てきた。

結果、人の手を借りても、自分のしたいと思うこと、目標を達成することがこの会議でいう自立というのではないかと認識の統一を行った。

医療職が発言した後方支援というものは「自立」では

なく「自立支援」になってしまうこと。さらに、先ほどまでの「自立」を実現するためにアンケートを実施した場合、県民・介助者がアセスメントシートとして利用するのでは、今までいろいろなチェックシートが存在するので意味がない。そこで、自己チェックという意味合いの「自立度チェックシート」を作成して、自分の足りていないところや強みを理解してもらうようなものを作成したい。

これから「自立度チェックシート」を作成するにあたり、項目をレーダーチャートに落とし込んでいくような形にしていきたいということでとりあえずの着地点とした。（レーダーチャートが完成してからの利用方法などについては現時点では明確になっていない）

まだ未完成で形にはなっていないが、多職種によって一人のひとを見た場合、非常に多くの視点が存在することがわかった。これだけ多くの職種で一つのものを作り上げたとき、県民にとっても非常に重要なツールとなることはもちろんのこと、これを活用することで他職種がどのようなことを考えているのかを薬剤師が理解するツールにもなると感じた。

# 「広島県薬剤師会館新築工事」安全祈願祭

会館建設特別委員会 委員長 中野 真豪

日 時：平成29年10月28日（土）

場 所：広島市東区二葉の里

平成29年10月28日（土）大安 10時より下記の式次第通り「広島県薬剤師会新会館」の安全祈願祭を執り行いました。

当日は設計・工事関係者をはじめ多数の本会関係者出席のもと神事を行い、工事の安全を祈願いたしました。あいにくの空模様となりましたが、関係者の皆様方からは「雨降って地固まる」とのお言葉も頂き工事の安全と無事の完成を願うことができました。

## 広島県薬剤師会館新築工事 安全祈願祭式典

平成29年10月28日（土）大安 10時開式

斎 主 那保姫神社

建築主 公益社団法人広島県薬剤師会

設計主 株式会社あい設計

施工主 大和ハウス工業株式会社

計画概要 敷地面積 605坪

構造 重量鉄骨造地 3階建

建築面積 218坪 延床面積 490坪

竣工予定 平成30年7月



## 式次第

### 一・開式之辞

一・修祓 祭に先立ち、参列者・お供え物を祓い清める儀式。

一・降神 祭壇に立てた神籬に、その土地の神・地域の氏神を迎える儀式。

一・献饌 神に祭壇のお供え物を食べていただく儀式。酒と水の蓋を取る。

一・祝詞奏上 その土地に建物を建てるなどを神に告げ、以後の工事の安全を祈る旨の祝詞を奏する。

一・四方祓い 土地のお祓いをし、清める。

一・地鎮之儀 初め、鍬入れ等が行われる。

一・玉串奉奠 神前に玉串を奉り拝礼する。玉串とは、榊に紙垂を付けたもの。

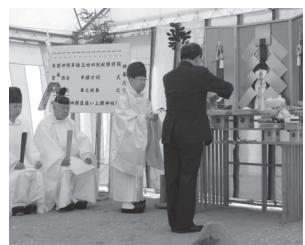
一・撤饌 酒と水の蓋を閉じお供え物を下げる。

一・昇神 神籬に降りていた神をもとの御座所に送る儀式。

### 一・閉会之辞

一・神酒排戴 神前にお供えしてあった神酒（みき）を参列者が頂戴する儀式。

### 一・建築主挨拶・来賓祝辞・記念撮影



# 平成29年度第1回地域・職域会長協議会

日 時：平成29年10月28日（土）11：15～  
 場 所：TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 報告
  - (1) 広島県薬剤師会新会館について（豊見会長）
  - (2) 敷地内薬局の誘致に係る声明文について（豊見会長）
  - (3) (公社) 広島県薬剤師会認定基準薬局運営規程について（谷川副会長）
  - (4) 広島県薬局業務運営ガイドラインの改正について（谷川副会長）
  - (5) 平成29年度薬局実務実習について（谷川副会長）
  - (6) 生涯学習支援システム JPALS について（吉田常務理事）
  - (7) 平成30・31年度広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙について（野村副会長）
  - (8) 第37回広島県薬剤師会学術大会の参加について（谷川副会長）  
 日時：11月19日（日）  
 場所：広島県薬剤師会館  
 参加費（予約）：2,000円（11月10日まで）
  - (9) 第34回広島県薬事衛生大会の参加について（野村副会長）  
 日時：11月30日（木）午後2時～  
 場所：エソール広島  
 研修シール点数：1点
  - (10) 薬剤師資格証発行について（野村副会長・豊見常務理事）
  - (11) 総務関係
    - ア. 会員数の調査（平成29年10月31日現在）について（野村副会長）  
 調査通知発送日：10月20日（金）  
 会員数報告締切：11月 6 日（月）
    - イ. 2018年度版管理記録簿の配付について（野村副会長）  
 ※管理記録簿の送付方法について、後日、別途ご案内いたします。会員宛直送の場合、送料・封入作業費用等を地域・職域薬剤師会でご負担いただきます。
  - (12) 行事予定（野村副会長）
    - ア. 在宅支援薬剤師専門研修会 I  
 10月29日（日）・11月 5 日（日）於 広島県薬剤師会館
    - イ. 広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」（チラシ）  
 11月 3 日（金）於 広島県医師会館  
 申込締切 10月30日（月）
- ウ. 平成29年度広島県臨床研究・CRC研修会  
 11月11日（土）於 広島国際大学広島キャンパス  
 申込締切 11月 2 日（木）
- エ. 平成29年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座  
 11月12日（日）於 県庁  
 11月19日（日）於 県庁  
 申込締切 11月 6 日（月）
- オ. 復職支援研修会（チラシ）  
 11月13日（月）於 広島県薬剤師会館  
 11月14日（火）於 まなびの館ローズコム
- カ. 第37回広島県薬剤師会学術大会  
 11月19日（日）於 広島県薬剤師会館
- キ. 平成29年度高度管理医療機器等に係る継続研修会  
 11月23日（木）於 まなびの館ローズコム
- ク. 平成29年度県民公開講座  
 11月25日（土）於 広島県薬剤師会館  
 講師 横山雄二 RCC アナウンサー 「一步一歩を大切に」
- ケ. 平成29年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議伝達研修会  
 11月26日（日）於 広島県薬剤師会館
- コ. 第34回広島県薬事衛生大会  
 11月30日（木）午後2時～ 於 エソール広島
- サ. 平成29年度薬祖神大祭  
 11月30日（木）午後5時～ 於 広島県薬剤師会館
- シ. 平成30年薬事関係者新年互礼会  
 平成30年1月11日（木）午後4時～ 於 広島県薬剤師会館
- ス. 在宅支援薬剤師専門研修会 II  
 平成30年1月14日（日）於 広島県薬剤師会館  
 平成30年1月21日（日）於 広島県薬剤師会館
- セ. 平成29年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム  
 平成30年1月20日（土）於 広島県医師会館
- ソ. 平成29年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会  
 平成30年1月27日（土）於 広島県薬剤師会館  
 平成30年1月28日（日）於 県民文化センターふくやま
- タ. 平成29年度圈域地対協研修会  
 平成30年2月4日（日）於 しまなみ交流館
- チ. 第2回地域・職域会長協議会  
 平成30年2月17日（土）午後3時～ 広島県薬剤師会館

4. 閉会

# 平成29年度 広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I

日 時：平成29年10月29日（日）・11月5日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

## 報告 I

竹原薬剤師会 菅原 賢

この研修会は第Ⅰ部、第Ⅱ部の2部構成で行われる。第Ⅰ部の1日目の研修についての参加報告をする。

この日の研修課題・演者は「認知症について 認知症の理解とケアのポイント」（NPO法人いい介護研究会）、「緩和ケアの概念を知る～在宅緩和ケア～」（緩和ケア推進アドバイザー）、「知っておきたい医療用麻薬の基本」（浜田医療センター薬剤師）、「在宅支援を支えるインフォーマルサービスの活用～地域包括ケア構築の担い手とサービス創出～」（リエゾン地域福祉研究所）、「在宅で見かける医療機器・医療材料について」（ティーエスアルフレッサ機器推進部）の5題5名であった。それぞれの立場からの臨床経験あるいは統計データを用いての講座となる。

講演内容をどう感じ、得た情報をどう取捨選択するかは受講者あるいは所属施設・会社の意思による。つまりは100%その通りにしなければならない、といった類のものではない。今から取り組もう、あるいは既に在宅支援を行っている者もいると思うが、所属する薬局・病院の規模、業務に使える人員、施設、支援にかける熱意、若さ、体力など、手持ちのツールを使ってそれぞれの施設が出来ることは違ってくるからだ。“あそこまでできるのは大手だからだ。”“一人薬剤師の中小規模薬局ではできない。”“設備・人員に投資する資金がない”などの不満の声が休憩時間に聞こえてきたのも事実である。だが、その不満の声の前には必ず“(患者さんのためにできることはやってあげたいが)”という言葉が隠れている。皆、嫌だからやりたくないのではない。少なくとも、貴重な休日を割いてまでこの研修に出席しているのだから。この報告も賛否両論あると思うが、取捨選択していただきたい。

さて、まず認知症に関しては“新オレンジプラン”認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取り組みについて。これには予防や早期発見も含まれる。予後が大きく変わってくるからだ。

緩和ケアについては、がんとそれ以外の終末期の相違などを含め、生命を脅かす疾患による問題に直面してい

る患者とその家族に対して早期から痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題についてきちんと評価を行い、それらが障害とならないように予防・対処することでQOLを改善するアプローチについて。

医療麻薬については作用機序や疼痛管理の最新の知見、アルゴリズム、麻向法の取り扱いについて。

在宅支援を支えるインフォーマルサービスについては団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて“住まい、医療、介護、予防、生活支援”が一体的に提供される地域包括ケアシステムを都市部や山間部などの地域特性に応じて作りあげていくことの必要性について。

最後は在宅で使用される医療機器・材料についての紹介であった。

新しい情報、自分にない考えを得て、取り入れるかどうかを考える。この過程こそがこれまで、これから業務に必要なことだと再認識させられた研修となった。貴重な時間を作っていただいた全ての関係者に感謝する。

## 報告 II

東広島薬剤師会 仲村 昌恵

超高齢社会が問題となる中、在宅医療の重要性が高まっています。日常業務の中で在宅医療を必要とされている方、地域とのつながりを求めている方、行政の手助けを必要としている方と出会うことがあります。そのような時に患者様に何か提案できる薬剤師になりたいと思い研修に参加させて頂きました。

広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I 2日目の研修内容を報告します。

### 1. 在宅支援及び在宅関連施設について

（一社）全国薬剤師・在宅療養支援連絡会 副会長  
萩田 均司先生

#### ①在宅支援について

- ・地域における薬剤師の役割
- ・訪問薬剤管理業務
- ・在宅医療と医療・介護の保険制度

#### ②在宅関連施設について

- ・高齢者の在宅生活や在宅医療を支援する施設
- ・介護保険関連施設の種類と役割

## 2. 在宅関連調剤について

(株) ホロン すずらん薬局紙屋町ビル店

原田 芳徳 先生

①栄養療法（経腸栄養と静脈栄養）栄養剤投与に必要な医療材料

②無菌製剤の調剤 調剤の方法・手洗い・消毒法

## 3. 地域包括ケアと在宅医療における多職種の役割と連携

医療法人裕心会 落久保外科循環器内科クリニック  
院長 落久保 裕之 先生

①高齢化・医療・介護について過去・現在・将来の日本の状況

・年代別人口の推移などから考える、将来のあるべき医療・介護の提供体制

②インテグレート（統合）ケアの充実

・多職種が相互に理解し顔の見える関係作りの重要性

③医療の機能分化（病床機能報告制度・地域医療構想の策定について）

④訪問診療

・訪問診療している患者様との関わり方

・個々の考えに合わせた医療介護をチームで行う事の重要性

どの講義でも、これから薬局・薬剤師に必要なことは、地域に評価される薬局になる事、多職種と連携する事、薬剤師の有用性を患者様・多職種に知つてもらう事、ということでした。

実際に在宅訪問で出会った患者様やその家族の思いや置かれている状況を考慮した結果、どのように対応したかをお話しいただきました。患者様の状態を把握し個々の思いに合わせた支援をすることがとても重要なだと感じました。

また、先生方が多職種と連携して行っている業務の様子や、情報共有の方法などの具体的なお話はとても参考になりました。

在宅医療で必要性が高まっている無菌製剤の調剤方法・実際に使われている医療材料のことも知ることができました。

今回の講義で得たことを活かして、明日からの業務を行っていきたいと思います。

## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問60 パーキンソン病患者に特徴的な症状はどれか。1つ選べ。

- 1 躁状態
- 2 下痢
- 3 高血圧
- 4 上肢の筋弛緩
- 5 すくみ足

正答は 140 ページ

## 平成29年度災害時自殺対策研修会

専務理事 村上 信行

日 時：平成29年11月2日（木）

場 所：広島県医師会館

テーマ 被災地支援におけるメンタルヘルス  
～私たちにやれること、やるべきこと～

講 師 NPO 法人メンタルレスキュー協会  
メンタルレスキュー・シニアインストラクター  
下園 壮太

### プログラム

9:55～10:00 オリエンテーション

10:00～10:05 開会の挨拶

10:05～12:00 講義

13:00～15:30 講義、演習、質疑

広島県立総合精神保健センター主催でしたが、県医師会・県看護協会共催であり「災害時」タイトルにつられて10:00～15:30の長丁場に臨みました。講師の下園さんは異色の経歴で、防衛大卒後、陸上自衛隊に入隊。筑波大学の心理学に国内留学した後に平成8年に陸自初の「心理幹部」として多数の隊員のカウンセリングを経験し、平成12年に「防衛庁メンタルヘルス検討会」の委員に就任されました。メンタルヘルスと聞けば「うつ」「自殺」との発想でしたが、下園さんの場合自衛隊の衛生隊員（医師、看護師、救急救命士等）やレンジャー隊員等への通常概念のメンタルヘルスに加え、コンバット（惨事）ストレスコントロールに対処されてきたところです。プログラムでは特に被災地支援に特化した講義、演習でなかったのですが、講義の所々で、あの東日本大震災時の派遣自衛官へのメンタルヘルスの重要性をうかがわせる内容がありました。受講に際して、私や薬剤師が被災地で被災者へのメンタルヘルス支援を如何に行うかを学ぶつもりでしたが、実は被災地支援を行う人々のコンバットストレスに対し、対応・支援までは困難でも、その理解も大きな意味で必要なのではないかと考えさせられました。特に我々ボランティアの立場と違い、任務としての出動で引き潮の泥沼を黙々と生存者捜索を行っていた集団の画像が思い起こされ、本来なら「二日間」を要すると言われる演習の超々短時間版を、いつになく真剣に演習しました。まず、基本的なところで略号の解説を頂きました。「A」acute（急性）「S」stress（ストレス）「R」reaction（反応）「D」disorder（障害）「P」

post（後の）「T」traumatic（心的外傷）とあり、ストレスを受けてから、多くは時間軸で「ASR」「ASD」「PTSR」「PTSD」と経過していくとの説明に「急性ストレス反応」「急性ストレス障害」「心的外傷後反応」「心的外傷後障害」と理解が進みました。日常的に「PTSD」は耳にしたり、概念的に認識は出来ていましたが、ストレス現場での「ASR」になど全く意識がなく、多分、クライアントから話されても興味本位の「へ～」との反応しか湧かないと思いました。下園さんの東日本大震災での指揮官等への指導は、まさに現場での早期「SR」対応に繋がったと思われます。タイトルが災害時とありましたので、講義の中でもコンバットストレスによる例示が多く、メディア等で目にする惨事ではなく、目にできない任務に就いていた自衛官等の「T」へ多くの気付きました。ファーストショック、セカンドショックなどの時間軸に関連し、その惨事を思い出す物や話題、場所を避けたり、何かに意識的に熱中して思い出さないようにする「回避」行動、行為の中に、早期にアルコールと薬物が出てくるようでの、向精神薬系の服薬指導に際して頭の隅っこには意識しておくべきかとも感じました。「回避」対象は思い出す物や話題、場所に限らず、音、臭いなどにも広がり、それらが突然甦るフラッシュバックに襲われ、少しのことで驚いたり、激怒したり、不眠を伴う過覚醒となっていくようで、まさに薬物乱用のそれそのものでした。日頃、心理的面接の訓練を受けていない薬剤師はメンタル面に関しては「聞くのが怖い」であったり「自分の言葉で傷つけたら」と思う反面、医療職として「相手の考えを変えたい」とか「死なないと約束して欲しい」などの心理が芽生えます。同じようにクライアントもいざ相談するに至っては様々な不安、葛藤があります。「今日来るの？」とした単純な問いかけに対しても、クライアントの内面では「来るなっ！」「来て欲しい」「早く来い！」「はっきりしろ」「ただの人数チェック」「ただの挨拶」など様々な解釈が生まれ、全く意図しない方向に進んでしまう可能性も示唆されていました。

講義の後に五段階に分けてのカウンセリング要点演習が行われました。グループで1名が模擬クライアントとなり、ストレスを作話し、メンバーが順次「体験を聞いて味方になる」「自責への対応」「無力感への対応」「体

調を聞く」「ケアを勧める」の段階においてクライアントと話します。私は日常業務関連から「体調を聞く」役を志願いたしました。ただ、この度は服薬指導における「体調を聞く」とは異なりPTSD等に伴う「うつ」への最大の配慮が要求され「不眠」「食欲不振」「疲労感」「思考停止」「身体不調」の5症状に加え更なるステージでの「無力感」「自責感」「対人恐怖（怒り）」「不安・焦り・後悔」「自殺願望」5症状に踏み込む演習でしたので苦戦しました。ただクライアント役は臨床心理士さんで、かなり現実的ストーリーを提供されたので助かりました。下園さんはメンタルレスキュの入り口は「味方」と認識してもらうことから「傾聴」「共感」のコミュニケーションスキルをクライアントにはっきり示すことの

大きさを話されました。タイトルは「被災地支援におけるメンタルヘルス」でしたが「薬局における健康支援のメンタル対応」に置き換えれば、すべて日常業務と捉えることのできる講義及び演習でした。くしくも、この原稿を終稿しようとした今日、調剤報酬改定論議の過程で、元厚生審議官が「長年、薬局で薬剤師から投薬をされているが、この人（薬剤師）が自分の味方だと思ったことは一度もない」との「味方」発言をした記事を目にしました。厚生審議官たるもののが何故「味方」ではないと感じる薬剤師のもとで永年調剤を受けていたかは不明ですが、「信頼される薬剤師」より「私はあなたの味方です」のスタンスが受け入られるのだと認識を持ちました。

## 広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム 「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」

常務理事 中川 潤子

日 時：平成29年11月3日（金・祝）

場 所：広島県医師会館

### 総合司会

県民が安心して暮らせるための四師会協議会

津谷 隆史

### 13:00 開会挨拶

広島県医師会会长 平松 恵一  
広島県歯科医師会会长 荒川 信介  
広島県薬剤師会会长 豊見 雅文  
広島県看護協会会长 川本ひとみ

### 13:20~14:00 特別講演

演題 「健康ライフは笑いから」

座長 県民が安心して暮らせるための四師会協議会

檜谷 義美

講師 日本笑い学会 笑いんさい広島支部副支部長

NPO 日本食育協会 上級食育指導士  
宮本 和子

### 14:10~14:50 情報提供

「誤嚥性肺炎予防に向けた広島県四師会の取り組み」

広島県医師会 桑原 正雄  
広島県歯科医師会 上川 克己  
広島県薬剤師会 中川 潤子  
広島県看護協会 鈴木 直実

### 14:50~15:30 質疑応答

### 15:30 閉会



広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会で構成する「県民が安心して暮らせるための四師会協議会」が主催の県民フォーラムが開かれました。初めての試みでしたので、沢山の方が参加してくださるのだろうかと心配していましたが、事前申込み数が300名を超え、開催当日の医師会館ホールは県民の方で埋め尽くされました。構成団体の各会長の挨拶の後、特別講演が始まりました。「健康は日々の食事と笑いから」をテーマにした宮本先生のお話は楽しく、また紹介してくださった川柳にみんなお腹をかかえてしっかり笑い、40分があっという間に終わってしまいました。

情報提供では、本フォーラムの主催である「県民が安心して暮らせるための四師会協議会」の構成団体より、それぞれ取り組んでいること、県民に伝えたいこと、誤



嚥性肺炎予防に有用な知識などを発表しました。

＜広島県医師会＞

誤嚥性肺炎についての総論や予防としてのワクチン接種推奨など

＜広島県歯科医師会＞

より踏み込んだ誤嚥性肺炎の説明と、口腔ケア等歯科

領域からのアプローチ、お口のリハビリ体操の実演など

＜広島県薬剤師会＞

誤嚥防止のための剤形選択や服薬方法、ゼリーやところ剤などの服薬支援グッズの紹介、嚥下障害に悪影響を与える薬剤について、かかりつけ薬剤師・薬局についてなど

＜広島県看護協会＞

最期まで口から食べるため、そして誤嚥性肺炎予防のために日常生活の中で気をつけるべきことや明日から実践できることの紹介と総括

その後質疑応答があり、閉会となりました。

今後、高齢者数の増加とともに肺炎の入院患者数は増加すると考えられます。四師会が誤嚥性肺炎予防を進めることで入院患者数の増加を抑え、ひいては県民の健康寿命延伸につなげることを四師会の共通目標として掲げることとしたこの取り組みは、今後も継続していく予定です。

## 日本薬剤師会健康サポート薬局担当者全国会議

常務理事 平本 敦大

日 時：平成29年11月5日（日）13:00～

場 所：TKP田町カンファレンスセンター

TKP田町カンファレンスセンターで開催された健康サポート薬局担当者全国会議に有村副会長と出席させていただきました。

今回の会議は主に「研修実施要領等の変更点について」と「研修会Aの充実」・「健康サポート薬局の推進方策」についてです。

まず、「研修実施要領等の変更点について」なのですが、明確になった点としては異なる都道府県に異動となった場合、改めてその薬局が所在する都道府県薬剤師会が開催する研修会Aを受講する必要があることと、あとは運営上に関する注意点などです。

そして、「研修会Aの充実」については、どのようにして他職種との連携を構築して、講演を行ってもらうか。他職種の行っている予防の段階での取り組みを理解し、他職種から健康サポート薬局に期待していることを理解できるような研修内容にして、受講者のモチベーションが上がるよう努めるように指摘されました。ケーススタディについても、相談を受けるだけでなく、「ニーズを発見する力」「想像力」を育てるようにするため、演習方法の変更が行われ、私たちも実際にに行ってきました。

最後に「健康サポート薬局の推進方策」として、健康サポート薬局を地域で機能させていくための議論が行われました。各地域とも同じような問題を抱えており、研修会を開催すると参加者は多いのだが、実際に登録をする薬局は少ない。そこには地域保健所レベルで健康サポート薬局が周知されていない問題があった。そして、住民はもちろんのこと、他職種の中でも健康サポート薬局というものがどういうものか知らないことが多くあった。それを解決するために健康サポート薬局の機能をアピールしていかなくてはならない、CM、新聞広告、ポスター、さらには回覧板などあらゆる媒体を活用して積極的にアピールしていかなくてはならない意見が多く挙がった。

広島県内でも、健康サポート薬局として登録されている薬局は29年11月1日現在で25件となっている。全国的には低い数値ではないのですが、まだ増やす必要があります。その為に、他職種にも行政にも健康サポート薬局を認識してもらい、機能を十分に発揮し、住民にとってなくてはならない存在までなれるように努めていきます。

# 「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同全国会議

常務理事 吉田 亜賀子

日 時：平成29年11月6日（月）13:00～17:00

場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター7A

日本薬剤師会豊見敦理事の司会のもと、日本薬剤師会田尻泰典副会長の開会宣言で会議は開始されました。

## 1. 薬剤師を取り巻く状況とこれからの薬剤師—地域包括ケアシステムの構築に向けて—

日本薬剤師会 会長 山本信夫

「患者のための薬局ビジョン」の中に記載されている①全ての医薬品の供給拠点②地域包括ケアシステムの中で機能する③かかりつけ薬剤師・薬局の普及の3つが一緒に進んでいかなければいけない。すでに4年前には地域包括での機能として『薬に関するものは薬局に』となっている。また、2025年問題を言われているが、平成30、32、34年度の改訂が注目される。特に平成32年度は2025年の1年前改訂となる平成34年に反映されるための薬剤師の働きがチェックされる重要な年になる。私達薬剤師は制度改訂の中で何を求められているかに向き合う必要がある。しかしながら近年薬局に関する話題はハーボニーの偽造薬投与、処方せんの付け替え問題と薬剤師の資質を疑われるものが多い。

もう一度「なぜ日本に薬剤師ができたか?」「医薬分業とは?」を問い合わせて欲しい。薬剤師のあり方をみるチャンスです。

## 2. 患者のための薬局ビジョンを踏まえた日本薬剤師会の取組について

### ①全ての医薬品の供給拠点として目指すもの

日本薬剤師会 常務理事 渡邊和久

医薬品販売制度実態把握調査より遵守率の低下がみられる。法令違反例として、要指導医薬品の販売相手の未確認、第一類医薬品を購入する際の情報提供において書面未使用、業務中の名札未着用（裏返っていては職種が不明なため未着用と同じ）、指定第二類医薬品の販売時の禁忌未確認、濫用のおそれがある医薬品を複数販売する場合の理由未確認が報告されました。要指導医薬品・一般用医薬品の取り扱い状況の報告があり、今後は目標として取り扱いのない薬局が現在15%あるが、それを0%に推進していく。

### ②地域包括ケアシステムの中で機能する薬局を目指して

日本薬剤師会 常務理事 有澤賢二

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師が担うべき役割には、①地域住民への適切な医療を提供する役割②地域住民の健康の維持・増進を推進する役割③ファーストアクセスとしての種々の相談を受ける役割（医療・介護の相談窓口）がある。これらは、かかりつけ薬局における健康サポート機能の充実にあたる。健康サポート薬局の届出の有無ではなく、健康サポート機能の充実を目指す。また、医療、介護という保険業務の枠を超えた薬局機能の提供を地域の実情に合わせて考えて欲しい。まずは、地域の医療、介護、健康等に係る資源、サービスの把握に努め地域住民から頼られる存在、地域住民に寄り添い、薬局機能を地域住民に見せつづ地域包括ケアシステムにしっかりと参画しましょう。

### ③かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進について

日本薬剤師会 常務理事 吉田力久

「患者のため」というのは、患者目線かということであり、認識ややっているつもりは当てはまらない。

最近の医薬分業に対する批判や議論があがっている偽造医薬品の流通では管理薬剤師の存在が疑問視される。また、処方せんの付け替えに関しては薬剤師のかかわりも否定できない。薬局での業務が対物業務から対人業務へと変わってきたが、薬中心の業務が減っているのではなく患者中心の業務が増えたため、業務の割合が変わってきただけである。従来、求められた専門性に加えコミュニケーション能力の向上が求められている。

最後に2025年には地域の全ての薬局を健康サポート機能の備えたかかりつけ薬剤師・薬局にする方向性である。

休憩をはさんで、司会者の進行にてスマートグループディスカッションが始まりました。出席者は予め18グループに分けられており、②①～③に対する各地域での取り組みを共有し討議を行いました。その後数グループがインタビューを通して発表していました。

今回の協議内容を当会での今後の取組みに新たなことを加えさらに拡げたいと思っています。

日本薬剤師会森昌平副会長の総括・閉会挨拶で終了となりました。

## AMR国際シンポジウム

広島県健康福祉局薬務課 上田 健太

日 時：平成29年11月14日（火）13:00～17:00

場 所：笹川記念会館2階国際会議場（東京都港区三田3-12-12）

ペニシリンの発見者であるフレミングは、1945年に自身のノーベル賞受賞スピーチの中で薬剤耐性（AMR）の問題について指摘していました。現在、彼の予測は現実のものとなり、このままでは細菌感染症に使用できる薬剤がなくなってしまうと言われています。

世界保健機関（WHO）は2011年にAMRを世界保健デーのテーマとして取り上げ、“No action today, no cure tomorrow”（今日行動しなければ、明日の治療法はない）というキャッチコピーを用いて警鐘を鳴らしました。

2015年のWHO総会でAMRに関するグローバル・アクション・プランが採択されたことを受け、2016年には日本において「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が策定されたことからも、AMR対策の重要性が高まっていることが分かります。

AMR対策を推進するには誰に何をすることが求められるのか？国、医療従事者、学会や関係団体等または一般市民はどのように連携できるのか？といったことをテーマに、AMR問題に取り組む専門家が、最新情報と今後の対策の方向性について語るシンポジウムに参加しました（主催は厚生労働省）。

シンポジウムでは、医療関係の専門家のみならず、農林水産関係の専門家からもAMR対策の重要性について講演がありました。

シンポジウムに参加する以前、AMR対策と聞くと抗菌薬の適正使用に関する問題や院内感染防止の観点からの薬剤耐性菌に関する問題といったイメージしか持てていませんでしたが、様々な分野をまたいだ問題（例えば、農林水産業における抗菌薬の不適切な使用とその結果発生する耐性菌が人体に影響を及ぼすといった問題）であるということがよく理解できました。

世界では今後何も対策をとらなければ、薬剤耐性菌による死者が増え続け、いずれはがんによる死者を上回ると言われているそうです。そのような予測や、今回のように国際シンポジウムのテーマとなることからも世界規模でのAMR対策が今後ますます重要となることが分かりますが、そのためには地域のネットワークを活用した包括的な取組（例 耐性菌の発生状況の監視等）と国民や医療従事者への教育・啓発が非常に重要となるとのことででした。

AMRの問題は、世界規模でかつ分野をまたがる大きな問題ではありますが、まずは問題について正しく理解し、正しい情報を発信することが重要であると強く感じました。医薬品に携わる我々薬剤師ができるこのひとつに、医薬品（特に抗菌薬等）の適正使用に関する情報を提供することがあると考えます。

厚生労働省では啓発活動に力を入れており、写真のような資料を作成し啓発を図ることです。

今月号の会誌に同封させていただきましたので、ご活用いただきたい思います（広島県薬剤師会事務局の皆様をはじめとした関係者の方には無理なお願いをしご迷惑おかけいたしました。本当にありがとうございます）。

普段医療の現場でご活躍の薬剤師の皆様におかれましては、日常的に抗菌薬等医薬品の適正使用のための様々な取組を行われていると思いますが、その取組が世界規模の問題を解決することにつながるのだということが、今回の私の報告を通してイメージしていただけるようになれば幸いです。

今後も薬務行政に携わる者として、また一人の薬剤師として、抗菌薬等の適正使用を啓発するための様々な取組を、会員の皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと考えていますので、どうかよろしくお願ひいたします。



## 第37回広島県薬剤師会学術大会

日 時：平成29年11月19日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

### 報告 I

常務理事 中川 潤子

平成29年11月19日（日）広島県薬剤師会館にて第37回広島県薬剤師会学術大会が「求められ应えられる薬剤師～今、真価が問われるとき！～」をテーマに開催されました。富士見町の会館での開催は、今回が最後になります。

午前中は口頭発表が10題でした。

平成31年度から改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した薬局・病院実務実習が開始されます。改訂コア・カリでは、原則的に薬局実務実習を行った後に病院実務実習を行うこと、薬局・病院実務実習を通して代表的な疾患として8疾患を学ぶこと、学習成果基盤型教育（OBE）により設定された卒業目標がどれだけ達成できているかをルービックを用いて評価することなどが新たに提示されました。それに伴い、「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム実務実習における薬局・病院の連携に向けて（1）：連携ツールとしてのルービック評価の試用、（2）：8疾患修学連携ツールの試用」という興味深い発表がありました。

また三原薬剤師会の「糖尿病リスク測定を地域に定着させるための3年間の活動実績」では、糖尿病リスク測定を基幹事業の1つとして積極的に推進している中、この事業がセルフメディケーションの推進及び健康サポート薬局の役割を担うものとして、会を挙げて市民への定着、検体測定室開設薬局の拡充と継続に努めていると報告がありました。

シンポジウムは「薬剤師に求められる四つの真価」というテーマでした。基調講演では、公益社団法人日本薬剤師会田尻泰典副会長が「これからの薬剤師のあるべき姿」という演題でご講演されました。平成27年10月に厚生労働省から「患者のための薬局ビジョン」が公表されました。また、平成28年4月の調剤報酬改正では「かかりつけ薬剤師指導料」と「かかりつけ薬剤師包括指導料」の新設が行われ、平成28年10月には「健康サポート薬局」の届出制度がスタートしました。団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を前に地域包括ケアシステムの構築が求められています。利用者の満足を得られる機能がこれからの薬剤師・薬局に求められる事だと言うこと

を日頃から考えていただきたい。これから薬剤師は国民の期待に答えられれば、セルフメディケーション・保健医療・地域包括ケアシステムのキーマンになりえる職業だと話されました。

また、日本薬剤師会が実施・検討中のものとして、日薬eお薬手帳と薬剤師資格証の案内と医療等分野専用ネットワーク（電子処方せん及びその運用方法）の説明もされました。

シンポジウムでは「患者のための」かかりつけ薬剤師のあるべき姿とは、マツダ病院における薬薬連携・地域包括ケアに関する取り組みについて、健康サポート薬局一安芸畠賀薬局での取り組み一、施設における居宅療養管理指導の実施一求められ应えられる薬剤師を目指して一の演題でそれぞれの立場からの発表がありました。在宅における地域の保険薬局薬剤師と病院薬剤師との薬薬連携・地域包括ケアにおける取り組み、健康サポート薬局として多職種と連携しながらの地域住民との関わり方、居宅療養管理指導を通して積極的に薬剤管理に関わることにした薬剤師の試みなど、これから薬剤師のあるべき姿が見えてきたような報告でした。

また、今回は日本薬剤師会山本信夫会長と日本薬剤師会連盟本田顕子副会長の来賓挨拶がありました。本田副会長は、31年予定の参議院選挙の組織内統一候補として全国を訪問されており、政治家になって活動したいという強い意志と意欲が強く感じられるご挨拶でした。



有村健二副会長の閉会の辞により、学術大会は閉会となりました。来年は、二葉の里の新会館で学術大会が開催される予定です。

## 報告Ⅱ

安芸薬剤師会 天島 真奈美

第37回となります今年のテーマは「求められ答えられる薬剤師～今、真価が問われるとき！～」で、広島県薬剤師会館で行われました。午前の部では10演題の口頭発表がありました。平成31年度から開始される改定薬学教育モデル・コアカリキュラム実務実習のお話や遺伝子情報に基づく生活習慣病予防・糖尿病リスク測定等、地域住人の健康サポートへと繋がる内容の発表がありました。



午後の部では「薬剤師に求められる四つの真価」というテーマでシンポジウムが行われました。基調講演は「これから薬剤師のあるべき姿」として日本薬剤師会副会長田尻泰典先生の話がありました。「門前」から「かかりつけ」そして「地域」へと薬局を患者本位でのかかりつけ薬局に再編することが求められており利用者の満足を得られる機能がこれからの薬局・薬剤師に求められることだということを日ごろから考えてほしいとのでした。日薬eお薬手帳や薬剤師資格証、今後発行されるであろう電子処方箋についてのお話もありました。



日本薬剤師会会长山本信夫先生と日本薬剤師連盟副会長本田あきこ先生が来賓挨拶を行われました。これからの時代は、薬局の外へ出て医療・介護の専門家と協力し

合って高齢者をサポートする「地域包括ケア」に薬剤師が深く関わっていく必要があることを改めて思いました。本田あきこ先生に初めてお会いしましたが再来年の夏には共に頑張っていきたいと思います。

## 報告Ⅲ

三原薬剤師会 玉浦 秀一

11月19日に広島県薬剤師学術大会が開催され、今回で現在の薬剤師会館で行われる最後という事で多数の方が参加されていました。

私は三原支部として口頭発表をしました。「糖尿病リスク測定を地域に定着させるための3年間の活動実績」と題し10月に東京で行われた日本薬剤師会学術大会でも口頭発表し、その後に色々な方からの質問があり、その部分や今年度の分かっているデータも加え発表を致しました。



さっそく口頭発表が始まり各先生の発表に耳を傾けながら、さまざまな薬剤師職能を活かした口頭発表が続きました。

今回発表した「糖尿病リスク測定を地域に定着させるための3年間の活動実績」は三原薬剤師会の会員が協力し3年間で1,448人の方を測定する事ができました。振り返ってみると、1年目は厚労省のモデル事業として始め、2年目は地元CATV会社と広島県立大学が中心に携帯電話やパソコンで使える生活習慣、食事を管理するアプリを作成し、そのスクリーニングとして検体測定をしアプリの有用性をみる事業でした。3年目は三原市の委託事業として検体測定を介し市の検診率UPを目指す事業です。実際に検診率も上がり薬局で測定した方の4人に1人が市の検診に受診した事も分かりました。これらどの事業も有意性があり、それが有機的に結びつき検体測定の価値観とこれからの期待感が持てます。そして、各事業ともあれやこれやと知恵を出し、常盤会長、森広副会長を中心に会議を行い、多職種の方々や三原薬

剤師会の会員のご理解や協力があればこそ、この事業が今も継続して行なわれていると強く思います。この発表の後日にもこの事業に対しての質問や取材が行われ、関心の高さに驚いています。またいつかこのような事業の成果を発表ができる事を望み日々頑張っていこうと思います。



## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問71 日本国憲法第25条において保障されている権利として、最も適切なのはどれか。1つ選べ。

### 日本国憲法第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

1 財産権      2 参政権      3 自己決定権      4 人格権      5 生存権

正答は 140 ページ

# 平成29年度 第2回 健康ひろしま21推進協議会



常務理事 松村 智子

日 時：平成29年11月22日（水）19:00～  
場 所：広島県庁北館

## 次 第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 報告事項：平成29年度広島県民健康意識調査について報告書に基づき説明
4. 議 事：健康ひろしま21（第2次）の中間見直し素案について
5. その他
6. 閉会

平成29年度広島県民健康意識調査とは

目的：広島県健康増進計画「健康ひろしま21（第2次）」の目的項目等、県民の健康に関する実態や意識について把握し、今後の施策推進の基礎資料とする

対象：県内在住の満20歳以上の男女

調査期間：平成29年7月1日～8月4日

内容：健康寿命について

栄養・食生活について

身体活動・運動について

休養について

飲酒について

たばこについて

社会環境整備について

メタボリックシンдромについて

食育について

歯と口腔について

身長・体重

## 報告事項

意識調査報告書の中から今回調査追加項目の説明

### ○特定健診関連について

- ・認知率は30代男性が最も低い
- ・定期的検診率は40代男性が最も低い
- ・受診しない理由で「どこで受けたらよいかわからな  
い」が12.5%

### ○健康づくりに係る意識・関心について

- ・30代男性の意識・関心が最も低い
- ・健康に気をつけるきっかけは、「病気になって初め  
て気をつける」が32.6%で最多
- ・「何に気をつければよいかわからない」は40代女性  
が最多で30.5%
- ・健康づくりの実践内容は、「栄養バランス、睡眠、  
歯磨き」の順。他と比べて「運動の実践（ウォーキ  
ングやスポーツ」は少ない

## 議 事

中間見直し素案について

### ○主な改正事項について説明

各項目について事務局から説明があり、質問や各委員からの意見を踏まえて事務局で改訂版案の作成をすることになった。

その中で、介護予防の素案について「運動・集い・食(歯)」を提案された。健康サポートとして薬局薬剤師のこれからが期待されていると思いました。

## その他の

次回開催は2月頃を予定している。

## 薬剤師のための「薬草観察会」

広島市薬剤師会 鉄村 努

日 時：平成29年11月23日（木・祝）10:00～

場 所：広島国際大学 薬草園

前日の雨も上がり観察会当日は気持ちよい晴天となりました。広島国際大学教授神田博史先生と、「薬草に親しむ会」で講師をされている久藤広志先生（清水ヶ丘高校）を講師として、広島県薬剤師会と広島県（保健福祉局薬務課）が共催、広島漢方研究会の後援で開催されました。まず神田先生のお話から始まり「毎年県民を対象にした薬草に親しむ会で講師をしているが薬剤師の講師が少なく、ぜひ実際の薬草が分かる薬剤師が増えてほしい」と話されました。



清水ヶ丘高校 久藤広志先生



広島国際大学教授 神田博史先生



その後、薬草園の観察がスタートしました。国際大学の薬草園は、薬用植物のエキスパートである神田先生が並々ならぬ情熱を注いで整備されただけあって、数百種類の薬用植物が整然と栽培・管理されていました。「インチンコウ」「ドクダミ」「サンザシ」「トチュウ」「タラ」をはじめ、漢方処方によく用いられ



る「当帰」や「ミシマ柴胡」「甘草」「麻黄」「芍薬」「牡丹」などを見学しました。「オケラ・白朮」と「ホソバオケラ・蒼朮」、「ハトムギ」と「ジュズダマ」、「エビスグサ」と「ハブソウ」などは、実際の植物を比較しながら違いを説明して頂きました。高価な「サフラン」は倉庫内に整然と栽培されており、薬用部位の「雄しべ」は3分裂しているが実際は1本



であり、花粉がつかないように採取するなど、私たちの知らない知識も教えて頂きました。約2時間の観察会で、普段見ることのできない貴重な薬用植物約60種類を解説して頂き、充実した観察会となりました。最後に副会長の野村祐仁先生が挨拶されて観察会が終了しました。

その後、薬草園が29年12月で移転するということで、神田先生から園内に実る柿やゆずなどの果実、すでに掘り起こして大量に用意されていたサツマイモや里芋などを好きなだけもって帰ってよいと言われました。また、薬草園横の畑で栽培されていた落花生に至っては参加者みずからが掘り起こしてのつかみ取り大会となり、たく



さんのお土産付きでみんな満足しての解散となりました。

当観察会は今後も開催を計画しており、本年春には実際に山に入っての薬草観察会を予定しているとのことで、次回も大いに期待したいと思います。

# 岡山県薬剤師会 平成29年度防災対策研修会

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成29年11月23日（木・祝）

場 所：岡山県薬業会館

岡山県薬剤師会より標記研修会でモバイルファーマシー（以下 MP）について説明及び見学の依頼をいただきましたので、谷川副会長とともに参加をさせていただきました。

研修会の次第は以下の通りでした。

【情報提供 1】 明日からできる薬局の防災対策  
(ハード編)

奥山 勝敏先生

【情報提供 2】 被災後の対応

岡本 達明先生

【情報提供 3】 企業における防災対策

岡本 達明先生

【情報提供 4】 モバイルファーマシーについて

竹本 貴明

【非常食の試食 & MP の見学（4 グループに分かれて順次 MP 見学）】

【情報提供 5】 明日からできる薬局の防災対策  
(ソフト編)

寺井 竜平先生

【情報提供 6】 連絡網の現状とイメージ伝達・

協力依頼

金田 崇文先生



【情報提供 1】では、過去に台風により調剤室まで浸水の被害にあったことがあるので、今年9月に来た台風18号の時に吸水ポリマー土嚢（必要時に水に20～30分浸けるだけ。普段はコンパクトにダンボールに収納できる。）を実際に使用した時の説明。実際に被害を経験して、他にどのような商品があるのかを調べた便利グッズ（浸水被害・地震被害）と、ぜひ入れておきたいアプリの紹介が行われました。

【情報提供 2】では、激甚災害法と災害救助法の違いの説明と、被災した際にどこに行けば良いか？（火災の場合：消防 その他の災害：市町村）何をすれば良いか？罹災証明書（不動産に対し、全壊・半壊などの程度の証明書、発行までに1週間ぐらいかかる。）や被災証明書（動産に対する証明、程度の証明はなし。即日発行。）の発行手続きについて説明がありました。

【情報提供 3】では、災害時の薬局の責務として調剤・OTC・医療機器の販売など業務の継続をするために行っている取り組みとして、待合室の椅子の下にヘルメットを備蓄、各店舗に防災グッズの配置、安否確認用のメールの登録（定期的に訓練として使用）、各種災害マニュアル（テロ、地震、暴風雨、防火、災害時初動マニュアル）、近隣の避難場所を事務室に明示、パソコンは机の上に置く等の具体的な事例紹介がありました。



私は【情報提供 4】で全国の MP の配置状況、熊本地震時の活動、MP のメリット・デメリットについて講義をし、実際に見学していただきながら MP の設備・機能の説明を行いました。

谷川副会長は今年、広島県薬剤師会で作成した「プラ段ボール製可搬型調剤棚」の概要、作成に至った経緯等を説明致しました。

【情報提供 5】では、地域密着型の災害対策研修会として、他職種にも参加していただき支部単位で白地図に

薬局など医療機関を書き込み、各市町村の防災マップを確認し、自店舗・災害拠点病院・医療機関・避難場所・主要道路の被災状況予想、医薬品流通ルート、患者避難経路の確認を行っているとのことでした。

岡山県薬剤師会による研修会参加者アンケートの結果(MPに関する質問事項のみ抜粋)は、

- ① MP が岡山県にも必要だと思いましたか？  
はい…65.4%、いいえ…19.2%
- ② 広島 MP が出動するときに一緒に出動してみようと思いますか？  
はい…53.6%、いいえ…42.9%
- ③ 中国地方に MP がどれくらいの台数が必要だと思いますか？  
1台…7.4%、2台…33.3%、3台…33.3%、  
4台…7.5%、5台以上…18.5%

④ MP は本当に必要だと思いますか？

はい…93.1%、いいえ…0%、その他…6.9%  
とのことでした。



## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問83 薬袋に記載する事項として必須なのはどれか。1つ選べ。

- 1 処方医名
- 2 処方箋発行日
- 3 薬品名
- 4 使用上の注意
- 5 調剤年月日

正答は 140 ページ

## 平成29年度県民公開講座



副会長 野村 祐仁

日 時：平成29年11月25日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

県民公開講座を、テーマや講演内容を決め、それに沿った講演者を探す、又は講演者を先に決めての演題をお任せするという形式で毎年度1回開催しております。県民の皆さんは何が知りたいのか？どんな話が聞きたいのか？演題や講師についてはいつも頭を悩ませ、他の役員の皆さんのご協力をいただきながら決めております。今年はどうしようと思っておりましたところ、RCCアナウンサー横山雄二さんの話を聞く機会があり、テンポがよく、ハイテンションで大変面白い話をいただきました。そこに、同席しておられた上司の方と面識がありましたので、ダメもとでオファーをしてみました。心配していた日程と、講師料についても配慮していただき開催に至りました。いつもの講演会とは違う点として、PCもホワイトボードも何もいりません、動き回りながら話すので、ワイヤレスのマイクを1本用意してくださいとのこと。事前に聴講者の皆さんへ配布する資料もありません。また、すぐに次の仕事へ移動するため自家用車で、開演1時間くらい前に来館されるということでした。横山雄二さんは皆さんもご存知とは思いますが、テレビやラジオのバラエティ番組出演から、映画監督・俳優・歌手活動・作詞・俳句・レーサー・コラムの執筆など、多彩なジャンルで活躍しておられます。現在テレビでは、「カンムリ」「ゴルフの花道～パート16」、ラジオでは「平成ラヂオバラエティ～ごぜん様さま」「ザ☆横山雄二ショー」等に出演しておられ、2015年には、放送文化の向上に貢献した団体や個人を表彰する放送界のアカデミー賞とも言われる「第52回ギャラクシー賞」を受賞しております。

新聞で広報しましたが、2日で参加予定数に達し、締め切り後に多数お断りをすることとなり、横山雄二人気



横山雄二アナウンサーからサインをいただきました。

恐るべし！人気のすごさを実感しました。

会館に到着され控室でお話をすると、大変丁寧な受け答えで人当たりの柔軟な印象でしたが、いざ講演が始まるとすぐに横山ワールドが展開されました。演題は「一歩一歩を大切に」というものでしたが、いきなり聴講者の年齢層が高いとか、安いギャラで頼まれたとか、つかみとしての笑いを誘いました。

楽しくあっという間の感覚で、資料もないため印象に残っている内容を列記します。

- ・新人アナウンサーとして当時鍛錬してきた、早口言葉や口上の実演
- ・その鍛錬により一文字、一文字を大切に粒立てにして話していること
- ・報道、スポーツ実況、バラエティの中では報道が記事を読むだけなので一番容易であること、またスポーツ実況のやりかた
- ・あがり症なのは同じ、あがってはいけないと考えず、あがるものなんだと思うこと
- ・楽しいことや嬉しいことのポジティブなことと、嫌なことや辛いことのネガティブなことを左右に分け、仕事に入ったらポジティブな方向だけを見て行い、終わったら両方を見る
- ・遠くへ飛ぼうと追えば助走を取るため後ろにさがる、高く飛ぼうと思えばバネをきかせるためにしゃがむ。後退するとは失敗ではなく、大きく飛躍するために一歩戻ってみることも大切である

他にも相撲協会の問題で思っていること等をお話しい



ただき、質問にも時間ギリギリまで応えてくださいました。

私も含め皆さんに元気をいただきありがとうございます。

富士見町の会館では最後の県民公開講座となり、来年度は二葉の里の新会館での開催となります。新会館でのこけら落としということでハードルが上がり、また悩むことになります。聞きたい講演や、聞きたい講師のご希望がございましたらご連絡ください。

できるだけ実現できるよう頑張りますのでよろしくお願いします。



## 平成29年度結核予防技術者研修会

副会長 谷川 正之

日 時：平成29年11月29日（水）19:00～20:30

場 所：広島県医師会館

この結核予防技術者研修会の目的は結核指定医療機関等の医師等に対して、結核を念頭においていた診断、結核医療の基準に基づいた治療及び院内での感染性結核患者発生時における対応等についての知識向上を図り、また、委託医療機関において実施している結核の接触者健診・管理検診を円滑に実施するため、結核専門医を招聘し研修を行うことである。主催は広島県、一般社団法人広島県医師会が共催して結核健康診断・管理検診委託医療機関及び結核指定医療機関をはじめとする医療機関の医師・医療従事者・事務担当者、自治体職員、保健師等を対象に、毎年広島県内2か所（広島会場・福山会場）で開催されている。今回、広島会場で平成29年11月29日（水）に広島県医師会館102会議室で開催された研修会に參加した。

広島県感染症・疾病管理センターの河端邦夫氏の司会で始まり、研修内容は、（1）情報提供として「広島県の結核行政情報」を広島県健康福祉局健康対策課から紹介があった。広島県では全国より罹患率が低く結核患者も減少傾向であること、新規登録の外国出身者の割合は全国より多く、特に東南アジア出身者の技能従事者や労働者が多いことが挙げられた。また、広島県結核予防推進プラン（平成29年3月策定）では、結核に対する予防・医療・支援が的確に行われ、結核患者が減少している中で、目指す姿として方向性と基本的施策の三本柱に

ついての紹介があった。

続いて、（2）の講演では、「活動性結核と潜在性結核感染症の診断と治療のポイント」をテーマに、重藤えり子先生（独立行政法人国立病院機構東広島医療センター呼吸器内科医師）が、結核診断の状況・結核の診断（結核を疑ってみるべき症状）・結核を疑う画像所見・結核診断のための検査などの紹介、日本での治療状況と海外での治療方法の違いなどについての講演であった。

本年3月に改訂された広島県結核予防推進プランの中で、5. 基本的な方向性に基づく施策、（2）患者の生活環境に応じた医療・支援、イ）患者支援の施策の中のDOTS実施機関の拡大に、「DOTSの徹底を図るために、感染症法においては保健所と医療機関や薬局等との連携協力が明記されている。中でも、薬局でのDOTSは、薬を受け取る場所とDOTSの実施場所が同じで便利であること、服薬や副作用等についての相談がしやすいなどといった利点があることから、県は、薬剤師会と連携し薬局でのDOTSに新たに取り組むなど、DOTSの実施機関の拡大を図る。」と、薬剤師会・薬局・薬剤師の記載がある。

結核患者の治療の基本は、薬物治療の完遂であることから、服薬確認などで患者支援に貢献できる様、保健所から依頼があった時には、ご協力をお願いしたい。

## 平成29年度 都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト 担当者研修会



薬事情報センター長 原田 修江

日 時：平成29年11月30日（木）12:00～17:00

場 所：日本薬剤師会

本研修会は、各都道府県のスポーツファーマシスト（以下、「SP」という。）活動推進担当者、ドーピング防止ホットライン担当者などを対象として毎年11月下旬から12月上旬に開催されます。本県からは竹本貴明常務理事と2名で出席いたしました。

通常、本研修会では、世界アンチ・ドーピング機構が策定する「禁止表国際基準」<sup>注1)</sup>が毎年1月1日に更新されることから、日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）より前年からの変更点の解説やアンチ・ドーピング活動に関する最新情報の紹介などが行われます。

今回は新たな取組みとして、ワールド・カフェ形式によるSP活動の活性化をテーマとしたグループワークも企画され、日本薬剤師会（以下、「日薬」という。）山本信夫会長の開会挨拶に続き、下記のプログラムで研修が行われました。

注1) 禁止表国際基準：スポーツにおいて常に（競技会（時）及び競技会外）並びに競技会（時）においてのみ禁止される物質及び方法を定めたもの。

### ●アンチ・ドーピングに関する最新情報

近年国内で発生したサプリメントによるドーピング違反事例、オーストラリア国内で流通しているサプリメントに含まれる禁止物質について紹介がありました。

サプリメントについて情報提供する際には、“サプリメントによるドーピング違反事例では、競技者がサプリメントには禁止物質が含まれている危険性があることを国内競技連盟による研修などにより既に認識していたと認められる場合は、意図的違反と判断される。”ことを伝えていただきたいとのことです。

また、9月にスポーツ庁より各都道府県に出された通知を踏まえて、薬剤師会には体育協会など関係団体との連携を強化し、アンチ・ドーピングに関する情報提供や教育の充実を図っていただきたいとの要望がありました。

### ●2018年禁止表国際基準～2017年からの変更点～

主な変更点は次のとおりです。

- ・S3. ベータ作用薬：除外例の一つである吸入サルブタモールが「12時間毎に800μgを越えないこと」から「いかなる用量から開始しても12時間で800μg

### プログラム

（敬称略）

1. 開会挨拶  
12:00～12:05  
日本薬剤師会 会長 山本 信夫
2. アンチ・ドーピングに関する最新情報  
12:05～12:25  
日本アンチ・ドーピング機構 専務理事 浅川 伸
3. 2018年 禁止表国際基準～2017年からの変更点～  
12:25～13:10  
日本アンチ・ドーピング機構 教育・国際部  
教育・情報グループ アシスタントマネージャー  
鈴木 智弓
4. スポーツファーマシスト認定制度 平成29年度  
13:10～13:25  
日本アンチ・ドーピング機構 教育・国際部  
教育・情報グループ アシスタントマネージャー  
鈴木 智弓
5. 岩手県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動について  
13:25～13:45  
岩手県薬剤師会 常務理事 本田 昭二
6. 質疑応答  
13:45～13:55  
…………… 休憩（10分）……………
7. ワールド・カフェ 「都道府県薬剤師会 SP 担当者の役割について」  
作業説明  
14:05～14:15  
日本薬剤師会 常務理事 亀井 美和子  
グループワーク  
14:15～14:35 ※移動時間を含む  
…………… 休憩（10分）……………
8. ワールド・カフェ発表・全体討論  
15:45～16:45
9. 総括  
16:45～16:55  
日本薬剤師会 副会長 石井 甲一
11. 閉会の挨拶  
16:55～17:00  
日本薬剤師会 理事 明石 文吾

を超えないこと」に修正。

- ・S5. 利尿薬および隠蔽薬：グリセロールが禁止表から除外。
- ・M2. 化学的および物理的操作：「6時間あたり50mLを越える場合は禁止」から「12時間あたり100mLを越える場合は禁止」に変更。  
「医療機関の受診過程」が「入院」に、「臨床的検査」が「臨床検査」に変更。
- ・特定競技において禁止される物質：P1. アルコールが削除。
- ・監視プログラム：ミトラギニンとテルミサルタンが削除。ベニチル（競技会時および競技会外時）とヒドロコドン（競技会時のみ）が追記。

その他、分類の再編や例示の追記、表現がより分かりやすく修正されたなどの変更がありますが、詳しくは、JADA ウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org/code/>) に掲載されている2018年禁止表国際基準 (PDF版) の主要な変更の要約と注釈 (p. 14-16、p. 29) をご参照ください。

### ●スポーツファーマシスト認定制度 平成29年度

SP 認定制度の概要と、JADA が2019年2月7日（水）にSP 認定者を対象として開催を予定している“Live On Seminar”について説明がありました。Live On Seminar は、web 回線を利用したオンライン研修システムであり、全国の SP が一会場に集まることなく、近

隣の会場で研修を受講することができます。生放送のため、その場で質疑応答も可能です。詳細が決まりましたら、県内の受講対象者の方には広島県薬剤師会よりご案内の予定です。

### ●岩手県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動について

平成28年に岩手県で開催された国体における岩手県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動について、詳細な報告がありました。行政、大学、競技団体、地域薬剤師会との連携など、参考になる多数の取組みをご紹介いただきました。

### ●ワールド・カフェ「都道府県薬剤師会 SP 担当者の役割について」

参加者78名が15班に分かれ、各班に日薬アンチ・ドーピング委員会委員の先生方が1名ずつファシリテーターとして加わり、ワールド・カフェ形式で以下の3つのテーマについて活発な意見交換が行われました。

- ①あなたの都道府県では、SP 向けにどんな活動をしていますか？（20分）
- ②SP の活動に問題を感じていますか？（20分）
- ③どうしたら SP の活動が活性化すると思いますか？（30分）

最後に、日本薬剤師会石井甲一副会長が本日の研修会の総括として、「来年4月には全国でSP 認定者が9,000人になる予定であり、今年から日薬ドーピング委員会の活動を国体開催県の支援に留まらず、SP の活動支援に拡充する方針である。本日出された意見を集約して方針を決めていく。」と述べられ、日本薬剤師会明石文吾理事の挨拶で閉会となりました。

## 第34回広島県薬事衛生大会を開催

第34回広島県薬事衛生大会が、去る11月30日（木）エソール広島において、高垣広徳広島県副知事出席のもと、薬業関係者131名参加の中開催され、豊見広島県薬事衛生大会会長の挨拶に始まり、次に平成29年度薬事功労者広島県知事表彰が行われ、本会から田邊ナオ氏（尾道薬剤師会）、中川潤子氏（広島市薬剤師会）、林真理子氏（安佐薬剤師会）が受賞。次いで、大臣表彰受賞者の披露があり、広島県知事、広島県議会議長、広島県医師会長からの祝辞、来賓紹介、祝電披露の後、受賞者代表の謝辞があり、大会宣言が採択され第1部を終了した。

次に、第2部特別講演に移り、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授太田茂先生による『パーキンソン病発症機構解明に向けて』と題した講演があった。

大会は16時00分に閉会した。



## 平成29年度薬祖神大祭を執行

去る11月30日（木）広島県薬剤師会館4階ホールにおいて、平成29年度薬祖神大祭が、薬業関係者等出席のもと、厳粛に執行された。

また祭典の後、大臣表彰及び広島県知事表彰受賞者の披露が行われ、会長挨拶、来賓祝辞、藤井基之参議院議員の挨拶があり、続いて祝宴が盛大に開催された。

## 平成29年度 各賞表彰

・厚生労働大臣表彰

・文部科学大臣表彰

・薬事功労者県知事表彰

”

”

東広島薬剤師会 有村 健二

安佐薬剤師会 土井 郁郎

尾道薬剤師会 田邊 ナオ

広島市薬剤師会 中川 潤子

安佐薬剤師会 林 真理子

### 厚生労働大臣表彰



東広島薬剤師会 有村 健二 氏

新年明けましてお目出度うございます。  
昨年、厚生労働大臣賞を頂いた。身に余ることと有り難く恐縮致しております。

25歳で開局し43年間薬局を営ませていただき。年若くよくも開局したものだと今考えると汗顔の至り、お客様に迷惑をかけたかもしれない。当時はOTC販売が普通で、近所の2カ所の歯科医師に処方発行をお願いして少しく調剤を行っていた。その頃から薬剤師会にはお世話になり、開局程なく学校薬剤師になるように依頼された。ショッちゅう学校から相談の電話があり知識不足を感じながら先輩に倣いどうにかこなしていたと思う。

昭和57年頃転居してから、地域薬剤師会から県薬で仕事をして35年になる。当初地域薬剤師会にはお世話になったが、その頃の先輩薬剤師の殆どが鬼籍に入られている。その頃は地域には一般薬局がいくつもあったがその殆どが残っていない。

処方発行をしたいという医師と巡り会い、処方を受けるようになった、当初調剤専門を希望していた医師を何とか説得してOTCを薬局に置いたが、その後医師より、OTCの風邪薬やビタミン剤等を選んでほしいと要望があったのは、密かな喜びだったと思う。

二極化が始まり、そして今地域包括ケアシステムの中で「健康サポート薬局」をとった。世の変わり薬局の変わり、進化しながらも本来の姿に戻るようにも感じる。昨今、他職種から期待と厳しさの眼差しある中、「道通し」を思いながら微力を尽くしたいと思う。

受賞に関して努力して頂いた県薬理事や職員、薬剤師友人、喜んでくれた会社同僚、家族に心から感謝申し上げます。

### 文部科学大臣表彰



安佐薬剤師会 土井 郁郎 氏

この度、三重県津市の風光明媚な偕楽園公園のすぐ側で開催されました「平成29年度全国学校安全・保健大会」において、文部大臣表彰を授与されました。私にとりまして身に余る光榮であり、これまでご支援頂きました皆様方に深く感謝いたします。

思えば、平成2年故 栗田弘三先生より、学校薬剤師としての心構え、仕事の内容を指導して頂きながら始めたのが、私の学校薬剤師としてのスタートでした。

29年を経過した今、子供たちを取り巻く環境も大きく変化し、我が国では、子供たちの生活の二極化も取り上げられるようになり、先進国の中では突出して相対的な貧困状態にある子供が多い日本、特に大人一人の世帯では相対的貧困率は50.8%にも達していると言われています。

私の担当している小学校でも朝食を食べないで登校し、一日の内で満足な食事は学校給食のみの状態にある子供たちが沢山いると、聞き及んでいます。

一学校薬剤師にとりましては、手に余る事案ではございますが、常に問題提起をしていきたいと思います。

私も齢70歳となり、体力、気力の続く限り努めて参りたいと思います。

今までご指導下さった諸先輩方々、支えて下さった方々に心から感謝致します。

## 広島県知事表彰



尾道薬剤師会 田邊 ナオ 氏

この度は広島県知事賞を頂き大変光栄に思います。

尾道薬剤師会では平成8年より平成11年まで理事となり平成12年より17年まで副会長を仰せつかり18年より29年今年7月まで会長を、現在、顧問となっております。

理事を仰せつかった当初、薬剤師会支援センターを開局する前の数年間、尾道市民病院の処方箋応需に当たり会として処方箋解析の勉強が必要と考え市民病院ドクター全員の臨床薬学研修会を企画、実行しました。どの先生も快く引き受けて下さり、遺伝子治療など最新の臨床の話も聞けてとても充実していました。ただ月2回の研修会でそれぞれのドクターとの打ち合わせ、司会進行役、出席者の動員など今から考えたら良くやったなと思い出しましたが、これから先の会員の生涯教育向上活動に繋がっていったように思います。

平成14年、母が受けもっていた学校薬剤師2校を引き継ぎました。それまでも母について学校に行き検査を手伝っていましたが、喫煙防止教育や薬物乱用防止教育は、尾道では行われていなく、その重要性を数年間に渡って校長先生や養護教諭に説いてきました。そして遂に理解をえて現在に至るまで出前授業を行えて、会員にも徐々に波及してきています。

平成25年頃には総務省事業「天かける医療、介護連携事業」に参加し、患者の同意を得て病院が開示する医療データを薬局で閲覧できるようになりました。薬剤師会としても30件が参加し、全国でも多くの薬局が参加しているのは珍しいと当時の上川陽子総務副大臣が視察に来られ、県の特区事業「離島、山間部の患者とのテレビ電話による服薬指導事業」への参加で湯崎知事の視察を受けました。

これらの貴重な体験が出来たのもご指導いただいた諸先輩方と会員皆様のご協力の賜物と深く感謝し、これからも薬剤師として地域医療に貢献していく所存です。



広島市薬剤師会 中川 潤子 氏

第34回広島県薬事衛生大会において薬事功労者として、広島県知事表彰を受賞することができましたことを大変光栄に思うとともに、ご

指導いただいた諸先輩方に深く感謝致しております。

大学を卒業後、地元愛媛の病院薬剤師として勤務していましたが、結婚を機に北海道、愛媛、広島に転勤となりました。保険薬剤師になったのは平成5年ここ広島に住み始めた時からです。その後、薬剤師会のお手伝いをさせていただくようになりました。会の仕事を通じて多くの方と知り合うことができ、また、貴重な経験をたくさんさせていただくようになりましたことに感謝しています。また、平成22年から薬学教育は6年制となり、指導薬剤師として多くの学生さんと関わるようになりました。2025年問題を前に、地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割、かかりつけ薬剤師・薬局が重要視されています。平成30年の調剤報酬と介護報酬の同時改定は、薬剤師にとって大変厳しいものになりそうですが、地域におけるチーム医療の一員として、地域住民が安心して気軽に立ち寄りやすい身近な薬局になれるよう、これからも業務に励んでいこうと思っています。

今後とも引き続き、ご指導いただきますようよろしくお願い致します。ありがとうございました。



安佐薬剤師会 林 真理子 氏

この度は、薬事功労者広島県知事表彰をいただき、身に余る光栄と心より感謝致しております。

32年前に帰広して両親と同居、週休2日の生活から180度生活パターンの違う自営業の薬局（7:30~21:00、休日は月1日のみ）の生活に戸惑いながらの毎日でした。若かったです。

平成10年～、学校薬剤師として学校の環境衛生と児童・生徒の健康増進、薬物乱用防止教育などに努めています。

平成12年～、安佐薬剤師会理事（副会長2年、現在専務理事）、平成24～28年広島県薬理事、医薬分業推進、特に安佐市民病院院外処方箋発行に向けて一丸となり奔走したことが懐かしく思い出されます。刻々と情勢は変わっています。現在も地域医療推進に努めています。

素晴らしい先輩諸先生や後輩との出会いにより、多くの事を学ばせていただきました。私にとっての宝物です。

薬業界も問題・課題が山積みです。時の流れは速く、ついていくのがやっとです。かかりつけ薬局やかかりつけ薬剤師として信頼され、何でも気軽に相談してもらえる存在になれる様、努力精進していく所存です。

今後共、御指導・御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 薬剤師認知症対応力向上研修

日 時：平成29年12月2日（土）

場 所：福山商工会議所

### 報告 I

野村 雅代

ここ数年、認知症の方々へ対応する場面の増加を感じていたところであり、今回の研修を知り大変期待して参加した。

この研修は基本編・対応編・制度編の3部門で構成され、認知症の病態・治療・ケア・制度に関する基本的な知識を得て認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医や医療機関等と連携して状況に応じた薬学的管理や服薬指導を適切に行い、本人と家族の生活を支えることのできる薬剤師の対応力を向上するものであった。

まず基本編では2025年には認知症高齢者人口推計が730万人と増大することをもとに、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）『認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす』を共有した。基礎知識としての認知症の診断基準や各々の特徴（アルツハイマー型・レビー小体型・前頭側頭型・血管性）と症例を参照し、認知機能障害と行動、心理状態を理解し、軽度認知障害も含めた観察ポイントを学んだ。

対応編では、認知症治療薬の薬学的管理の実際と、関係する他職種・機関との連携を具体的な症例を交え提示された。認知症治療薬については薬剤の種類と特徴を踏まえたうえで、周辺症状（BPSD）を観察しモニタリングする、症状にあわせてケアすることが投薬より重要とされ、非薬物的介入（リハビリテーション・心理療法）も併せ紹介された。薬局窓口の対応に於いても認知症の人への『3つのない』（驚かせない・急がせない・自尊心を傷つけない）を心得て本人や家族に寄り添うように意識すること。そういう対応の中での情報収集が、認知症の早期発見・早期対応につながるものとなる。そしてカンファレンスなどを通して多職種連携の中でかかりつけ薬局による医薬品の一元的管理が行えること。モニタリングを効率的にサポートするツールを用いての処方提案やDBCシートを用いたフィードバックなども有効であり活用したい。

制度編では、認知症の人を支える地域連携体制の一員として医療や介護の仕組みを知り、各サービスや制度を本人・家族に説明できることが求められた。日常生活圏

域を単位とした住まい・医療・予防・生活支援を包括的に提供するのが地域包括ケアシステムであり、これを成立させるための多職種であり、それぞれと関係性を保ち、種々のサービスに熟知し、高齢者のみならず若年性認知症に対しても初期集中支援チームや、「かけはし」の愛称で知られる日常生活支援事業の活用も積極的に周知すべきと感じた。

このたび、住み慣れた地域で患者本人に最適な支援を行う役割を担うのは、日ごろから顔の見える関係を築いている中で早期から変化に気づき医療機関や関係機関へのスムーズな連携ができるかかりつけ薬局・薬剤師であり、その役割を期待されていることを再認識した大変有意義な研修となった。

### 報告 II

福山市薬剤師会 三谷 貴一

先日行われた平成29年度薬剤師認知症対応力向上研修に参加してきました。

研修プログラムは以下の通りです。

- ・「導入」：広島県薬剤師会 薬事情報センター 永野 利香
- ・「I 基本知識」：医療法人ふじえ 松山内科 院長 松山善次郎
- ・「II 対応力」：広島県薬剤師会 薬事情報センター 永野利香
- ・「III 制度等」：広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主幹 辻和夫

※敬称略

#### 【導入】

オレンジプランの概要や考え方を説明していただきました。また、DVDを通じて薬剤師の役割を学び、認知症の微候のある方に対する「気づき」から多職種への「つなぎ」が重要であることを学びました。そして状態に応じた服薬指導を行うことの必要性をあらためて理解致しました。

#### 【I 基本知識】

認知症の診断基準や、アルツハイマー型やレビー小体型などの各種型の説明と、詳しい症状について説明していただきました。また、観察のポイントも説明していました

だき、うつ病・せん妄・加齢によるもの忘れ等と、認知症との症状の違いについても学びました。そして、認知症に使用される薬剤についての説明もしていただき、使用上の注意点やBPSDに対する医薬品使用についても学びました。

#### 【Ⅱ対応力】

薬局窓口での対応として、認知症の方やその家族の方々への対応を学びました。また、1番最初のプログラムでもあった「気づき」から「つなぎ」への詳細の説明をしていただきました。つなぐルートは大きく分けるとかかりつけ医と地域包括支援センターとなり、早期発見の必要性もあるため薬局で気づいた部分は多職種へ連携をとるとともに、服薬に関する一包化や剤型変更や貼付剤への変更等、専門知識を活かすことを学びました。

#### 【Ⅲ制度等】

地域包括ケアシステムの全体像を再確認し、ケアマネージャーや訪問看護など介護に携わる方々の役割について説明をしていただき、その多職種の方々が薬剤師に望んでいることを教えていただきました。また、介護給

付や地域密着型サービスなどの概要についても学びました。そして若年性認知症や高齢者虐待の現状も説明していただき、若年性認知症については社会から孤立しやすく、薬剤師として医療に携わるもの支援が必要とあらためて感じました。

#### 【まとめ】

日本は2025年には5人に1人が65歳以上と高齢化していきます。薬局で働く私たちは医療者として医療支援をし続けなければいけません。日々患者さんと接する際に、「かかりつけ薬剤師」として関係性を日々高めることで患者さんの少しの変化を気づけるものだと感じております。講義の中にあった話として、デンマークでは自宅から施設に入る際にベッドから起きる向き等まで自宅と統一するというお話をいただきました。日本において構造等の環境的なものはすぐには難しいかもしれません、意識の部分として私たちもここまで気持ちを持って支援にあたらなければならないと改めて振り返ることができた研修となりました。

## 第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問87 薬局において、薬剤師法に基づき、作成が義務づけられているのはどれか。1つ選べ。

- 1 薬剤情報提供書
- 2 お薬手帳
- 3 領収書
- 4 明細書
- 5 調剤録

正答は 140 ページ

# 平成29年度 日本薬剤師会 研究倫理に関する全国会議

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成29年12月8日（金）13:00～16:30

場 所：日本薬剤師会会議室

標記の全国会議に横山事務局長と出席したので報告致します。次第は下記の通りです。

## 次 第

### 1. 研究計画立案と計画書作成 ～倫理審査を受ける立場で考えること～

群馬大学大学院医学系研究科 臨床薬理学分野  
教授 山本 康次郎

### 2. 平成29年度倫理審査の取り組み状況アンケート調査結果と事務局の具体的な役割について

日本薬剤師会常務理事 宮崎 長一郎

### 3. 日薬学術大会における一般演題の倫理的配慮に関する現状

日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会  
副委員長 飯嶋 久志

### 4. 研究計画書の記載例

① 侵襲なし・介入なしの研究計画書記載例、介入ありの研究の研究計画書記載例

日本薬剤師会常務理事 亀井 美和子

② アンケート調査の研究計画書記載例

日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会  
竹内 尚子

### 【1. 研究計画立案と計画書作成】

倫理指針とは一般人にも理解ができるルールを示し、このルールを遵守することで社会の理解を得るためにくられた研究者の自主規制として整理されたものである。

保険薬局で行う研究のほとんどは「科学研究一般」または「人を対象とする医学系研究（観察研究）」に分類され、それぞれ「日本学術会議 科学者の行動規範（2013年改訂）」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従って研究を行う必要がある。例えば患者の薬歴等を学術大会での発表に利用する場合には、本来の治療目的とは異なった使用をするので、研究を始める前に倫理指針に則り、事前に倫理審査を受けておく必要がある。

また、侵襲の有無・介入の有無などによりインフォームド・コンセントの方法が異なること、利益相反について、社会的弱者への配慮などについてもお話しいただきました。

### 【2. 平成29年度倫理審査の取り組み状況アンケート調査結果と事務局の具体的な役割について】

各都道府県薬剤師会に対して行われたアンケート結果（平成29年8月時点）では、倫理審査委員会の設置状況として①設置している（15県）、②設置予定である（25県）、③設置予定はない（4県）、④その他（3県）と報告がありました。

また、日薬での倫理審査業務の手順・書類の確認・研究終了後の対応・申請書類の保管についての説明がありました。

### 【3. 日薬学術大会における一般演題の倫理的配慮に関する現状】

第49回日本薬剤師会学術大会に登録された一般演題について倫理審査の必要性について調査を行ったところ（要旨の範囲内で判断）678題のうち63%が倫理審査を必要とするものであったと報告がありました。

### 【4. 研究計画書の記載例】

日本薬剤師会 HP → 「薬剤師のみなさまへ」 → 「研究を始める前に研究倫理指針」 → 「臨床・疫学研究 倫理審査申請受付の開始について」がこの度改定され、今まで記載例がなかったので記載例を追加、申請書の記載項目についても該当なしの場合には空欄ではなく、「該当なし」と様式を変更したこと等の説明がありました。

2019年に山口県で開催される、第52回日薬学術大会からは倫理審査が必要な研究については、必ず倫理審査を受けているかの確認を徹底することでした。

せっかく素晴らしい研究内容でも倫理審査を受けていない時点で、誰からも評価してもらえない、相手にされない研究と捉えられてしまいます。薬剤師が発表を行うということは研究者であり、専門家として社会の負託に応える重大な責務を担っているという自覚が大切であり、社会的信頼を損なわないためにも決められたルールに従うことがいかに重要であるかを痛感致しました。

## 平成29年度 日本薬剤師会中国ブロック会議

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成29年12月9日（土）14：00～17：00

場 所：TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前

標記会議において、日本薬剤師会から森昌平副会長、寺山善彦専務理事、吉田力久常務理事、渡邊大記常務理事、豊見敦理事にご出席いただきました。

森副会長から「薬剤師会を巡る最近の課題」として、

- ◆平成30年度診療報酬改定について（予算要望）
  - ① 公平な診療報酬・調剤報酬の改定（医科1：調剤0.3）
  - ② かかりつけ薬剤師・薬局機能の充実・強化
  - ③ 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の活用
  - ④ 保険調剤（社会保険診療報酬）等に係る消費税の非課税制度について、医療機関、薬局の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決
- ◆ 診療報酬改定のスケジュール（案）および骨太の方針2017について
- ◆ 「ハーボニー配合錠」の偽造医薬品について
- ◆ 保険薬局における不正請求事案について

寺山専務理事からも「薬剤師会を巡る最近の課題」として

- ◆ 薬剤師不在時の一般用医薬品等の取扱いについて
- ◆ 医薬品販売制度実態把握調査結果概要（平成28年度）  
一般消費者である調査員が、全国5,020件の薬局・店舗販売業を訪問し、医薬品の店舗での販売状況等について調査
  - ① 従事者の区別状況  
平成25年の91.4%をピークに低下。平成28年度は83.2%（約17%ができていない。）
  - ② 要指導医薬品の販売方法（本人確認、薬剤師による販売）
    - ・本人確認…81.0%（約19%ができていない。）
    - ・使用者の状況確認…87.3%（約13%ができていない。）
    - ・文書による情報提供の有無…75.8%（約24%ができていない。）
    - ・情報提供を理解したか確認、再質問がないか確認…71.2%（約29%ができていない。）

等、説明をいただきました。

吉田常務理事から「かかりつけ薬剤師・薬局について」  
厚生労働省で「患者のための薬局ビジョン」の進捗状

況を把握・評価する指標（KPI）として、薬局機能情報提供制度に以下の項目を追加し、

- ・患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳または電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局件数
- ・在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数
- ・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等地域の医療・介護関係の他職種と連携する会議に出席している薬局数（少なくとも過去1年間に1回）
- ・医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を過去1年間に平均月1回提供した実績がある薬局年1回の頻度で見直していくことが検討されている旨、説明がありました。

渡邊常務理事から「ICTへの対応について」

異なる電子お薬手帳サービス間の情報を相互閲覧する仕組みとして、日本薬剤師会が提供する「e薬Link（イークスリンク）」、薬剤師資格証（①地域医療情報連携基盤へのログイン、②電子処方箋に調剤済み印として押印、③薬剤師として押印している書類を電子的に発行する場合に利用）の使い道と発行手順の説明がありました。

その他として、「日薬学術大会における倫理審査について」では、第52回日薬学術大会（2019年・山口県）より、臨床・疫学研究に関する発表は倫理審査が必須となり、倫理審査が必要であるにも関わらず、審査を受けていない研究については発表ができなくなること。

「生涯学習支援システム（JPALS）の認定制度への移行準備に伴う仕組み変更」として、薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証を取得し、クリニカルラダー（CL）レベル5、6を認定薬剤師として標榜できるように準備・調整を進めており、2017年度の提出期限は2018年1月10日までに変更になっていることが報告されました。

その後、報告・質問・協議事項として①会員数の動向、②門前薬局の定義について、③後発医薬品の使用促進について、④各県における病院の敷地内薬局誘致の現状と対応についてなどを議論致しました。

## 病院の敷地内薬局誘致への対応について

広島県薬剤師会 副会長  
広島市薬剤師会 会長 野村 祐仁

内閣府内にある、規制改革推進会議で、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するための施策として、敷地内薬局が許可されることとなっていました。

2022年春の開設見込みで、基本設計に入っている安佐市民病院で、敷地内薬局の誘致がされるとの情報があり、10月6日に広島県薬剤師会豊見雅文会長と共に、地方独立法人広島市立病院機構事務局を訪問し、松村司副理事長（兼）本部事務局長に面会しました。

そこで同一建物内へ、出入り口を同一としない保険薬局を設置する予定であることが判明しました。

当日9月30日付の下記の声明文と広島県薬からの文書をお渡しし、敷地内薬局の誘致を見直してほしい旨のお願いをしました。その後影本正之理事長にも面会することができたため同様のお願いをして帰りました。

### 《敷地内薬局の誘致に係る声明文》

昨今の規制緩和の流れを受けて、病院敷地内に薬局を誘致する動きが散見されております。しかしながら、これらの動きは2015年10月、厚生労働省より発表された「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～に真逆なものになります。このビジョンは医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編し、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理を行うことで、複数の医療機関からの重複投薬をチェックできる体制にすることで、副作用の防止にもつなげようとするものです。

一方では、2025年を見据え、地域住民の医療・介護供給体制を確保すべく、国においては、地域包括ケアの推進やかかりつけ医・かかりつけ薬剤師の推進を図っているところであります。我々薬剤師会といたしましても、会員薬局一丸となって努力しているところであります。敷地内薬局の誘致はこのような動きに相反するものであり、薬剤師会としては到底容認できるものではなく、断固反対するものであります。

平成29年9月30日

鳥取県薬剤師会 会長 原 利一郎  
島根県薬剤師会 会長 陶山 千歳  
岡山県薬剤師会 会長 堀部 徹  
広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文  
山口県薬剤師会 会長 中原 靖明  
徳島県薬剤師会 会長 水口 和生  
香川県薬剤師会 会長 安西 英明  
愛媛県薬剤師会 会長 宮内 芳郎  
高知県薬剤師会 会長 西森 康

次に、11月27日に広島県下の公的病院及び地域の基幹的病院（34施設）に対し、下記の要望書と9月30日付の声明文を病院長あてに、県薬会長名で送付しました。

○○病院 院長 ○○ 先生	平成29年11月27日
公益社団法人広島県薬剤師会 会長 豊見雅文	
<b>医薬分業の本旨の維持・強化について（要望）</b>	
謹啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。	
貴職におかれましての、平素よりの当会事業へのご理解、ご協力を深く感謝申し上げます。	
さて、医薬分業に対する県民の理解は年々深まっており、本県における処方箋受取率は70%に達しています。本会では、そのような状況を踏まえ、薬局は県民の安全な薬物療法を推進し、健康相談窓口になるべきとの考え方から、地域包括ケアに基づく「かかりつけ薬局」・「かかりつけ薬剤師」の推進を図っているところです。	
今般、中国・四国ブロックの各県薬剤師会会长会議が開催され、医療機関による「敷地内薬局」誘致に対する反対表明の決議がされました。	
については、本県では、現在のところ公立病院・公的基幹病院での「敷地内薬局」誘致の実態はありませんが、今後とも、指導的立場にある医療機関で「敷地内薬局」の誘致がなされることのないようご配慮をお願いいたします。	
敷地内薬局を誘致することは、独立した薬局薬剤師による、医療安全を第一に考えた医薬分業の根幹を揺るがすことになります。	
広島県薬剤師会は、県民のために安全な薬物療法がおこなわれるよう、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師として理想的な医薬分業を推進してまいる所存です。	
何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。	
謹白	

敷地内薬局誘致が予定されている安佐市民病院が所在する安佐薬剤師会の下田代幹太会長から相談があり、広島市域薬剤師会（広島、安佐、安芸、広島佐伯の各薬剤師会で構成）としての対応を検討し、安佐市民病院が広島県に於ける敷地内局の先駆けとならないよう活動していくことを決定しました。

まず、松井一實広島市長への面会をお願いしましたが、ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーンのノーベル平和賞授賞式への同席や、広島市議会（平成29年第5回定例会：12月1日～12月14日）が開催されるため早期の面会は実現できませんでした。

市長への陳情日程調整と並行して、下田代幹太安佐薬剤師会会长、宗文彦広島佐伯薬剤師会会长、長坂晋次広島市薬剤師会副会長等の方々と共に、政党、会派を問わず、14人の市会議員の事務所、議会控室を訪問し市議会での、質問や問題提起をお願いしました。

各市議会議員さんには声明文等の資料による説明や、本来の医薬分業の推進のためにFAX送信コーナーを設置すること、在宅医療へのシフトが進む中、敷地内薬局での対応は難しく、地域薬局が重要となること、下記の規則により、保険薬局は指導・監督されていること等も伝えました。

療養担当規則、保険外併用療養費（評価療養）（抄） （7）健康保険事業の健全な運営の確保（最終改定平成28年3月31日） （1）平成6年の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正において、「調剤薬局の取
--

り扱いについて」に基づき行われていた保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いを明確化する観点から必要な改正が行われたところであるが、その後も、保険薬局の保険医療機関からの独立性に関して問題のみられる事例が発生し、社会問題化している実情に鑑み、保険薬局は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行ってはならないこと、及び、保険薬局は保険医又は保険医療機関に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならないことを明確化するものであること。

その後、広島市より松井市長の代理として、川添泰宏広島市健康福祉局局長、国重俊彦広島市健康福祉局保険部次長（兼）私立病院機構担当部長が陳情を受けるとの回答をいただきました。写真にあるように、下記にある安佐市民病院の敷地内薬局誘致に反対する声明を読み上げ、手渡した後に説明、意見交換をしました。



平成29年12月8日

広島市長 松井 一實 様

## 安佐市民病院の敷地内薬局誘致に反対する声明

昨今の規制緩和の流れを受けて、病院敷地内に保険薬局を誘致する動きが散見されています。しかしながら、これらの動きは2015年10月、厚生労働省より発表された「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～に真逆のものになります。

このビジョンの背景には「患者の利便性の確保」があるものと考えられますが、利便性だけの理由で病院敷地内薬局を誘致するものであれば、まったく無駄な施策であり、患者の立場から考えても院内投薬を考えるべきではないでしょうか。

広島市内には薬局は沢山あり、医薬分業も定着してきて不便はありません。高齢者や障害のある患者さんには配達も行っており、在宅調剤や夜間調剤にも対応が整いつつあります。

それでも「帰りに直ぐ薬が欲しい」と言われる患者さんがあるとすれば、それは院内投薬で対応すべきではないでしょうか。敷地内にわざわざ薬局を作る必要はありません。

本来、厚労省の提唱する「かかりつけ薬局」では、相互作用、重複服用、生活様式や副作用のチェック等、患者さんに寄り添う調剤を目指して参りました。

敷地内薬局の誘致には利益優先の理念が感じられ、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を目指す立場から強く反対致します。

広島市域薬剤師会

一般社団法人 広島市薬剤師会 会長 野村 祐仁

安佐薬剤師会 会長 下田代幹太

一般社団法人 安芸薬剤師会 会長 二川 勝

広島佐伯薬剤師会 会長 宗 文彦

川添泰宏広島市健康福祉局局長の返答は、「要望の趣旨は受け止めた。今は基本設計の段階であり、今後実施設計、建設工事と進んで行くが、患者の利便性も踏まえて対応したい。進捗状況等を今後報告する」とのことでした。

ただ近いだけの患者の利便性追求ではなく、より安心・安全を担保できる適正な医薬分業を、これからも推進していきたいと思いますので、会員皆様のご協力をお願いいたします。

## ◎広島県薬剤師会会員証(会員カード)◎

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

## 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



## 広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ① 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.				
<b>広島市安芸区</b>									
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934				
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922				
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901					
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558				
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル					
<b>広島市安佐北区</b>									
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	徳川 五日市店 ②	082-929-7771	スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796				
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ひろしま国際ホテル 空庭BIS					
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	※200円につき1ポイント		とろクルクル ②	082-240-7556				
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	<b>広島市中区</b>							
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558				
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871				
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	えひめでいあ ②	082-545-6677	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛					
<b>広島市安佐南区</b>		大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	紙屋町店 ②	082-247-2260				
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333				
エコール本部 ①	082-877-1079	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	ボウル国際 ①	082-244-4151				
大野石油店 高取SS ①	082-872-7272	大野石油店 八丁堀SS ①	082-221-3643	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942				
大野石油店 緑井SS ①	082-877-2008	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011				
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788				
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場					
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001				
ちから 西原店 ②	082-832-5520	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場					
ちから 八木店 ②	082-830-0235	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515				
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320				
バゴス 本店 ②	082-879-1830	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707				
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993				
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225				
広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		体育社 本店 ①	082-246-1212	<b>広島市西区</b>					
昆沙門台店 ②	082-879-0141	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315				
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766				
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050				
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209				
<b>広島市佐伯区</b>		ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266				
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864				
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005				
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631				
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631				
		ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747				
		中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176				
		徳川 総本店 ②	082-241-7100						
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383						
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753						

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑥	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
パゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
パゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
<b>広島市東区</b>					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(府中) 営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	徳川 三原店 ②	0848-62-8824
<b>広島市南区</b>					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	三次市	
大野石油店 エコステーション出島 ①	082-254-1015	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		広島三次ワイナリー バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	<b>国内すべて対応</b>	
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804				

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成29年12月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00 ~19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・ 婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部 除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売(株)	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40% 引、仏具平常店頭価格より10~ 20%引(但し、修理費・工事費等 店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)	募集型企画旅行(パッケージ 旅行)本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・ 4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・ プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越セン ター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福 利厚生 サービス (中小企 業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グル ープ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイ テムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の 宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ ア:10%OFF、◆フィットネス:1 回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

### 広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



# 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。

## 【割引の対象となる展覧会】

・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

くもんの子ども浮世絵コレクション 遊べる浮世絵展  
江戸の子ども絵・おもちゃ絵大集合！

会 期：2018年1月5日（金）～

2018年2月12日（月）

会期中無休

開館時間：9：00～17：00

※金曜日は19：00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入 場 料：一般 1,200円 → 1,000円

高・大学生 800円 → 600円

小・中学生 500円 → 300円

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

## 〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

10月16日 新聞への広告掲載について（通知）

10月20日 地域薬剤師会の取り組み状況について（照会）

10月26日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.131」の提供について（通知）

10月30日 地域・職域薬剤師会資料の送付について

10月30日 第37回広島県薬剤師会学術大会の開催について

10月31日 結核予防技術者研修会の開催について（依頼）

11月1日 書籍・レセプト等用紙送付時の送料値上げについて

11月1日 第34回広島県薬事衛生大会への参加について（通知）

11月7日 平成29年度薬祖神大祭について（通知）

11月7日 敷地内薬局反対の声明文の送付先について（依頼）

11月9日 2018年版管理記録簿の送付について（依頼）

11月22日 応需薬局の年末年始休業期間調査について（依頼）

11月22日 平成29年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施について（依頼）

11月30日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.132」の提供について（通知）

12月1日 認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ in 福山への参加について

12月7日 平成30年1月からの福祉医療費公費負担制度に係る各市町村の対応状況について（通知）

12月11日 平成30年薬事関係者新年互礼会の開催について（通知）

12月11日 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業平成28年年報」について（通知）

12月12日 患者のための薬局ビジョン推進事業の報告書の提出、及び今後のスケジュールについて

### ◆ 9月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成29年9月21日（木）午後6時30分～9時30分  
場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：中川潤子

出席者：豊見会長、青野・有村・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・平本・柚木・二川・松村・吉田各常務理事

欠席者：野村副会長

#### 1. 審議事項

(1) 会館建設に伴う資金借入について（資料1）（横山事務局長）  
第1期分として10月に広島銀行より2億円を借入することについて承認された。

(2) 第37回広島県薬剤師会学術大会について（資料2）（谷川副会長）  
日時：11月19日（日）10:00～  
場所：広島県薬剤師会館  
予約参加費：2,000円  
臨床・疫学研究の臨時審査委員会を立ち上げるために準備をしており、10月6日に実行委員会を開き細部について詰めていくが承認された。  
日薬山本会長と本田あきこ次期参議院選挙立候補者が来られるので、30分程度連盟として時間を組み入れたプログラムを検討していることが報告された。

(3) 第50回日本薬剤師会学術大会の旅費・参加費の支払いについて（資料3）（谷川副会長）  
今回の支払いは口座振替で行うことが承認された。  
なお、今後は準備が整い次第役員旅費は口座振替とすること、手数料をかけないために広島銀行三川町支店に口座を作成して頂きたいと提案し承認された。

(4) 薬局業務運営ガイドラインWGの委員について（谷川副会長）  
谷川副会長、豊見・松村常務理事、宮本理事、中嶋都義・中島啓介委員で進められることが承認された。

(5) 地域包括支援センター規範的統合推進事業のワーキング会議のワーキングメンバーの推薦について（資料4）（青野副会長）  
第1回ワーキング  
日時：10月24日（火）19:00～  
場所：広島市内を予定  
回答期日：9月25日（月）  
平本常務理事を推薦することが承認された。

(6) 平成29年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会の開催について（資料5）（豊見常務理事）  
日時：平成29年11月30日（木）12:00～17:00  
場所：日本薬剤師会 会議室  
出席者：最大2名まで（スポーツファーマシスト活動推進担当者1名、ドーピング防止ホットライン担当者1名等）  
竹本常務理事、原田薬事情報センター長が出席することが承認された。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会での選手村総合診療所における薬剤業務への協力に関するボランティア薬剤師の調査について（資料6）（青野副会長）  
広島県薬剤師会としては協力できない旨を回答する

ことが承認された。

(8) 日本薬剤師会健康サポート薬局担当者全国会議の開催について（資料7）（青野副会長）  
日時：11月5日（日）13:00～16:45  
場所：TKP 田町カンファレンスセンター  
研修実施責任者 ○常務理事 平本敦大  
副会長 有村健二  
有村副会長、平本常務理事が出席することが承認された。

(9) 日本薬剤師会全国担当者会議等について（予告2）（資料8）（青野副会長）  
有村副会長、村上専務理事、平本常務理事が出席することが承認された。

(10) お薬手帳情報管理サービス「健康の庫」の加入促進キャンペーンの実施について（資料10）（豊見常務理事）  
① 対象薬局：会員保険薬局  
② 優待内容：A コース 全国の商業施設で利用できる商品券4,000円相当  
B コース ギフト（食品）4,000円相当  
③ 申込方法：健康の庫特設サイトより申し込み  
④ 申込期日：平成29年11月30日お申込み分まで  
⑤ 備考：優待対象は初年度申し込み分のみとなります  
⑥ サービス利用料：薬剤師会会員料金18,000円（年間）おまとめ便による広報を中心に展開していくことが承認された。

(11) がん検診推進事業への協力について（資料11）（有村副会長）  
薬剤師の関わりが見えてこないので、手軽で目に見える形にするため、薬袋にマークを印刷することを提案された。豊見会長よりレセコンメーカーによつては勝手にできず、一斉に行うのは厳しいためシールを作成してはどうかと意見があった。有村副会長より予算がなく、シールではなく薬袋への印刷で考えていたため再度検討すると報告された。

(12) 平成29年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会について（資料12）（青野副会長）  
日時：平成29年12月13日（水）14:00～16:35（予定）  
場所：メルパルク広島 6階「平成」  
(平成29年1月25日平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会：谷川副会長出席)  
出席可能であれば、谷川副会長が出席することが承認された。

(13) 平成29年度地域依存症対策研修会事業 薬物依存対策支援者スキルアップ研修について（資料13）（青野副会長）  
日時：10月17日（火）13:00～15:30  
場所：県三次庁舎 6階 第3会議室  
申込期限：10月3日（火）  
(平成27年度：ファックス一斉同報、平成28年度：なし)  
三次支部にファックス送信を行うことが承認された。

(14) 岡山県薬剤師会モバイルファーマシーの派遣について（横山事務局長）  
日時：11月23日（木）13:00～16:00

場所：岡山  
内容：  
研修会（案）  
13:00～13:05 挨拶（村川）  
13:05～13:15 モバイルファーマシー（MP）について（金田）  
13:15～14:15 MP見学・説明（広島県薬）  
14:30～14:45 明日からできる薬局の防災対策（ハード編：奥山）  
14:45～15:00 明日からできる薬局の防災対策（ソフト編：寺井）  
15:00～15:45 防災グッズの展示・試食・体験（桶・岡本 講義10分）  
15:45～15:55 連絡網の現状とイメージの伝達・協力依頼（金田）  
15:55～16:00 挨拶（村川）  
解散後：MPに待つてもらっておいて、帰りに興味がある方は寄って質問してもらう。  
谷川副会長、竹本常務理事を派遣することが承認された。

(15) 後援、助成及び協力依頼等について  
ア. 在宅に繋げる高齢者の生活サポート研修会の後援名義使用について（資料14）（青野副会長）  
日時：10月22日（日）9:00～14:00  
場所：RCC 文化センター  
対象：薬剤師、在宅医療に興味のある医療介護関係者、薬学生  
共催：一般社団法人薬剤師あゆみの会、エーザイ（株）（初めて）  
後援をしないことが承認された。

イ. 日本薬剤師会・日本医師会・日本対がん協会後援「心のアリアフリーとリハビリテーションを推進する映画作成」の支援について（資料15）（青野副会長）  
賛助：1口3万円  
主な支援者：【広島県】ひかり薬局、すずらん薬局、広島県医師会、因島医師会、アマノリハビリテーション病院、広島医療生活協同組合広島県共立病院【平成25年11月：骨髄バンク普及映画（日本薬剤師会後援）寄付金1万円（エンドロール（終幕）に「全国の薬剤師会の皆様」と表示）済】  
支援を行わないことが承認された。

## 2. 報告事項

(1) 8月定例常務理事会議事要旨（別紙1）  
(2) 諸通知  
ア. 来・発簡報告（別紙2）  
イ. 会務報告（〃3）  
ウ. 会員異動報告（〃4）  
(3) 委員会等報告  
(中野委員長)  
ア. 広島県薬剤師会新会館建設について（資料16）  
開発許可日：9月6日（水）  
造成着手日：9月8日（金）  
イ. 第20回会館建設特別委員会  
9月19日（火）  
9月6日に広島市から開発行為の許可がおりたため、9月7日に大和ハウス工業と広島県薬剤師会が開発工事の請負契約書を締結し、9月8日開発工事に着手

手した。9月20日に建設確認申請書を提出し、10月20日ごろには許可がおりる予定。平成30年7月30日までの完成予定で、建設の様子を撮影しホームページに載せることになったと報告された。

また見積書について、4億9,900万としていたが、1階入り口からエントランスに向けてのタイルの一体化や2階ホールの音響を考えた壁の変更等あり、最終見積りとして4億9,990万となったと報告された。また決定した事項について、会員に周知徹底したほうが良いのでは、少なくとも代議員の先生にはお知らせすべきではと建設委員会より提案があった。決定事項をホームページ上に上げて、そのことを代議員の先生方には文書により通知することが承認された。

委員会は完成までは2カ月に一度は開催する予定。現場で早急に決定する事項が今後出てくることをふまえ、豊見会長と中野委員長の協議のもとで決定し、後日委員会に報告し意思決定をすることで了承を得たと報告された。

(豊見会長)

ア. 平成29年度第1回広島県医療審議会

8月25日（金）於 県庁・北館

イ. 第43回広島県国保診療施設地域医療学会

8月26日（土）於 広島市文化交流会館

ウ. コスマシステムズ来会

8月30日（水）

EMのシステムに関して、個別の医療機関と薬局が情報共有できるシステムを宣伝していることに対して苦情を述べたと報告された。

エ. (株)サンヨー来会

8月30日（水）

現在事務局のコンピューター関係をお願いしているため、新会館においてもサンヨーに全て依頼し、新会館の1階と3階にバックアップを分ける予定と報告された。

オ. 平成29年度広島県四師会役員連絡協議会

8月30日（水）於 ANA クラウンプラザホテル広島

敷地内薬局について発言したと報告された。また薬剤師会が敷地内薬局に反対しているということを各会議のなかで伝えておいていただきたいと要請された。

カ. 第827回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会

9月8日（金）於 支払基金広島支部

キ. 社会保険診療報酬支払基金広島支部来会

9月12日（火）

ク. 在宅医療推進委員会

9月21日（木）

(青野副会長)

ア. 第107回中国地方社会保険医療協議会広島部会

8月28日（月）於 中国四国厚生局

鳥取県内の敷地内薬局が話題に上がり、薬剤師会としての立場を説明したと報告された。

イ. 平成29年度地域在宅緩和ケア推進協議会第1回会議

8月29日（火）於 県立広島病院

ウ. 広島県四師会「社会保険担当理事連絡協議会」

8月30日（水）於 ANA クラウンプラザホテル広島

在宅に行く薬局が500件程度になったが、もっと在

宅に行けるように指示を出していただきたいということ、後発医薬品の使用促進に協力していただきたいということ、敷地内薬局に反対の立場である理由等を説明したと報告された。

エ. 広島県健康福祉局がん対策課来局

9月4日（月）於 相田薬局

オ. 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業におけるHMカード発行についての説明会

9月13日（水）

各支部から担当の方に来て頂き、HMカード発行に関するパソコン操作、ラベルプリンター等の説明と、支部への機器の貸し出しについて説明したと報告された。

カ. 平成29年度第2回広島県国民健康保険運営協議会

9月14日（木）於 国保会館

キ. 平成29年度第3回広島県緩和ケア推進会議

9月20日（水）於 県庁・北館

(有村副会長)

ア. がん検診サポート薬剤師養成委員会

8月25日（金）

日薬より会員と会員外の参加費にあまり差をつけないよう指摘があったと報告された。

イ. 平成29年度健康サポート薬局研修会

9月3日（日）於 広島県薬剤師会館

ウ. 第63回広島県女性薬剤師会総会

9月10日（日）於 広島県薬剤師会館

エ. 広島県地域保健対策協議在宅医療・介護連携推進専門委員会

9月11日（月）於 広島県医師会館

今会議では方向のみを決めて、各四師会等専門的な10名程度のワーキンググループをつくることとしたと報告された。

オ. 広島県栄養士会平成29年度第1回在宅訪問栄養ケア企画・評価委員会

9月20日（水）於 広島県医師会館

(谷川副会長)

ア. 薬草に親しむ会打合会

9月1日（金）

イ. 薬草に親しむ会

9月18日（月）於 東広島市・鏡山公園 参加者185名

広大に移動したときに案内がうまくいかず一部苦情があがったが、参加者は185名で盛会だったとのこと。10月3日に反省会と今後の育成に向けて、打合会をして整理すると報告された。

ウ. 「第1回 広島PhDLSプロバイダーコース」研修会

9月10日（日）於 広島国際大学広島キャンパス 参加者30名

県薬で指導者を育成していかなければ採算が合う形での開催には時間かかると報告された。

(松尾副会長)

ア. 広島県地域保健対策協議会平成29年度脳卒中医療体制検討特別委員会第2回会議

8月28日（月）於 広島県医師会館

第7次保健医療計画の中の脳卒中対策案を作成しており、いかに早く治療を行うかを中心に、救急搬送等の改善について計画を作成している。また脳卒中の地域連携パスの内容について修正をしていると報

告された。

イ. 地対 WG

9月5日(火)

ポリファーマシーに関するアンケート実施にあたって内容を検討し、ある程度固まってきたため、このワーキンググループで検討した内容を次の地対協特別委員会に出して最終決定を行い、アンケート自体は11月に行う予定と報告された。

ウ. 臨床・疫学研究倫理審査委員会準備委員会(仮称)

9月6日(水)

今後の県薬倫理委員会構成メンバーを検討し、9名で委員会を構成すると報告された。メンバーは医師会の桑原先生、広大法務研究科の日山先生、広島大学病院薬剤部の角山先生、国際大学の三宅先生、広島県地域女性団体連絡協議会の市川先生、薬剤師会からは谷川・松尾副会長、竹本・吉田常務理事とのこと。今後の予定としては、11月に竹本常務理事が県薬学会で説明し、会誌1月号に案内を出し、1月に一斉同報で会員に広報してスタートする。また豊見会長より委員会名称は、仮称を取って広島県薬剤師会臨床・疫学研究倫理審査委員会としてよいかと提案があり承認された。

(村上専務理事)

ア. 復職支援研修会

9月12日(火) 於 まなびの館ローズコム

今回は病院業務で、福山大学の長崎先生に依頼し参加者は2名だった。広島は形部先生に依頼し、12名の参加だったと報告された。

イ. 「お薬情報のお知らせ」に関するアンケートについて(資料9)

多重受診等のお薬情報に関するお知らせを、協会けんぽが7月に実施している。それに対するレスポンスのアンケートを10月10日に薬局に行うため用紙が届いており、会員薬局にアンケート協力をお願いしたいと報告された。

ウ. 保険薬局による糖尿病重症化予防事業について 患者カバー率30.2%

参加薬局を募ったが協会けんぽの想定していた30%しか薬局がフォローできないという結果になった。薬局自体はわかっているのでピックアップして個別に電話して交渉しても良いか提案された。豊見会長より患者の名前等は全く分からぬので、個人情報には当たらないため良いのではと意見があった。村上専務理事より、多数のところにワンピッシュし、同意書持てこられた患者さんに対する取り扱いを、再度徹底したいと報告された。

(井上常務理事)

ア. 広島県地域保健対策協議会平成29年度第1回糖尿病対策専門委員会(資料17)

8月4日(金) 於 広島県医師会館

29年度事業予定と、今年度中に医療機関のトリアージをするという説明があったと報告された。

イ. ピンクdeカープ打合会

8月29日(火)

ウ. プレストケア・ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会

9月8日(金) 於 エソール広島

9月23日のピンクリボンdeカープ実施にあたって、ヤクザイくんを使用して乳がん検診の啓発事業を行

うことになっていると報告された。

(竹本常務理事)

ア. 広島県病院薬剤会病院機能別業務検討委員会研修会

8月26日(土) 於 広島大学病院たんぽぽ保育園講師として薬局におけるDIについて話をしたと報告された。

イ. 調剤棚取材

8月30日(水) 於 広島県薬剤師会館

9月1日が防災の日ということで豊見常務理事とPNBの取材を受けて、9月1日に記事となつていて報告された。

ウ. 広島県アルコール健康障害対策計画について(資料18)

広島県薬剤師会として、各薬局におけるポスター・パンフレット・相談窓口の案内等をあげていたところ、県の担当者より名刺サイズのチラシを各薬局に置いて配付するよう依頼があったと報告された。量や配布時期等は未定のこと。

(竹本・平本・柚木各常務理事)

ア. 平成29年度第1回医療連携支援検討委員会

9月5日(火) 於 広島大学病院たんぽぽ保育園  
6月16日に行った会員薬局へのアンケート調査に対して結果考察を行ったところ、五日市記念病院の荒川先生から、結果を会員にフィードバックをすべきと意見があった。11月19日の県の学術大会で、保険薬局を対象とした病院薬剤師との連携に関するアンケート調査という内容で荒川先生より発表をしていただくと報告された。

(竹本・平本各常務理事)

ア. 平成29年度日本薬剤師会学校薬剤師部会学校環境衛生検査技術講習会

9月9日(土)・10日(日) 於 帝京大学  
文科省の小出先生から学校薬剤師が学校給食になぜ関わらなければいけないのか、文科省の齊藤先生から学校給食の衛生管理についてお話を頂いた。また害虫駆除についてアース製薬の方の講義があった。実技として、大腸菌・一般細菌等の検査、食器類のでん粉の残留物等を行った。広島県の現状が把握できていないので、まず把握をして進めていくと報告された。

(豊見日薬理事)

ア. 社區薬局國際趨勢與展望國際研討會(International Conference on Trends and Products of Community Pharmacy)(資料19)

9月8日(金)・9日(土) 於 台北・張榮發基金會國際會議中心1001會議廳

台湾は分業始めて20年で在宅を始めた状況だった。どのような報酬体系か、薬価差がどう進んできたか、在宅で薬剤師の具体的な業務について講演した。また、懇親会で広島県薬剤師会と台湾の都市薬剤師会で姉妹会の締結ができないかと話があったと報告された。

(豊見常務理事)

ア. 広島県保育連盟連合会夏季保育研修会(資料20)

8月24日(木) 於 広島県健康福祉センター

(中川常務理事)

ア. 第34回広島県薬事衛生大会実行委員会

8月31日(木) 於 広島県薬剤師会館

大会会長に豊見会長、大会実行委員長に野村副会長で決定した。講師は広島大学医歯薬研究科太田茂教授で、演題は未定。パンフレットは去年と同様に広島県薬剤師会の広告を入れたい。また大会宣言の「我々広島県内3万余名の」から「3万余名」を削除することになったと報告された。

イ. 高齢者対策総合推進会議（資料21）  
8月31日（木）於 県庁・北館  
第6期ひろしま高齢者プランの評価について事務局から説明があり、薬剤師会としても在宅に行く薬剤師は増えているので、これからも頑張っていきたいと話をしたと報告された。

ウ. マスクット・キャラクター検討委員会（資料30）  
9月4日（月）  
マスクットキャラクターの使用規定について検討した。詳細は次回の常務理事会で報告すること。またヤクザイくんのピンバッジを100個つくることになったと報告された。

エ. ゆるキャラ総選挙  
9月18日（月）於 シャレオ広場・本通り  
ヤクザイくん第11／40位  
ヤクザイくんは11位だったが、本通りをパレードしPRはできたと報告された。

（松村常務理事）  
ア. 平成29年度第1回健康ひろしま21推進協議会  
7月7日（金）於 県庁・北館  
広島県の健康寿命を延伸するための取り組みとして、糖尿病・喫煙・がん・栄養等のアンケートをとりそれに対して各取り組みをしてるグループがあるが、この中で骨粗鬆症、いわゆるロコモ、フレイル等のコーナーが見られなかつたため、今後検討の中に入れてもらえないかと伝えたと報告された。

イ. 21世紀、県民の健康とくらしを考える会第2回役員会  
9月14日（木）於 広島県医師会館  
特別講演を衣笠祥雄さんが行い、薬剤師会としては吉田常務理事に講演して頂くので、会員に広報をして参加していただきたいと報告された。

（吉田常務理事）  
ア. 復職支援研修会  
9月11日（月）於 広島県薬剤師会館  
イ. 広報委員会  
9月11日（月）  
（横山事務局長）  
ア. 県庁インターンシップ（衛生（薬学））に係る施設実習  
9月1日（金）於 広島県薬剤師会館  
県庁からインターンシップの学生が2名来局されたので、薬剤師会業務の説明と、モバイルファーマシーの見学をしていただいたと報告された。

【指導】  
ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
8月30日（水）於 広島合同庁舎（柚木常務理事、中川常務理事）  
イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
9月6日（水）於 広島合同庁舎（青野副会長、吉田常務理事）  
ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
9月13日（水）於 広島合同庁舎（二川・吉田各常務理事）  
エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
9月21日（木）於 広島合同庁舎（竹本常務理事、有村理事）

3. その他の委員会等報告事項（野村副会長）  
(1) 日本薬剤師会災害対策委員会（資料22）  
9月4日（月）於 東京・日薬  
(1) 薬事情報センター・検査センター及びモバイルファーマシーの見学  
9月12日（火）・13日（水）・14日（木）・19日（火）・20日（水）  
(2) 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第49回薬学教育者ワークショップ中国・四国in岡山  
9月17日（日）・18日（月）於 就実大学

4. その他  
(1) 常務理事会の開催について（青野副会長）  
10月19日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】豊見常務理事）  
11月16日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本常務理事）  
※11月は22日午後6時30分～に変更  
(2) 平成29年度地域医療介護総合確保事業 地域包括支援センター規範的統合推進事業（老人保健福祉月間フォーラム）の後援について（資料4）（青野副会長）  
日時：10月14日（土） 13:00～16:00  
場所：広島県医師会館  
(初めて：承諾済)  
(3) 地域包括支援センター規範的統合推進事業自立支援推進フォーラムについて（資料23）（青野副会長）  
日時：10月14日（土） 13:00～16:00  
場所：広島県医師会館  
(4) くすりと健康の「やく薬フェスタ」の後援について（資料24）（青野副会長）  
日時：10月29日（日） 10:00～15:00  
場所：広島駅南口地下街  
主催：一般社団法人広島市薬剤師会  
(前年度承諾：承諾済)  
(5) 平成29年度広島県臨床研究・CRC研修会の共催について（資料25）（青野副会長）  
日時：11月11日（土） 13:00～17:15  
場所：広島国際大学広島キャンパス  
(毎年承諾：承諾済)  
(6) 平成30年度広島県四師会役員連絡協議会の開催について（資料26）（青野副会長）  
日時：平成30年9月13日（木） 19:00～  
場所：ANAクラウンプラザホテル広島  
(7) 広島県アルコール関連問題啓発フォーラム第54回全日本断酒連盟全国（広島）大会について（資料27）（青野副会長）  
日時：10月1日（日） 10:00～15:30  
場所：広島サンプラザ

ファックス一斉同報を行うことが承認された。

(8) 一般社団法人日本アレルギー学会アレルギー・リウマチ相談員養成研修会について（資料28）（青野副会長）  
日時：10月21日（土）・22日（日）  
場所：TKP ガーデンシティ広島  
申込期限：9月29日（金）  
何もしないことが承認された。

(9) 8月次決算（貸借対照表・正味財産増減計算書）について（資料29）（横山事務局長）  
これからは毎月、前月末までの損益と正味財産を出させていただくと報告された。

(10) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（青野副会長）

その他

豊見会長より10月28日の安全祈願祭において支部長会を行う提案があり承認された。  
横山事務局長より建設工事の契約を9月29日に豊見会長に来局頂き、締結すると報告があった。

## ◆ 10月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成29年10月19日（木） 午後6時30分～9時25分  
場 所：広島県薬剤師会館  
議事要旨作製責任者：豊見 敦  
出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、  
村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・平  
本・柚木・二川・松村各常務理事  
欠席者：吉田常務理事

### 【会長挨拶】

ほとんど毎週日曜日にいろいろな行事が重なっており、皆さんには、会議等でご苦労をいただいておりますが、全体的には順調に会務は進んでいるように思います。この年末にかけて、まだ行事は続きますが、よろしくお願ひいたします。

### 1. 審議事項

(1)（仮称）広島県薬剤師会館新築工事 工事監理業務の契約等について（資料1）（横山事務局長）  
あい設計より提出があった見積書は、3年前のコンペ金額と同額であること等、税抜き600万円の契約の締結内容について説明され了承された。

(2) 広島県医師会糖尿病対策推進会議における幹事推薦について（資料2）（村上専務理事）  
松尾副会長を推薦することが了承された。松尾副会長より、会議の状況によっては対応を検討して欲しい旨要望があった。

(3) 平成30年度地域医療介護総合確保事業に係る事業提案について（資料3）（村上専務理事）  
今年度は、この案を提出することが了承された。豊見会長より、各地域薬剤師会に対して、研修会受講のシステム化に向けたPCの配布等、ハード部分における予算化を今後、検討して欲しいと要望があつた。

(4)（公社）広島県薬剤師会認定基準薬局運営規程について（資料4）（青野副会長）

本会においては、基準薬局制度を継続していく方向であり、運営規程について、一部文言の修正があつたが了承され、10月28日（土）開催の理事会へ提出することとなった。

(5)「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同会議次第（案）の送付および資料提供のお願いについて（資料5）（青野副会長）  
青野副会長、村上専務理事、吉田常務理事が担当者合同会議に出席されるが、WGの際に、本会としての意見を統一するため、10月26日（木）に打合せをすることとなった。また、各地域薬剤師会においての状況を把握する必要があるため、調査を行うことが了承された。

(6) 広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」への負担金について（資料6）（有村副会長）  
日時：11月3日（金） 午後1時～  
場所：広島県医師会館  
負担金：10万円  
まだ、負担金の最終的な金額決定はしていないが、10万円程度を見込んでいると報告され、了承された。

(7) 県民公開講座の講師謝礼について（野村副会長）  
日時：11月25日（土） 午後2時～ 申込128名（締切済）  
場所：広島県薬剤師会館  
講師：横山雄二（RCC アナウンサー）  
講師料を決定し、演題の懸垂幕・横断幕や玄関前の立て看板も併せて作成することとなった。

(8) 第34回広島県薬事衛生大会の広告等負担金について（資料7）（野村副会長）  
日時：11月30日（木） 午後2時～  
場所：エソール広島  
共催：7月21日、共催承諾及び実行委員4名推薦済み  
【平成28年度・第33回広島県薬事衛生大会】  
広告料：A4版 40,000円  
負担金：分担金 300,000円  
広告料・負担金の支出は了承された。

(9) 平成29年度第1回地域・職域会長協議会の次第について（資料8）（野村副会長）  
日時：10月28日（土） 11：15～  
場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前  
追加修正：10月24日（火）までに事務局へご連絡お願いします。  
次第の追加・順番等を検討・確認した。

(10) アストラムラインの広告について（資料9）（野村副会長）  
● 1編成片側独占企画（6両編成片側つり革1年間）  
特別料金360,000円（税抜き）  
● 1編成独占企画（6両編成両側つり革1年間）  
特別料金690,000円（税抜き）  
広告掲載はしないこととなった。

(11) 第70回広島医学会総会総会議事への出席について（資料10）（野村副会長）  
日時：11月12日（日） 14：00～14：50  
場所：広島県医師会館 1階 ホール  
豊見会長が出席されることとなった。

(12) 平成30年薬事関係者新年互礼会の開催について（資料11）（野村副会長）

日時：1月11日（木）午後4時～  
 場所：広島県薬剤師会館  
 【前年度：1月12日（木）午後4時～開催】

(13) 第52回広島県薬剤師会臨時総会の開催について（資料11）（野村副会長）  
 次のとおり決定した。  
 日時：3月18日（日）午後1時～  
 場所：広島県薬剤師会館  
 定款抜粋  
 (招集)  
 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。  
 開催予告（日時の告知）を速やかに送付することになった。

(14) 理事会の開催について（野村副会長）  
 次のとおり決定した。  
 日時：2月17日（土）午後5時～（地域・職域会長協議会終了後）  
 場所：広島県薬剤師会館

(15) 地域・職域会長協議会の開催について（野村副会長）  
 次のとおり決定した。  
 日時：2月17日（土）午後3時～  
 場所：広島県薬剤師会館

(16) 平成29年度日本薬剤師会中国ブロック会議への出席について（資料12）（豊見会長）  
 日時：12月9日（土）14:00～17:00  
 場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前正・副会長、専務理事に会議の出席をお願いすることとなった。

(17) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会での選手村総合診療所における薬剤業務への協力に関するボランティア薬剤師の調査についての再協議について（豊見常務理事）  
 県薬会誌11月号にて、参加協力希望者の有無について調査を実施することが了承された。

(18) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 第6回先端的がん薬物療法研究会の開催にかかる共催名義使用と広報について（資料13）  
 日時：平成30年1月7日（日）10:00～17:30  
 場所：グランドプリンスホテル広島  
 (昨年度：共催承諾済、会誌掲載)  
 共催名義使用は了承された。

イ. 第58回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～における後援名義使用について（資料14）  
 日時：平成29年12月1日（金）11:00～14:20  
 場所：広島国際会議場  
 (毎年・承諾)  
 後援名義使用は了承された。

ウ. 広島大学霞管弦楽団2018 Spring Concert 後援名義使用について（資料15）  
 日時：平成30年4月8日（日）14:30～  
 場所：広島市南区民文化センター  
 (毎年・承諾)

後援名義使用は了承された。（資料16）

(19) 広島ドラゴンフライズ（バスケットボールチーム）とのコラボ「おくすり手帳」広報について  
 岡崎修司選手（広島大学薬学部卒 薬剤師・非会員）に、県薬会誌へ寄稿依頼をしたい旨を窓口となっておられる楓ファーマシー 日浦様に伝えることとなった。

## 2. 報告事項

(1) 9月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知  
 ア. 来・発簡報告（別紙2）  
 イ. 会務報告（〃3）  
 ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告  
 (豊見会長)  
 ア. 全国健康保険協会向井広島支部長退任挨拶  
 9月29日（金）  
 イ. 中国四国厚生局来会  
 9月29日（金）  
 ウ. 大和ハウス工業（株）との契約  
 9月29日（金）

エ. 広島市立病院機構本部事務局訪問（資料17）  
 10月6日（金）於 広島市立病院機構本部事務局  
 広域病院（公立病院も含む）へ、文書の配布を検討していることを、県医師会へも情報提供しながら、医療機関敷地内への保険薬局誘致には、断固反対する姿勢を継続的に示していくと報告された。

オ. 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会  
 10月7日（土）於 東京国際フォーラム

カ. 東京都薬剤師会主催歓迎レセプション（ウェルカムパーティー）  
 10月7日（土）於 ホテルオークラ東京

キ. 平成29年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会（岩手）  
 10月12日（木）・13日（金）於 ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING

ク. 全国健康保険協会神田広島支部長就任挨拶  
 10月16日（月）  
 (豊見会長・豊見日薬理事)  
 ア. 平成29年度中国・四国薬剤師会会長会議（資料17）  
 9月30日（土）於 JR ホテルクレメント高松  
 (野村副会長)  
 ア. マスコットキャラクター「ヤクザイくん」ロゴ使用要領について（資料18）  
 最近、「ヤクザイくん」のイラストが本会に無断使用されている事例が発生したため、マスコット・キャラクター活用打合会を開催し、ロゴ使用要領を作成したが、文言の修正等も含め、次回の常務理事会で審議事項として諮ることとなった。

イ. 薬草に親しむ会開催運営委員会（資料19）  
 10月3日（火）  
 ・薬剤師のための「薬草観察会」  
 日時：平成29年11月23日（木・勤労感謝の日）  
 10:00～12:00  
 場所：広島国際大学 薬草園  
 講師：広島国際大学 医療栄養学部 教授 神田博士先生  
 (野村副会長、豊見日薬理事)

ア. 日本薬剤師会薬剤師資格証発行に係る実務説明会  
(資料20)  
9月6日(水)於 東京・日薬  
県薬会誌11月号へ詳細を掲載し、10月28日(土)開催の地域・職域会長協議会においても説明すると併せて報告された。

(青野副会長)  
ア. 広島県薬剤師会認定基準薬局運営協議会  
9月25日(月)  
イ. 第108回中国地方社会保険医療協議会広島部会  
9月26日(火)於 中国四国厚生局  
ウ. 広島赤十字・原爆病院グランドオープ記念式典・祝賀会  
10月1日(日)於 広島赤十字・原爆病院、ANAクラウンプラザホテル広島  
エ. 平成29年度第2回広島県医療費適正化計画検討委員会  
10月4日(水)於 県庁・北館

(有村副会長)  
ア. 県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WG  
9月25日(月)於 広島県医師会館  
イ. 在宅医療・介護保険WG  
9月26日(火)  
ウ. 在宅相談窓口機能強化委員会と医療・衛生材料供給体制検討委員会の合同会議  
10月13日(金)  
エ. 地域包括支援センター規範的統合推進事業自立支援推進フォーラム  
10月14日(土)於 広島県医師会館

(谷川副会長)  
ア. 広島県薬剤師会学術大会出展打合会  
9月28日(木) 10社  
イ. 薬局業務運営ガイドラインWG  
10月4日(水)

(谷川副会長・村上専務理事)  
ア. 第3回中国・四国地区調整機構認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ  
9月23日(土)於 広島県薬剤師会館・エソール広島

(松尾会長)  
ア. 広島県地域保健対策協議会第1回医薬品の適正使用検討特別委員会  
9月22日(金)於 広島県医師会館  
イ. 平成29年度医療安全セミナー  
10月1日(日)於 広島国際会議場  
ウ. 日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学  
10月5日(木)於 広島市中区千田町2丁目5-5 参加者15名  
エ. 第37回広島県薬剤師会学術大会実行委員会(資料21)  
10月6日(金)  
オ. 地対協WG  
10月18日(水)

(村上専務理事)  
ア. 第2回薬剤師認知症対応力向上研修(広島市委託事業)打合会  
9月22日(金)  
イ. 平成29年度薬剤師認知症対応力向上研修

9月30日(土)於 広島県薬剤師会館 参加者97名  
ウ. 平成29年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議  
10月10日(火)於 ひろしま国際ホテル  
エ. 広島県禁煙支援ネットワーク第15回研修会  
10月14日(土)於 広島県歯科医師会館  
オ. 平成29年度日本薬剤師会薬局実習担当者全国会議伝達研修  
10月15日(日)於 福山大学宮地茂記念館 参加者60名  
カ. 復職支援研修会  
10月17日(火)於 まなびの館ローズコム 参加者1名  
(井上常務理事)  
ア. ピンクリボン de カープ(資料22)  
9月23日(土)於 マツダスタジアム  
イ. 平成29年度高度管理医療機器等に係る継続研修会  
9月24日(日)於 エソール広島 参加者242名  
(豊見日葉理事)  
ア. 日本薬剤師会第6回理事会(資料23)  
9月26日(火)於 東京・日薬  
イ. 日本薬剤師会医薬分業対策委員会(資料24)  
9月29日(金)於 東京・日薬  
ウ. 第50回日本薬剤師会学術大会(資料25)  
10月8日(日)・9日(月)於 東京都  
エ. 日本薬剤師会「かかりつけ薬剤師・薬局」普及促進のためのアクションプラン検討WG(資料26)  
10月17日(火)於 東京・日薬

(中川常務理事)  
ア. 平成29年度第1回在宅医療の人材(訪問看護師)確保推進事業検討委員会  
9月27日(水)於 広島県看護協会会館  
イ. 医療審議会保健医療計画部会・高齢者対策総合推進会議医療・介護需要量調査分析WG  
9月29日(金)於 県庁・北館

(二川常務理事)  
ア. 平成29年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会  
10月13日(金)於 県庁・本館  
イ. 第509回薬事情報センター定例研修会  
10月14日(土) 参加者91名  
(吉田常務理事)  
ア. 復職支援研修会  
10月16日(月)於 広島県薬剤師会 参加者12名  
イ. 広報委員会  
10月18日(水)  
(吉田・竹本各常務理事)  
ア. 平成29年度日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議  
9月27日(水)於 東京・日薬  
(横山事務局長)  
ア. 広島県警察本部(特殊サギ担当)来会(横山事務局長)  
10月16日(月)

**【指導】**  
ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月27日（水）於 広島合同庁舎（中川常務理事）  
 イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 9月28日（木）於 広島合同庁舎（有村副会長）  
 ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 10月4日（水）於 広島合同庁舎（柚木・中川各常務理事）  
 エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 10月11日（水）於 広島合同庁舎（青野副会長、竹本常務理事）  
 オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導  
 10月15日（日）於 広島合同庁舎（竹本常務理事）  
 カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 10月19日（木）於 広島合同庁舎（村上専務理事、中川常務理事）

### 3. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（1）平成29年度中国地区DMAT連絡協議会実働訓練（串田委員長）  
 10月15日（日）於 岡山済生会総合病院  
 （2）薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演（原田センター長）  
 10月17日（火）於 三原薬剤師会館  
 （3）スポーツファーマリスト担当者の変更について（資料27）（豊見常務理事）  
 （4）各地域薬剤師会ビジョン推進事業の進捗について（資料28）（豊見常務理事）

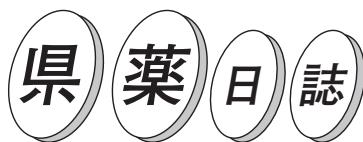
### 4. 研修会講演会等報告について

（1）広島市佐伯区医師会 MRM 講演会「かかりつけ薬

剤師と医療安全」（回覧）（豊見常務理事）  
 9月21日（木）於 広島市佐伯区医師会  
 （2）「薬薬連携の現状とこれから」（井上常務理事）  
 9月28日（木）於 山口県周南市

### 5. その他

（1）常務理事会の開催について（野村副会長）  
 11月22日（水）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本常務理事）  
 （2）中国地方社会保険医療協議会委員の就任について（野村副会長）  
 豊見雅文 会長（平成29年10月～）  
 （推薦済み）  
 （3）平成29年度薬事功労者厚生労働大臣表彰受賞者について（野村副会長）  
 受賞者 有村健二 氏（東広島支部）  
 （4）平成29年度文部科学大臣表彰受賞者について（野村副会長）  
 受賞者 土井郁郎 氏（安佐支部）  
 （5）平成29年度薬事功労者に係る知事表賞について（野村副会長）  
 受賞者 中川潤子 氏（広島支部）  
 田邊ナオ 氏（尾道支部）  
 林真理子 氏（安佐支部）  
 （6）平成29年度広島県臨床研究・CRC研修会の参加について（資料29）（野村副会長）  
 日時：11月11日（土）13:00～17:15  
 場所：広島国際大学広島キャンパス  
 （7）9月次決算（貸借対照表・正味財産増減計算書）について（資料30）（横山事務局長）  
 （8）年末・年始の休業について（野村副会長）  
 平成29年12月29日（金）～平成30年1月3日（水）



日付	行事内容
10月21日 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県看護協会訪問看護研修ステップ1 (広島県看護協会会館)</li> <li>・日本薬学会中国四国支部平成29年度第2回役員会／日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議 (徳島大学蔵本キャンパス)</li> <li>・平成29年度薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議 (徳島大学蔵本キャンパス)</li> </ul>
21日・22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 (徳島大学蔵本キャンパス)</li> </ul>
22日 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本アレルギー学会アレルギー・リウマチ相談員養成研修会 (TKPガーデンシティ広島)</li> <li>・平成29年度緩和ケア薬剤師研修 (2日目) (広島県緩和ケア支援センター)</li> </ul>
23日 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県警察本部生活安全課長来会</li> <li>・新会館内薬局設置検討WG</li> </ul>
24日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症と薬剤師のかかわりについて (吉浦まちづくりセンター)</li> <li>・医療保険委員会 (保険薬局部会) 担当者会議</li> <li>・平成29年度第2回『自立支援』多職種連携推進会議 (広島県医師会館)</li> </ul>
25日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・在宅支援薬剤師専門研修会打合会</li> <li>・県民フォーラム「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」四師会発表者打合せ (広島県医師会館)</li> <li>・広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会医療機能調査検討実務者会議 (広島県医師会館)</li> </ul>
26日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第109回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)</li> <li>・平成29年度第1回地域づくりによる介護予防推進支援研修会 (県庁)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同会議のための打合会・アンチ・ドーピング活動推進委員会</li> </ul>

日付	行事内容
27日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武田薬品工業(株)来会</li> <li>・HMネットに関する打合会 (南海老園豊見薬局)</li> <li>・広島県地域保健対策協議会第2回医薬品の適正使用検討特別委員会 (広島県医師会館)</li> </ul>
28日 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県薬剤師会館新築工事安全祈願祭 (広島市東区二葉の里)</li> <li>・第1回地域・職域会長協議会 (TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前)</li> <li>・北陸大学薬学部同窓会 (薬友会)「支部研修会」 (ホテルJALシティ)</li> </ul>
29日 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援薬剤師専門研修会 I</li> <li>・広島市薬剤師会第2回薬と健康の「やく薬フェスタ」 (広島駅南口地下街)</li> </ul>
30日 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県国保県単位化推進課来会</li> <li>・三次薬剤師会薬局ビジョン推進事業にかかる説明会 (三次薬剤師会事務局)</li> </ul>
31日 火	在宅医療・介護保険WG
11月2日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度災害時自殺対策研修 (広島県医師会館)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・二葉の里地区、広島駅地区、球場地区平成29年度第5回エリアマネジメント合同準備会議 (東区地域福祉センター)</li> <li>・安佐薬剤師会平成29年度2期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会 (安佐南区役所・安佐南総合福祉センター)</li> </ul>
3日 金	広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム「みんなで誤嚥性肺炎予防に取り組もう」 (広島県医師会館)
5日 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援薬剤師専門研修会 I</li> <li>・日本薬剤師会健康サポート薬局担当者全国会議 (TKP田町カンファレンスセンター)</li> </ul>
6日 月	「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同会議 (TKP市ヶ谷カンファレンスセンターホール7A)
7日 火	新型インフルエンザ等対策訓練
8日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・薬局業務運営ガイドラインWG</li> <li>・広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会 (広島県医師会館)</li> </ul>

日付		行事内容
9日	木	広島大学薬学部実務実習事前学習指導 (広島大学薬学部)
10日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県学校保健会学校における飲酒防止教育支援研修会 (広島YMCA国際文化センター)</li> <li>・第829回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</li> <li>・広報委員会</li> <li>・第37回広島県薬剤師会学術大会実行委員会</li> </ul>
11日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第510回薬事情報センター定例研修会</li> <li>・平成29年度広島県臨床研究・CRC研修会 (広島国際大学広島キャンパス)</li> </ul>
12日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 (県庁)</li> <li>・第70回広島医学会総会総会議事 (広島県医師会館)</li> <li>・第70回広島医学会総会会頭招宴 (ホテルグランヴィア広島)</li> </ul>
13日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修会 (広島県薬剤師会)</li> <li>・(株)JMS来会</li> <li>・広島県がん対策推進委員会 (広島がん高精度放射線治療センター)</li> </ul>
14日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修会(まなびの館ローズコム)</li> <li>・平成29年度第1回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会 (KKRホテル広島)</li> </ul>
15日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森畠市議会議員来会</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・第53回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議 (支部総会) (就実大学)</li> <li>・薬物乱用防止教室 (山陽女子学園) (広島県立福山葦陽高等学校)</li> <li>・薬務課、高齢者支援課来会</li> <li>・薬局業務運営ガイドラインWG</li> <li>・広島県地域保健対策協議会平成29年度脳卒中医療体制検討特別委員会第3回会議 (広島県医師会館)</li> </ul>
16日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学薬学部実務実習事前学習指導 (広島大学薬学部)</li> <li>・第67回全国学校薬剤師大会 (ホテルグリーンパーク津)</li> </ul>
16日・17日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度全国学校保健・安全研究大会 (三重県総合文化センター)</li> <li>・第21回日本医業経営コンサルタント学会広島大会(ホテルグランヴィア広島)</li> </ul>

日付		行事内容
17日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第37回広島県薬剤師会学術大会会場設営</li> <li>・平成29年度第1回年金委員・健康保険委員合同研修会 (はつかいち文化ホールさくらぴあ)</li> <li>・吳市 (生活習慣病重症化予防事業) (吳市役所)</li> </ul>
19日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第37回広島県薬剤師会学術大会</li> <li>・広島県緩和ケア支援センター平成29年度緩和ケアフォローアップ研修 (県立広島病院)</li> </ul>
20日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第3回『自立支援』多職種連携推進会議 (広島県医師会館)</li> <li>・薬局業務運営ガイドラインWG</li> </ul>
22日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常務理事会</li> <li>・平成29年度第2回健康ひろしま21推進協議会 (県庁北館)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> </ul>
23日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度高度管理医療機器等に係る継続研修会 (まなびの館ローズコム)</li> <li>・薬剤師のための「薬草観察会」 (広島国際大学)</li> <li>・岡山県薬剤師会モバイルファーマシー派遣 (岡山県薬業会館)</li> </ul>
25日	土	平成29年度県民公開講座
26日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議伝達研修会</li> <li>・安田女子大学薬学共用試験(OSCE)事前講習会 (安田女子大学)</li> </ul>
27日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会 (広島県庁)</li> <li>・(株)JMS来会</li> <li>・広島県地域保健対策協議会平成29年度第2回糖尿病対策専門委員会 (広島県医師会館)</li> </ul>
28日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会第7回理事会 (日本薬剤師会)</li> <li>・第110回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)</li> <li>・平成29年度第3回広島県医療費適正化計画検討委員会 (広島県庁)</li> </ul>

日付	行事内容
29日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・平成29年度第3回広島県国民健康保険運営協議会 (国保会館)</li> <li>・平成29年度結核予防技術者研修会 (広島県医師会館)</li> </ul>
30日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会 (東京・日薬)</li> <li>・第34回広島県薬事衛生大会 (エソール広島)</li> <li>・平成29年度薬祖神大祭</li> </ul>
12月1日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森田薬品工業(株)・マナック(株)訪問 (福山市)</li> <li>・広島県環境保健協会創立60周年記念式典・第58回公衆衛生大会 (広島国際会議場)</li> </ul>
2日 土	薬剤師認知症対応力向上研修(福山市) (福山商工会議所)
3日 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験 (安田女子大学)</li> <li>・福山大学における薬学共用試験OSCE本試験 (福山大学)</li> </ul>
4日 月	中国新聞広告社との打合せ会
5日 火	平成29年度第2回多重受診者対策検討会 (全国健康保険協会広島支部)
6日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・第21回会館建設特別委員会</li> <li>・高齢者対策総合推進会議(県庁・北館)</li> </ul>
7日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県学校薬剤師会常務理事会</li> <li>・在宅支援薬剤師専門研修会ミニワーキング</li> </ul>

日付	行事内容
8日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議 (東京・日薬)</li> <li>・第830回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</li> </ul>
9日 土	平成29年度日本薬剤師会中国ブロック会議 (TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前)
11日 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県医療審議会保健医療計画部会(第3回)</li> <li>・選挙管理委員会</li> </ul>
12日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCA設定、石橋先生来会</li> <li>・広報資材作成WG</li> </ul>
13日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院連絡協議会 (メルパルク広島)</li> <li>・平成29年度第1回広島県エイズ対策推進会議 (メルパルク広島)</li> <li>・薬局業務運営ガイドラインWG</li> </ul>
14日 木	平成29年度広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会 (安佐南区総合福祉センター)
15日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会館位置確認立合い (広島市東区二葉の里)</li> <li>・臨床・疫学研究倫理審査委員会準備委員会</li> </ul>
16日 土	第511回薬事情報センター定例研修会
17日 日	広島国際大学薬学部OSCE (広島国際大学)
19日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会第8回理事会 (日本薬剤師会)</li> <li>・第3回正・副会長会議</li> </ul>
20日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報委員会</li> <li>・平成29年度第4回『自立支援』多職種連携推進会議 (広島県医師会館)</li> </ul>



## 行事予定 (平成30年1～2月)

1月6日(土) 三原薬剤師会新年会(三原国際ホテル)

1月7日(日) 第6回先端のがん薬物療法研究会(グランドプリンスホテル広島)

1月8日(月) 平成30年広島県医師会新年互礼会(ANAクラウンプラザホテル広島)

1月10日(水) 在宅支援薬剤師専門研修会打合会

1月11日(木) 平成30年薬事関係者新年互礼会(広島県薬剤師会館)

// 広島県高等学校保健会第1回理事会(広島県立呉三津田高等学校)

1月14日(日) 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ(広島県薬剤師会館)

1月15日(月) 復職支援研修会(広島県薬剤師会館)

1月16日(火) 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)

// レタープレスとの打合会

// 第2回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議  
(広島県医師会館)

// 広報委員会

1月17日(水) 日本薬剤師会第9回理事会(日本薬剤師会)

// 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会(会長会)(日本薬剤師会)

// 日本薬剤師会新年賀詞交換会(明治記念館(予定))

1月18日(木) 日本薬剤師会議事運営委員会(東京・日薬)

// 第56回広島県学校保健研究協議大会 開会式表彰式(広島県民文化センター)

// 平成29年度第2回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会(KKRホテル広島)

// 常務理事会

1月19日(金) 広島県学校薬剤師会統合WG

1月20日(土) 平成29年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム(広島県医師会館)

// 第512回薬事情報センター定例研修会

1月21日(日) 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ(広島県薬剤師会館)

// 公認スポーツファーマシストのためのアンチ・ドーピング講習会  
(日本教育会館一つ橋ホール)

1月24日(水) 平成29年度広島県医療安全推進協議会(県庁)

// 平成29年度学校薬剤師部会全国担当者会議(日本薬剤師会)

1月25日(木) 第112回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)

// 会計打合会

1月27日(土) 平成29年度広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会(エソール広島)

1月27日(土) 平成29年度広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会(福山商工会議所)

// 平成29年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会  
(広島県薬剤師会館)

1月28日(日) 平成29年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会  
(県民文化センターふくやま)

1月31日(水) 平成29年度第4回広島県国民健康保険運営協議会(国保会館)

2月3日(土) 日薬代議員中国ブロック会議(山口)

2月4日(日) 平成29年度圏域地対協研修会(16:45～交流会 グリーヒルホテル尾道)(しまなみ交流館)

// 認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストWS(福山大学34号館)

## 行事予定（平成30年2月）

2月5日(月) 平成29年度かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会(厚生労働省講堂)  
 2月7日(水) 会計打合会  
 2月8日(木) 地対協研修会(広島県医師会館)  
 2月10日(土) 平成29年度IPPNW日本支部理事会(第2回)(広島県医師会館)  
 // 第513回薬事情報センター一定例研修会(広島県薬剤師会館)  
 2月11日(日) 平成30年建国を祝う集い  
 2月12日(月) 第10回安佐薬剤師会学術大会(安田女子大学)  
 2月13日(火) 日本薬剤師会第10回理事会(日本薬剤師会)  
 // 第69回結核予防全国大会歓迎レセプション(リーガロイヤルホテル広島)  
 // } 2月14日(水) 第69回結核予防全国大会(リーガロイヤルホテル広島)  
 2月15日(木) 常務理事会  
 2月17日(土) 第2回地域・職域会長協議会  
 // 第3回理事会  
 2月18日(日) 平成29年度広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会(吳阪急ホテル)  
 2月19日(月) 復職支援研修会(広島県薬剤師会館)  
 2月20日(火) 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)  
 2月26日(月) 第113回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)

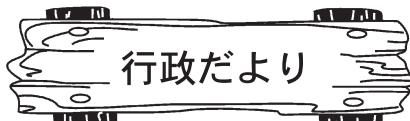
### 広島県国保連合会からのお知らせ

## 介護給付費等の請求方法の変更について

平成26年8月の請求省令改正により、平成30年4月以降の介護給付費の請求方法は、原則としてインターネット請求による伝送かCD-R等の電子媒体による請求のいずれかとなります。

現在、書面（帳票）により介護給付費の請求を行っている事業所で、支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合や常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である事業所等の場合などで、平成30年4月以降も書面（帳票）による請求を希望される場合、免除届出書を平成30年3月末までに広島県国保連合会に提出していただくこととなります。

詳しくは、広島県国保連合会ホームページ(<http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>)をご覧ください。



平成29年10月11日

公益社団法人広島県薬剤師会長様  
広島県病院薬剤師会長様  
広島県医薬品卸協同組合理事長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

## 薬局機能情報提供制度の改正及び「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について（通知）

のことについて、平成29年10月6日付け薬生発1006第4号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙1のとおり、平成29年10月6日付け薬生総発1006第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別紙2のとおり通知がありました。

薬局においては、施行日（平成31年1月1日）以降別紙の内容について過去一年間の実績等を報告する必要がありますので、数値の把握等について留意してください。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 上田)

### 別紙

#### 薬局機能情報提供制度の改正に伴う新たな報告事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号）施行日（平成31年1月1日）以降、新たに報告を求められる事項のうち、過去一年間の実績に関するものについては次のとおりです。

平成30年中の実績数から新たに報告が必要となります。

- 副作用等に係る報告の実施件数（別表第1の第2の2（2）（i））
- 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数（別表第1の第2の2（6））
- 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数（別表第1の第2の2（7））
- 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数（別表第1の第2の2（8））

### 別紙

薬生発1006第4号  
平成29年10月6日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

#### 薬局機能情報提供制度の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚

生労働省令第109号。以下「改正省令」という。)については、平成29年10月6日に公布され、平成31年1月1日に施行することとされたところです。

この改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

## 記

### 1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項について、薬剤師・薬局が地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められていること等を受け、その一部を改正することであること。

### 2 改正の内容

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1の第2の項各号に、別添1のとおり、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項を追加したこと。
- (2) 規則別表第1の第2の項第2号について、医療安全対策の内容に係る報告事項を「医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無」から「副作用等に関する報告の実施件数」及び「医療安全対策に係る事業への参加の有無」に変更したこと。

### 3 実施要領の改正

法第8条の2に基づく薬局開設者による薬局に関する情報の提供等については、「薬局機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「実施要領」という。）により行ってきたところであるが、改正省令の公布に伴い、別添2のとおり実施要領を改正すること。なお、規則別表第1の第1の項第3号に関しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第96号。同年9月26日施行。）において薬剤師不在時間の有無を追加することとされているため、今回の実施要領の改正では、当該改正に関する内容を含んでいること。

### 4 施行期日等

#### (1) 施行期日

改正省令は、平成31年1月1日から施行することである。ただし、改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の第2の項に掲げる事項に係る法8条の2の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める場合は、当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、平成31年12月31日までの間は、新規則別表第1の第2の項の規定は、適用しない。

#### (2) その他

- ① 薬局開設者は、新規則別表第1に掲げる事項について、過去1年間の実績等を報告する必要があるため、都道府県知事は、新規則別表第1に基づく薬局機能情報の報告時期について、報告を求める時期の1年以上前に薬局開設者に周知するよう努めること。
- ② 規則別表第1の第1の項第3号に規定される薬剤師不在時間の有無に関する公表等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成29年9月26日付け薬生発0926第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）で示すとおり、平成30年4月1日から施行することとしたこと。

## 別添1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号）新旧対照表

新	旧
別表第1（第11条の3関係） 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	別表第1（第11条の3関係） 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (新規)
(3) 薬局の業務内容 (vii) 薬剤服用歴管理の実施 イ 薬剤服用歴管理の実施の有無 ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	(2) 薬局の業務内容 (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無 (新規) (新規)
(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付 イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (新規) (新規)
(4) 地域医療連携体制 (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無 (iii) 退院時の情報を共有する体制の有無 (iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無 (v) 地域住民への啓発活動への参加の有無	(3) 地域医療連携体制 (新規) (新規) (新規) (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無
2 実績、結果等に関する事項 (2) 医療安全対策の実施 (i) 副作用等に係る報告の実施件数 (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無	2 実績、結果等に関する事項 (2) 医療安全対策（医薬品の使用に係る安全管理のための責任者の配置の有無） (新規) (新規)
(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数	(新規)
(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	(新規)
(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	(新規)
(9) 患者満足度の調査	(6) 患者満足度の調査

## 別添2

**「薬局機能情報提供制度実施要領」**  
**(「薬局機能情報提供制度実施要領について」平成19年3月26日付け**  
**薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知の別添)**

新	旧
<p>3 運営体制</p> <p>(3) 都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、<u>適切に対応できるよう</u>、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。</p>	<p>3 運営体制</p> <p>(3) 都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、<u>患者からの照会に適切に対応できるよう</u>、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。</p>
<p>4 薬局機能情報の報告</p> <p>(1) 薬局機能情報の報告時期</p> <p>① 都道府県は、薬局開設者に対し、1年に1回以上、都道府県が定める<u>時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。</u>なお、特段の事情がない限り、12月31日における薬局機能情報とすること。</p> <p>② 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、第1の項第1号に掲げる基本情報（薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間）<u>並びに第1の項第3号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無</u>（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。</p>	<p>4 薬局機能情報の報告</p> <p>(1) 薬局機能情報の報告時期</p> <p>① 都道府県は、薬局開設者に対し、1年に1回以上、都道府県が定める<u>期日における規則別表第1に掲げる事項について報告を行わせるものとする。</u></p> <p>② 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、<u>同表第1の項第1号に掲げる基本情報（i 薬局の名称、ii 薬局開設者、iii 薬局の管理者、iv 薬局の所在地、v 電話番号及びファクシミリ番号、vi 営業日、vii 開店時間、viii 開店時間以外で相談できる時間）及び同表第1の項第3号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無（以下「基本情報等」という。）</u>について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。</p>
<p>(2) 薬局機能情報の報告方法</p> <p>① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、<u>薬局開設者に対して薬局機能情報を都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）までに報告させることとする。この際、(1)①のとおり、12月31日における薬局機能情報を報告させる場合には、翌年1月末日までに報告させること。</u></p> <p>② 薬局機能情報の変更の報告は次により行う。</p> <p>ア 基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった場合には、各都道府県の定める方法により<u>速やかに報告を行わせること</u>とする。</p>	<p>(2) 薬局機能情報の報告方法</p> <p>① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、<u>定期的に薬局開設者に対して薬局機能情報を報告させること</u>とする。</p> <p>② 薬局機能情報の変更の報告は次により行う。</p> <p>ア 基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった<u>時点で</u>、各都道府県の定める方法により報告を行わせることとする。</p>

新	旧
<p>イ 規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項の変更については、(2)①の際に報告を行わせることとする。なお、都道府県は、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、(2)①の報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。</p>	<p>イ 規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項については、規則第11条の2に規定する報告（以下「定期的な報告」という。）に併せて行わせることとする。また、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、都道府県知事は、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。</p>
<p>5 薬局機能情報の公表</p> <p>(1) 薬局機能情報の公表時期</p> <p>都道府県は、薬局開設者から4(1)①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日から速やかに公表しなければならない。また、4(1)②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。</p> <p>(2) 薬局機能情報の公表方法</p> <p>① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第1に示されている各項目の順番を変えて表示することや各項目の記載をわかりやすい表現とすることは差し支えない。</p>	<p>5 薬局機能情報の公表</p> <p>(1) 薬局機能情報の公表時期</p> <p>都道府県は、薬局開設者から4(1)①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告の期日から速やかに公表しなければならない。また、4(1)②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。</p> <p>(2) 薬局機能情報の公表方法</p> <p>① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第1に示されている各項目の順番を変えて表示することは差し支えない。</p>

## &lt;参考&gt;

平成29年10月6日付け薬生発1006第4号  
厚生労働省医薬・生活衛生局長通知による改正後

## 薬局機能情報提供制度実施要領

### 1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者が都道府県知事に報告する事項及び方法、都道府県による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、都道府県が実施する薬局機能情報提供制度の統一的かつ効率的な運営を図り、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

### 2 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を当該薬局の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）

に対して報告し、都道府県知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、薬局開設者は、既に都道府県知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、都道府県知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、当該都道府県知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

### 3 運営体制

- (1) 本制度は、各都道府県の薬務担当部局において運営することを基本とするが、必要に応じて当該都道府県の他部局との連携を図ることとする。
- (2) 都道府県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収等）を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図ることとする。
- (3) 都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。
- (4) 都道府県において、住民・患者等からの薬局機能情報についての質問・相談に応じ、助言等を行う場合においては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画に基づく事業ごとの医療連携体制についての情報提供も行うよう努めることとする。
- (5) 本制度は、都道府県が、薬局開設者より報告された薬局機能情報を公表することを義務付けるものであるが、各都道府県において、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制により既に実施している場合には、当該情報提供体制と別に本制度の実施を目的とした情報提供体制の整備を行うことを求めるものではない。
- (6) また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項以外の情報について、都道府県が薬局開設者に対して報告を求め、公表することとしても差し支えなく、各都道府県が当該事項のほか、適切な情報の提供を独自に行う場合は、積極的な運用を図られたい。

### 4 薬局機能情報の報告

#### (1) 薬局機能情報の報告時期

- ① 都道府県は、薬局開設者に対し、1年に1回以上、都道府県が定める時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。なお、特段の事情がない限り、12月31における薬局機能情報とすること。
- ② 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、第1の項第1号に掲げる基本情報（薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間）並びに第1の項第3号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

#### (2) 薬局機能情報の報告方法

- ① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、薬局開設者に対して薬局機能情報を都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）までに報告させることとする。この際、(1) ①のとおり、12月31における薬局機能情報を報告させる場合には、翌年1月末日までに報告させること。なお、調査表の様式については、各都道府県が定めるものとする。また、2回目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこととしても差し支えない。
- ② 薬局機能情報の変更の報告は次により行う。
  - ア 基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった場合には、各都道府県の定める方法により速やかに報告を行わせることとする。  
なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出とは別に行うものとする。
  - イ 規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項の変更については、(2) ①の際に報告を行わせることとする。なお、都道府県は、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、(2) ①の報告に加え

て隨時報告させることとしても差し支えない。

ウ 都道府県において、薬局開設者が直接アクセスして薬局機能情報を変更できるシステムを有する場合には、薬局機能情報の管理・運営の観点から、都道府県は、①及び②ア、イの報告について、1月に1回以上を基本に確認するものとする。

③ 規則別表第1に掲げる事項以外の情報についても、都道府県が独自の取組により報告を受け、公表することとしても差し支えない。

### (3) 薬局機能情報の確認

① 都道府県知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項に基づき、保健所設置市・特別区を含む市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、保健所設置市・特別区は、所管する薬局において薬局機能情報と異なる実態等を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うよう努めることとする。

② 都道府県知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること(以下「是正命令」という。)ができる。

③ 都道府県において、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないこととする。この場合において、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が住民・患者等に分かるよう所要の措置を講ずることとする。

## 5 薬局機能情報の公表

### (1) 薬局機能情報の公表時期

都道府県は、薬局開設者から4(1)①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日から速やかに公表しなければならない。また、4(1)②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。

### (2) 薬局機能情報の公表方法

① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第1に示されている各項目の順番を変えて表示することや各項目の記載をわかりやすい表現とすることは差し支えない。

② 都道府県は、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署等において、書面による閲覧又はPC等のモニター画面での表示等により、公表するものとする。また、都道府県が、電話による照会への対応等、独自の取組を行うこととしても差し支えない。

③ 都道府県は、1の目的及び2の情報の取扱いについて、薬局機能情報を公表する際に、インターネットを通じたシステム上で示すこととする。

④ 都道府県は、隣接する都道府県の公表する薬局機能情報についても住民・患者等が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定する等、適切な措置を講ずるよう努めることとする。

この点に関し、都道府県は、隣接する他の都道府県より薬局機能情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めることとする。

## 6 薬局による情報

提供都道府県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うとともに、是正命令等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努めることとする。

ア 薬局開設者は、薬局機能情報について都道府県知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法(電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付)による情報の提供を行うことができる。

イ 薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応する

よう努めるとともに、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めることとする。

別紙

薬生総発1006第1号  
平成29年10月6日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)

## 「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づき、薬局開設者が都道府県知事に報告する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第1に掲げる事項の報告及び公表に当たっては、「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（平成19年3月26日付け薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）により行ってきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第96号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号）が公布されたことに伴い、別添1のとおり当該課長通知を改正します。

つきましては、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

別添1

### 「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」 (平成19年3月26日付け薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知)

新	旧
<p>I. 薬局機能に関する情報の考え方について</p> <p>規則別表第1に掲げる事項（以下「事項」という。）に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、<u>薬局機能情報提供制度実施要領</u>（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4（1）①の都道府県が定める時点（以下「報告時点」という。）における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。</p> <p>（略）可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。<u>事項のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた患者本位の医薬分業の質を評価する指標となるものの報告方法については、別途通知により様式を示す予定なので、都道府県知事が事項の報告方法を定める際の参考とすること。</u></p>	<p>I. 薬局機能に関する情報の考え方について</p> <p>規則別表第1に掲げる事項（以下「事項」という。）に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、報告時点における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。</p> <p>（略）可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。</p>

新	旧
<p>II. 報告にあたっての留意点</p> <p>第1 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>1 基本情報</p> <p>(1) 薬局の名称</p> <p>薬局の名称については、規則第2条に定める薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな(ひらがな又はカタカナ。以下同じ。)及びローマ字(ヘボン式。以下同じ。)を付記する。</p>	<p>II. 報告にあたっての留意点</p> <p>第1 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>1 基本情報</p> <p>(1) 薬局の名称</p> <p>薬局の名称については、規則第2条に定める薬局開設の許可証(以下単に「許可証」という。)と同じ表記とし、ふりがな(ひらがな又はカタカナ。以下同じ。)及びローマ字(ヘボン式。以下同じ。)を付記する。</p>
<p>3 薬局サービス等</p> <p>(3) 薬剤師不在時間の有無</p> <p>規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条第2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</p>	<p>3 薬局サービス等</p> <p>(新設)</p>
<p>(4) 対応することができる外国語の種類</p>	<p>(3) 対応することができる外国語の種類</p>
<p>(5) 障害者に対する配慮</p>	<p>(4) 障害者に対する配慮</p>
<p>(6) 車椅子の利用者に対する配慮</p> <p>(略)</p> <p>なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。</p>	<p>(5) 車椅子の利用者に対する配慮</p> <p>(略)</p> <p>なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく基礎的基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。</p>
<p>(7) 受動喫煙を防止するための措置</p>	<p>(6) 受動喫煙を防止するための措置</p>
<p>第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>1 業務内容、提供サービス</p> <p>(1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数</p> <p>(略) 団体(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等)により認証を受けた制度又は(中略)認定団体名(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定の場合は「(CPC)」を付記)及び(略)</p>	<p>第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>1 業務内容、提供サービス</p> <p>(1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数</p> <p>(略) 団体(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等)又は(中略)認定団体名(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による認定の場合は「(CPC)」を付記)及び(略)</p>
<p>(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数</p> <p>健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(3) 薬局の業務内容</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</p>	<p>(2) 薬局の業務内容</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>麻薬小売業者免許を有する場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</p>
<p>(v) 薬局製剤実施の可否</p> <p>(略) (平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知) 別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、(略)</p>	<p>(v) 薬局製剤実施の可否</p> <p>(略) (平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知) 別表1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、(略)</p>
<p>(vii) 薬剤服用歴管理の実施</p> <p>イ 薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</p>	<p>(vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。薬歴の管理について電子化を実施している場合は、「薬歴管理（電子化）」等と記載しても差し支えない。</p>
<p>ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</p>	(新設)
<p>(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付</p> <p>イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否</p> <p>調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</p>	<p>(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否</p> <p>調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</p>
<p>ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否</p> <p>「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</p>	(新設)

新	旧
<p>(4) 地域医療連携体制</p> <p>(i) 医療連携の有無</p> <p>以下の取組の有無をそれぞれ記載すること。</p> <p>① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無</p> <p>プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction (薬による有害事象を防止・回避する) という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</p> <p>また、当該項目に該当する取組として、2(2)(ii)の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4(2)①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年1年間（1月1日～12月31日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。</p> <p>② プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無</p> <p>PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「薬剤師に認められる業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</p> <p>ただし、①及び②の他に医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等）を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。</p>	<p>(3) 地域医療連携体制</p> <p>(i) 医療連携の有無</p> <p>医療連携の有無については、医療機関と連携し在宅医療に取り組んでいる場合、又は、通常の営業日、開店時間外の対応のため、周辺の薬局で構成する輪番制に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。この場合、第1の1(7)開店時間と併せて連絡先の電話番号、URL等を記載して差し支えない。</p>

新	旧
(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無  <u>薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u>	(新設)
(iii) 退院時の情報を共有する体制の有無  <u>医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u>	(新設)
(iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無  <u>薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u>	(新設)
(v) 地域住民への啓発活動への参加の有無  <u>地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u>	(ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無  <u>啓発活動への有無については、地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u>
2 実績、結果等に関する事項 (2) 医療安全対策の実施	2 実績、結果等に関する事項 (2) 医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無）  <u>薬局における医薬品の使用に係る安全な管理の確保のために、医薬品に係る安全管理責任者を配置していることをもって「有」と記載する。なお、その他法の規定に基づいて実施する医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置に関する情報を記載して差し支えない。</u>
(i) 副作用等に係る報告の実施件数  <u>報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。</u>	(新設)

新	旧
( ii ) 医療安全対策に係る事業への参加の有無  <u>薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。</u>	(新設)
(5) 処方せんを応需した者の数（患者数）  <u>報告期日の前年1年間に、処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。</u>	(5) 処方せんを応需した者の数（患者数）  <u>前年に処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。</u>
(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数  <u>在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。</u>	(新設)
(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数  <u>報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。</u>	(新設)
(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数  <u>報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。</u>	(新設)

新	旧
(9) 患者満足度の調査 (i) 患者満足度の調査の実施の有無 報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等についてアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	(6) 患者満足度の調査 (i) 患者満足度の調査の実施の有無 報告する時点から遡って過去1年以内に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等についてアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## &lt;参考&gt;

平成29年10月6日付け薬生総発1006第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知による改正後

薬食総発第0326001号  
平成19年3月26日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

## 薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、薬局機能に関する情報について、薬局開設者は都道府県知事に報告することが義務付けられ、その情報については、当該薬局開設者及び都道府県知事が公表することとされたところです。

今般、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第28号。以下「改正省令」という。）を公布し、平成19年4月1日より施行することとなり、「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成19年3月26日付け薬食発第0326024号厚生労働省医薬食品局長通知）を通知したところです。法第8条の2の規定に基づき、薬局開設者が都道府県知事に報告する改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項の報告及び公表に当たっては、下記の諸点に留意されるようお願いします。

### 記

#### I. 薬局機能に関する情報の考え方について

規則別表第1に掲げる事項（以下「事項」という。）に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4（1）①の都道府県が定める時点（以下「報告時点」という。）における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。当該事項については、薬局における業務の一部であり、当該事項以外の情報について報告・公表する場合は、本通知による留意点を踏まえて実施すること。

また、事項の報告は、規則第11条の2の規定に基づき都道府県知事が定める方法により行うものであるが、報告にあたって薬局が記載する際の留意点をII.に示すので参考にされたい。当該事項については、実施の「可否」や「有無」を報告する場合にあらかじめ定めた選択項目をチェックする方式（以下「選択方式」という。）が考えられるが、自由に記載するようなその他の報告についても、可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。事項のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた患者本位の医薬分業の質を評価する指標となるものの報告方法については、別途通知により様式を示す予定なので、都道府県知事が事項の報告方法を定める際の参考とすること。

なお、薬局開設者が事項に係る情報について、報告をしない場合、又は虚偽の報告をした場合は、法第72条の3に基づく指導の対象となることに留意すること。

## II. 報告にあたっての留意点

事項に関する情報の報告にあたって、留意すべき点は、次のとおりである。

### 第1 管理、運営、サービス等に関する事項

#### 1 基本情報

##### (1) 薬局の名称

薬局の名称については、規則第2条に定める薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな（ひらがな又はカタカナ。以下同じ。）及びローマ字（ヘボン式。以下同じ。）を付記する。

なお、英語表記の名称がある場合はローマ字での表記に代えて差し支えない。

##### (2) 薬局開設者

薬局の開設者の氏名（ただし、法人にあっては、名称及び代表者の氏名。株式会社等の表記を略さないこと。）を記載し、ふりがなを付記する。

##### (3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条に定める変更の届出と同じ表記とし、ふりがなを付記する。

##### (4) 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。

##### (5) 電話番号及びファクシミリ番号

連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。また、電話番号等が複数ある場合はそれぞれを併記して差し支えない。ただし、対応出来ない時間帯等があるときはそれがわかるよう記載すること。

##### (6) 営業日

通常の営業日を記載すること。年末年始等の特別な時期における休業日等については、あらかじめ早めに報告・公表することが望ましい。

##### (7) 開店時間

通常の開店時間を記載すること。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合等は、その内容がわかるよう記載すること。

##### (8) 開店時間外で相談できる時間

開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を記載すること。

### 2 薬局へのアクセス

#### (1) 薬局までの主な利用交通手段

利用交通手段のうち、主な手段を記載することとするが、以下の点に留意すること。

- ① 公共交通機関を利用した場合とし、最寄りの駅・停留所の名称、及び当該駅や停留所からの徒歩による所要時間等を含むこと。
- ② 可能な限り、他の民間事業者や医療機関の建物を目印にしないこと。
- ③ 複数の交通手段を記載することは差し支えない。
- ④ 交通手段以外の事項は記載しないこと。

なお、①から④までに掲げる情報とともに、薬局周辺の地図を含めることは差し支えない。

#### (2) 薬局の駐車場

##### (i) 駐車場の有無

薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。ただし、その他、最寄りに利用可能な有料駐車場等がある場合は、例えば、「最寄りに有料駐車場あり」等の旨を記載することが望ましい。

なお、駐輪場の有無に関する情報を記載する場合は、その旨を明記すること。

##### (ii) 駐車台数

(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車の台数を記載する。

## (iii) 有料又は無料の別

(i) の駐車場について、有料又は無料の区別を記載する。

## (3) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス（以下「URL」という。）を記載する。また、当該ホームページが有料である場合には、その旨がわかるよう必要な情報を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURLは含まないこと。

なお、同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が適切に閲覧できるよう配慮するものであること。

## (4) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。

ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれないこと。

## 3 薬局サービス等

## (1) 健康サポート薬局である旨の表示

「健康サポート薬局」である旨を掲載すること。該当しない場合は「無」又は「-」等を記載すること。

## (2) 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容について記載すること。相談項目を記載した上で可否を記載しても差し支えないこと。

## (3) 薬剤師不在時間の有無

規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条第2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## (4) 対応することができる外国語の種類

外国語の対応が「可」の場合は、対応が可能な外国語の種類について、対応のレベル（例えば、日常会話レベル、母国語レベル等）を示すこと。

通常の営業日及び開店時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載、又は具体的に対応できない曜日、時間等を記載することが望ましい。また、通常は外国語対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

## (5) 障害者に対する配慮

具体的には、次に掲げるイ又はロの場合が考えられる。

## イ 聴覚障害者に対するサービス内容

画面表示、文書又は筆談での服薬指導、手話通訳での服薬指導等の対応の可否を記載する。

通常の営業日及び開店時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、対応できない曜日、時間帯等を具体的に記載するか、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載することが望ましい。また、通常は手話通訳等での対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

## ロ 視覚障害者に対するサービス

内容薬袋・薬剤への点字表示（シール等）、服薬指導に用いる文書の点字による作成、音声案内等を実施している場合は、その旨についてそれぞれ記載すること。

## (6) 車椅子の利用者に対する配慮

バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「可」とし、それ以外は「否」とすること。

この場合、①スロープ、②手すり、③身体障害者用トイレ、④車椅子利用者用駐車場、⑤点状ブロック、⑥昇降機等について、それぞれ有無を記載することは差し支えない。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。

### (7) 受動喫煙を防止するための措置

具体的には、「全面禁煙」、「喫煙所設置」、「未実施」のいずれかを記載すること。

全面禁煙の場合とは、薬局内（建物外を除く。）で、患者が利用する場所が全て禁煙である場合とする。喫煙所設置の場合とは、喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認め、それ以外の患者が利用する場所が全て禁煙であって、喫煙室等がその他の区域と隔離されている場合とし、禁煙区域及び喫煙区域の広さは問わない。

## 4 費用負担

### (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険薬局としての指定及び厚生労働大臣、都道府県知事等により以下の法令等による各種指定を受けている薬局である旨を記載する。

生活保護法（昭和25年法律第144号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

### (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、クレジットカードが使用可能な場合は「可」とするとともに利用可能な種類を記載する。

## 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

### 1 業務内容、提供サービス

#### (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数

薬事に関する実務（調剤等業務、薬物治療、医薬品開発）について、中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認定団体名（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定の場合は「(CPC)」を付記）及び薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、保護司、麻薬乱用防止指導員等公的な機関から任命されるものは除く。

#### (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。

#### (3) 薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、記載する。

##### (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方社会保険事務局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

なお、処方せん受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合においては、処方せん受付薬局において、「可（○○薬局（無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地）の無菌調剤室を共同利用）」として差し支えない。

##### (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「可」とする。それ以外の場合は、原則「否」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「可」と記載して差し支えない。

##### (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

##### (iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬（漢方を含む。）の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

## (v) 薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合（別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む。）は「否」とすること。

## (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方社会保険事務局に届出を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

## (vii) 薬剤服用歴管理の実施

## イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

## イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

## ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

## (4) 地域医療連携体制

## (i) 医療連携の有無

以下の取組の有無をそれぞれ記載すること。

## ① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、2 (2) (ii) の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4 (2) ①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年1年間（1月1日～12月31日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

## ② プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無

PBPM（Protocol Based Pharmacotherapy Management）とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ただし、①及び②の他に医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラーを導入する取組等）を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。

（ii）地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（iii）退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（iv）受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（v）地域住民への啓発活動への参加の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## 2 実績、結果等に関する事項

（1）薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。記載にあたっては、「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）」（平成11年2月16日付け医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知）記1「薬剤師の員数の解釈について」によるものとする。

なお、この場合、端数は切り捨てるものとする。

（2）医療安全対策の実施

（i）副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

（ii）医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

（3）情報開示の体制

調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合には「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（4）症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（5）処方せんを応需した者の数（患者数）

報告期日の前年1年間に、処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。

（6）医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

（7）健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回

数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。

(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

(9) 患者満足度の調査

(i) 患者満足度の調査の実施の有無

報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関するアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

(i) の調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

平成29年10月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

のことについて、平成29年10月5日付け薬生発1005第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 上田)

別紙

薬生発1005第1号  
平成29年10月5日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令等の施行について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第106号。以下「改正施行規則」という。）、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第107号。以下「改正構造設備規則」という。）及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う

体制を定める省令の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第108号。以下「改正体制省令」という。）については、平成29年10月5日に公布され、平成30年1月31日（第2の1（1）②及び③、同（4）②及び③並びに第2の2②及び③に係る部分については、同年7月31日）から施行することとされたところです。（当該改正省令等の概要是別添1、案文は別添2のとおりです。）これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、医薬品販売業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

平成29年1月に発生したC型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受け、同年3月から「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」において対応策の検討が行われ、同年6月に同検討会での議論の中間とりまとめがとりまとめられた。本改正は当該中間とりまとめを踏まえ、偽造医薬品の流通防止のために直ちに対応を行うべき事項に関して所要の措置を講じるものであること。

### 第2 改正施行規則関係

#### 1 医薬品の譲受時及び譲渡時における薬局開設者等の書面記載事項の追加

##### （1）薬局開設者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第14条関係）

薬局開設者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。ただし、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。また、⑥（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑦については、薬局開設者と医薬品を購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）が常時取引関係にある場合を除くこと。⑧については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、剤型、色、味、におい等外観的特性について確認するための製剤見本（以下単に「製剤見本」という。）については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

① 品名

② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）

③ 使用の期限

④ 数量

⑤ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与（以下「購入等」という。）の年月日

⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先

⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料

⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、薬局開設者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑧までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

##### （2）店舗販売業者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第146条関係）

店舗販売業者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑥までの事項としたこと。ただし、④（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、店舗販売業者と購入者等が常時取引

関係にある場合を除くこと。また、⑥については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)及び医薬品の使用の期限について、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 購入等の年月日
- ④ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、店舗販売業者は、購入者等が當時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

#### (3) 配置販売業者の書面記載事項の追加等(改正施行規則第149条の5関係)

配置販売業者に課される医薬品の譲受時の書面記載事項として、次の①から⑥までの事項としたこと。ただし、④(氏名又は名称以外の事項に限る。)及び⑤については、配置販売業者と当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者(以下「販売者等」という。)が當時取引関係にある場合を除くこと。また、⑥については、販売者等が自然人であり、かつ、販売者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)及び医薬品の使用の期限の記載については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 購入又は譲受けの年月日
- ④ 販売者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、販売者等と雇用関係にあること又は販売者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、配置販売業者は、販売者等が當時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を書面に記載する際に、販売者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、販売者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受を行わないこと。

#### (4) 卸売販売業者の書面記載事項の追加等(改正施行規則第158条の4関係)

卸売販売業者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。ただし、②及び③については、医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く)である場合に限ること。また、

⑥(氏名又は名称以外の事項に限る) 及び⑦については、卸売販売業者と購入者等が常時取引関係にある場合を除くこと。また、⑧については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② ロット番号 (ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 購入等の年月日
- ⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、卸売販売業者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑧までの事項を書面に記載する際に、購入者等から許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

#### (5) 高度管理医療機器の販売業者又は貸与業者（以下「販売業者等」という。）等の記録事項の整理（改正施行規則第173条、第196条の10及び第209条関係）

高度管理医療機器の販売業者等に課される高度管理医療機器等の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、購入した年月日及び購入者の氏名及び住所を含むことを明確化するなど、文言修正を行ったこと。

#### 2 複数の事業所について許可を受けている事業者における医薬品の移転に関する規定の新設（改正施行規則第289条関係）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)に基づく許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下「許可事業者」という。）が、複数の事業所について許可を受けている場合には、当該許可事業者内の異なる事業所間の医薬品の移転であっても、その移転に係る記録について許可を受けた事業所ごとに記録することを明確化するため、移転先及び移転元のそれぞれの事業所ごとに、次の①から⑤までの事項を記録しなければならないこととすること。ただし、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② ロット番号 (ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

また、許可事業者は、①から⑤までの事項を記録した書面を、許可を受けて業務を行う事業所ごとに、記載の日から3年間、保存しなければならないこと。

### 3 医薬品に施された封を開封して分割販売する者の記録義務に係る規定の新設（改正施行規則第210条第7号及び第216条関係）

法第50条に規定する医薬品の容器等に直接記載する事項として、薬局開設者、店舗販売業者又は卸売販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する場合について、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地を記載することを追加すること。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第216条に規定する表示の特例の対象となる医薬品について、その直接の容器又は直接の被包に「調剤専用」の文字があることに加え、改正施行規則第210条第7号に掲げる事項の記載のあるものとしたこと。

なお、開封日を特定することができる場合には、開封日を表示した上で分割販売するとともに、第2の1の書面記載事項に開封日を併せて記載することが望ましいこと。

### 4 その他（改正施行規則第158条関係）

卸売販売業者の、医薬品の販売又は授与の業務について、当該業務には医薬品の貯蔵に関する業務を含むことを明確化すること。

卸売販売業者が講じなければならない措置として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定を追加すること。この場合、各卸売販売業者の責任において貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくことを求めるものであること。

## 第3 改正構造設備規則関係

### 1 薬局等の構造設備の基準の追加（改正構造設備規則第1条第9項、第2条第9項及び第3条第7項関係）

薬局、店舗販売業の店舗及び卸売販売業の営業所の構造設備に係る基準として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていることを追加すること。「貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること」とは、医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、壁等で完全に区画されている必要はないこと。

なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差し支えないこと。

## 第4 改正体制省令関係

### 1 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定に関する規定の追加等（改正体制省令第1条第2項及び第2条第2項関係）

薬局開設者及び店舗販売業者が講じなければならない措置として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定を追加すること。この場合、各薬局開設者及び各店舗販売業者の責任において貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくことを求めるものであること。

また、薬局開設者が講じなければならない措置として、調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施を追加すること。（当該適正な管理のための業務として必要とされる内容については第5の1（1）を参照すること。）

### 2 その他（改正体制省令第1条第16号及び第17号並びに第2条第9号関係）

薬局の業務を行う体制の基準のうち調剤の業務及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理並びに店舗販売業の業務を行う体制の基準のうち要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理について、これらの業務には使用される医薬品の貯蔵に関する業務を含むことを明確化すること。

## 第5 その他の事項

第4の1のとおり、今般の改正体制省令により、薬局開設者が講じなければならない措置として、調剤及び医薬品

の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施を追加したところであるが、医薬品販売業者においては、従来から、医薬品の販売若しくは授与又は配置販売の業務に係る適正な管理に係る手順書（以下「業務手順書」という。）の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が現行の施行規則及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）において規定されているところである。また、従事者に対する研修の実施、薬局、店舗、区域又は営業所（以下「薬局等」という。）の管理に関する帳簿を備えること等についても、薬局開設者及び医薬品販売業者が講じなければならない措置として、同様に規定されている他、薬局等の管理者の義務については、法で規定されているところである。

これらの具体的な内容のうち、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から留意すべき事項については、以下のとおりであること。このため、薬局開設者及び医薬品販売業者においては、その内容に留意した上で、業務手順書の作成等の必要な措置を講じること。

## 1 業務手順書に盛り込むべき事項

### （1）薬局開設者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。（第4の1参照）
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1（1）①から⑥までに掲げる事項等（一般用医薬品等については、同②及び③において掲げる事項を除く。）を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。
- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合（調剤の場合を除く。）には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合には、調剤された薬剤が再度流通することができないよう、外観から調剤済みと分かるような措置を講じること。
- ⑦ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ⑧ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑨ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

### （2）店舗販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。（第4の1参照）
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1（2）①から④までに掲げる事項等を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。
- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う店舗の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ⑦ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑧ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

### （3）配置販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。

- ③ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ④ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑤ 販売者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

（4）卸売販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。（第4の1参照）
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1（4）①から⑥までに掲げる事項等（一般用医薬品等については、同②及び③において掲げる事項を除く。）を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。
- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う営業所の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ⑦ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑧ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

## 2 薬局開設者及び医薬品販売業者が実施する従事者に対する研修の内容

施行規則第158条第1項並びに体制省令第1条第1項第15号から第17号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号において規定されている薬局等の従事者に対する研修の実施に際しては、偽造医薬品の流通防止のため必要な各種対応に係る内容を含むこと。

## 3 薬局等の管理に関する帳簿の記載事項

施行規則第13条、第145条、第149条の4及び第158条の3において規定されている薬局等の管理に関する帳簿の記載事項として、在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録を含むこと。

## 4 薬局等の管理者の義務

法第8条、第29条、第31条の3及び第36条においては、薬局等の管理者の義務として、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、医薬品その他の物品を管理することなどが規定されていることから、購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策について、薬局等の管理者による適切な管理が求められること。

平成29年11月24日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様  
広島県病院薬剤師会会长 様  
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県健康福祉局長  
〔 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
　　薬務課 〕

## 薬局における適正な業務の確保等について（通知）

このことについて、平成29年11月8日付け薬生総発1108第07号及び薬生監麻発1108第06号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 平本)

別紙

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

薬生総発1108第07号  
薬生監麻発1108第06号  
平成29年11月8日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公)印省略  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公)印省略

## 薬局における適正な業務の確保等について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、処方箋に基づく調剤を行ったにもかかわらず他の薬局に調剤済みとなった当該処方箋を送付し、必要な記録等を怠ったことにより調剤の責任の所在が不明確となる事案等、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「薬剤師法」という。）の規定に違反するおそれのある行為が、薬局開設者及び薬局に従事する薬剤師により行われた事案が複数発覚しています。

つきましては、薬局における適正な業務の確保のため、下記事項について、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に改めて周知徹底いただくとともに、薬局への立入検査等に際し、適切にご指導いただくようお願いいたします。

また、都道府県知事におかれては、薬剤師法第8条第3項の規定に基づき、薬剤師について薬事に関し犯罪又は不正の行為等があり、薬剤師免許の取消し等の処分を行う必要があると認めるときは、その旨を具申いただいているところですが、処分の対象となり得る事案を把握した際には引き続きご協力をお願いいたします。

### 記

1. 薬局開設者は、薬局における調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務若しくは医薬品の販売又は授与の業務について、医薬品医療機器等法及び薬剤師法等の関係法令の規定を改めて確認し、遵守すること。特に、医薬品医療機器等法第9条第2項に定めるとおり、同法第8条第2項の規定による薬局の管理者の意見を尊重すること。そのために、薬局開設者が薬局の管理者の意見を聞き、適切な対応を取ることができるようするための社内体制を整備すること。
2. 薬局の管理者は、当該薬局を実地に管理し、医薬品医療機器等法第8条に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき必要な注意等をし、また、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならないこと。
3. 薬局開設者は、薬局において、医薬品医療機器等法の規定に違反する又はそのおそれのある行為を認識した際には速やかに都道府県知事等へ報告すること。

平成29年11月28日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県製薬協会会長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 要指導医薬品として指定された医薬品について（通知）

このことについて、平成29年11月17日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から別紙のとおり、事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、別紙医薬品に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>)

担当 製薬振興グループ、薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 水谷、上田）

### 別紙

事務連絡  
 平成29年11月17日

各 都道府県  
 保健所設置市  
 特別区

衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

## 要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第336号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>）において掲載することとしております。

（別表）

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
クロトリマゾール	①エンペシドLクリーム ②デリーザLクリーム	①バイエル薬品株式会社 ②佐藤製薬株式会社	平成29年11月17日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3年）	—

# 犯罪情報官速報



第2回

## 「なくそう！特殊詐欺被害」高校生CM甲子園 入賞作品が決定しました!!

高齢者の孫世代に当たる高校生を対象に特殊詐欺への注意を呼びかけるCMコンテスト(CM甲子園)を実施したところ、高校生の熱意とアイデアあふれる力作が多数集まりました。10月28日に表彰式を行い、次のとおり入賞作品が決定しました。



### 30秒CMの部



グランプリ作品

#### グランプリ

県立安芸府中高校放送部 「き録で一呼吸」

#### 準グランプリ

県立尾道東高校放送部 「クイズ!!孫の声はどれ??」

#### 第3位

福山市立福山高校放送部 「それ、詐欺かも?!」

県立五日市高校放送部 「クイズ！詐欺犯は誰だ!!!」



### 15秒CMの部



グランプリ作品

#### グランプリ

県立福山誠之館高校放送部 「あなたのそばに」

#### 準グランプリ

県立尾道東高校放送部 「SAGI～不安になったらすぐ相談」

#### 第3位

県立呉三津田高校放送部 「本人にかけ直そう！」



入賞作品は、県警ホームページで公開するほか、  
広島駅南口地下広場や金融機関等で放映し、  
特殊詐欺の被害防止広報に活用していきます。

高校生 CM 甲子園

検索

#### 放映先募集

大型ビジョンやデジタル  
サイネージなどでCMを  
放映していただける事業  
者を募集しています。

詳しくは県警ホームページをご覧ください。



平成28(2016)年～平成32(2020)年  
「めざそう！安全・安心・日本一」  
ひろしまアクション・プラン

犯罪発生マップ<sup>®</sup> にアクセス！

犯罪の発生場所や内容などを、地図で  
わかりやすく公開しています。

こちらの二次元コードを読み取ると  
アクセスできます。



# 地域薬剤師会だより

安佐薬剤師会／安芸薬剤師会／廿日市市薬剤師会／広島佐伯薬剤師会



## <安佐薬剤師会>

### 報告

理事 山田 篤志

#### 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業 安佐薬剤師会 健康フェア2017

日時 平成29年11月3日（金・祝） 12:00～16:00  
場所 イオンモール広島祇園 3階 イオンホール

平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業は、厚生労働省が平成27年10月に公表した「患者のための薬局ビジョン」に基づき、多職種と連携し、薬局以外の場所においてお薬・健康相談の実施等を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化することを目的としています。

広島県においては数年前より支部毎に実施していますが、この度、未実施地区であった安佐薬剤師会でも薬局薬剤師が地域住民の健康サポートに寄与できるよう、健康イベントの実行委員会を7月に立ち上げました。既存の他職種連携イベント（区民祭り・お薬相談会等）で実施できることができず、ゼロからのスタートとなりました。イベントの規模・内容、実施日、実施場所、多職種の協力、広報の方法など、多岐に渡り検討を繰り返し、安佐薬剤師会一致団結でイベントの企画に取り組みました。

内容として、①「HbA1c測定を契機とした糖尿病の早期発見と予防」を目的とした参加無料の検体測定室の開設、②お薬・健康相談窓口の設置、③「HMカード」発行および「ひろしまヘルスケアポイント」への参加促進の3つの柱を立てました。新規イベント開催にあたり、安佐薬剤師会単独では集客能力に限りがあると思い、室

内における人の集う場所＝大型ショッピングモールとの考えからイオンモール広島祇園での開催に踏み切りました。そして、本イベントを「安佐薬剤師会 健康フェア2017」と銘打ち、9月終わりに多職種による事業検討委員会を開催しました。安佐医師会、安佐歯科医師会、広島県看護協会北支部、広島市安佐南・安佐北健康長寿課、広島県薬務課各一名ずつの委員にご参加いただき、その中で決定した事項を本イベントの運営に反映させました。糖尿病に関する意識向上、糖尿病予防推進の取り組みとして、数団体より啓発資料をいただき受検者に配布することとなりました。また万が一の事故に備えて、看護協会から1名の看護師を派遣して頂くことも決定いたしました。

実行委員会メンバーの大半は、検体測定室の運営どころかHbA1cを測定する機器の取り扱いさえ初めてでありました。そこで、参加薬剤師の教育研修にあたり、これまで数多くの検体測定室をサポートしてきた広島大学大学院臨床薬物治療学研究室 森川則文教授のご指導、ご協力のもと、検体測定室ガイドラインや測定機器の取り扱い、測定の進め方や測定結果の取り扱い、検体測定室の実際等について学ぶ機会を得ることができました。参加薬剤師は総勢24名、各自普段の業務で忙しい中、経験不足をカバーすべく複数の練習会を経て本番に臨みました。また、県医師会や県薬務課のご協力により、HMカードの有用性と発行手順、ひろしまヘルスケアポイントの概要とその利用法についての研修会も実施しました。併せて、10月1日には大野町で行われた健康イベントを事前ミーティングから見学するなど、廿日市支部にご支援いただき、多くの面で運営の参考にさせていただきました。

そして、迎えた本番当日、まずは安佐薬剤師会よりイ



検体測定室ブース



HMカード発行ブース

イベントの進行や役割分担等について確認し、続いて森川教授より本番前研修を受けた後、HbA1c測定の実技演習を行いながら開始の12時を待ちました。前日に会場設営を済ませていたため当日は幾分か余裕を持つことができました。測定ブースは10カ所、10台の測定機器を設置しました。

12時少し前、ひとりの来場者によりイベントがスタートしました。特にはじめの1時間は事前のイベント周知もあり、多くの受検者にお越しいただきました。受付後、待合ブースで問診・アンケートを記入しながら順番を待つ間、マラソンなどのアスリートの健康管理に使う測定機器を用いて血中ヘモグロビンの簡易測定を行いました。血液を採取することなく、その場で貧血や脱水状態かどうかがわかります。測定ブースを多く用意したことで受検者を待たせることはさほどなく、ほとんどの参加薬剤師が初めてにも関わらず、慌てることなく、みな笑顔をもって対応することができていました。HbA1c測定後には、お薬・健康相談窓口やHMカード発行ブースに立ち寄る人もあり、地域住民にとっては大変有意義なイベントになったと思います。15時半過ぎに受付を締め切り、最後の受検者を送り出したところで全受検者数は目標の100名を超え、10代～80代の男女110名に上りました。HMカードの発行数は23枚でした。検体測定は行わずにHMカードの発行のみを希望される方もいらっしゃいました。

反省点はいくつかあるものの大きなトラブルはなく、順調にイベントを遂行することができたと思われます。受検者の測定結果の集計とイベントのフォローアップについてはこれからですが、このイベントが契機となり、地域住民の健康意識の高まりにつながればと期待します。また、このようなイベントに参加することで薬局薬剤師の技量も高まり、自薬局での展開や地域住民に『今後は薬局でこういうことができるようになる』と周知できるようになれば幸いと考えております。

本イベントの実施にあたり、ご協力いただきました各関係者の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。そして、安佐薬剤師会は、地域住民の健康サポートに寄与できるよう、各種の健康イベントを今後も引き続き開催していくべきだと思います。



集合写真

## <安芸薬剤師会>

### 安芸薬市民公開講座

小山田 和尚

今年度は平成29年10月15日（日）に安芸区民文化センターにおいて、安芸薬市民公開講座が行われました。最近少しづつ話題に上り、認知度が上がってきているロコモティブ・シンドロームについて『「ロコモ」って何？』という演題で、講師に原田整形外科病院の原田昭先生に講演していただきました。



近年は高齢化が進み、介護の必要性が大きく取りざたされていますが、2017年での「ロコモ」の認知度は50%に上るもの、理解度という面では20%ほどにとどまるそうです。また最近は転倒死者数が交通事故死者数を上回っており、骨・関節・脊椎損傷を含めた運動器疾患が、脳血管障害や認知症を越えて介護が必要となる大きな原因となっているようです。

現在の平均寿命が男性80歳、女性87歳に対して健康寿命がそれぞれ70歳、74歳と10年以上の開きが出ています。先生の言葉をお借りすると「長寿に骨や関節の健康が追いついていない」状態で、健康に長生きするためにはロコモ予防が重要であることを再認識しました。

ロコモの三大原因と言われる、変形性膝関節症・腰部脊柱管狭窄症・骨粗鬆症のうち、一つでも罹患している人が約4,700万人と言われており、特に骨粗鬆症は脊椎圧迫骨折や大腿骨近位部骨折などの生活機能を著しく低下させる要因となっています。その中で大腿骨近位部骨



折の発生率は年々増加している上、西日本で好発しており、中国5県でも4県は全国平均を上回る発生率となっていることです。

今回はロコモの予防として、2種類の運動「ロコトレ」を実演していただきました。

- ・開眼片脚立ち
- ・スクワット



どちらも、特殊な器具は必要なく一人で気軽にできるものと紹介されました。椅子があれば、片脚立ちの支え台にしたり、スクワットの補助台にしたりと便利です。

今回の講演の中で、健康的な生活の基本としては「立って、歩いて、また座る」ことが重要と言っておられました。歩くだけならほとんど筋力を使わず体に負荷がかからないため、運動効果を上げるためにより動くことを意識しなければならないことです。

適度な運動は生活習慣病や認知症の予防にも効果があるとのことなので、ただ「歩く」より「動く」を意識して運動を習慣づけていきたいものです。



### <廿日市市薬剤師会>

#### 無菌製剤調整研修会

山田 成二

今年3月5日に行われた無菌製剤調整研修会に参加させていただきました。場所は、安田女子大学薬学部を借りての研修会でした。まず、驚かされたのが大学の大きさと、ホテルのようなきれいさでした。

思い起こせば、我が母校福岡大学卒業して20年、その当時の薬学部はマンモス大学の端っこにポツンと建っていました。女子生徒が多いせいか、トイレも一階と四階だけ、今では間違いなく耐震強度に通らないでしょう。というようなことを一人思い出していました。(あくまでも個人の感想です)

今回は実技実習ということもあり、若干緊張しており、楽しみでもありました。病院で5年ほど勤めておりまし

たが、無菌製剤はやっておらず、初めてする作業がほとんどでした。なかなか思うように手が動かず、教えてくださった安田大学の教授の先生方もさぞもどかしかったでしょう。でも丁寧にゆっくりと指導してもらいました。本当にありがとうございました。

普段の仕事では薬を集め、監査し、患者さまへ指導し、それを薬歴に記す。ほとんどがその作業に思えます。今からの薬剤師のビジョンは在宅支援、介護との連携が今以上に必要となっていくと思われます。無菌製剤もしかしり、いろいろと勉強していかなければ自分だけ置いて行かれます。医療材料？注射？地域包括？ケアマネジャー？サ高住？等々。がんばろ…

話は変わりますが、去年6年生の娘の参観日に行ってまいりました。授業内容は「将来なりたい職業」。野球選手、サッカー選手はもちろんですが、ゲームクリエイター、ユーチューバーがかなり多く、時代の流れを感じました。医師、看護師、保育士、公務員も多数いました。みんな目がキラキラしていて非常に頼もしく思われました。

んつ薬剤師？一人いた！ うちの娘だけ…

### 「大野健康福祉フェスタ」 「廿日市市市あいプラザまつり」

副会長 石本 晃一郎

廿日市市薬剤師会は、例年「大野健康福祉フェスタ」、「廿日市市市あいプラザまつり」での指先自己穿刺による検体測定を実施しています。本年度は9月11日に参加薬剤師の養成研修会（広島大学臨床薬物治療学研究室 教授 森川則文先生の講義と指導、広島県健康福祉局薬務課 上田健太先生による講義：53名参加）を開催した後、10月1日（日）に「大野健康福祉フェスタ」において検体測定を行ないました。測定項目はHbA1c、血糖値、脂質項目、ヘモグロビン値（貧血：非採血）としました。測定参加者約70名からは「良い機会だった」「生活習慣を見直す」「健診を受けたい」との声も上がり医師会や他の相談コーナーへの紹介も行ないました。

11月5日（日）には「廿日市市市あいプラザまつり」に



おいて検体測定を実施しました。測定項目は「大野健康福祉フェス夕」と同様とし、約170名が測定に参加されました。また「ひろしまヘルスケアポイント(30P)」の対象となった為、「HMカード」の作成コーナーを設け、約50名に対しカードを発行しました。

おいて検体測定を実施しました。測定項目は「大野健康福祉フェス夕」と同様とし、約170名が測定に参加されました。また「ひろしまヘルスケアポイント(30P)」の対象となった為、「HMカード」の作成コーナーを設け、約50名に対しカードを発行しました。こうした公共のイベントにおける活動を通じ、地域の方々や他の医療職種の方々との間に顔の見える関係を築くことは、地域で業務を行なってゆく上で重要な事ではないかと思います。

また、多くの先生方（あいプラザまつりでは約30名）が熱心に活動されている姿は、市民の方々への薬剤師の存在、職能のアピールに役立っているのではないかと思います。

ご参加頂きました先生方、実施にあたりご協力頂きました広島大学臨床治療学研究室、廿日市市五師士会、広島県健康福祉局、広島県医師会事務局、廿日市市福祉保健部の皆様方に心より御礼申し上げます。



当時は、佐伯区内で薬局実務実習中の薬学部生3名も加わり総勢30名のスタッフで対応しました。私は主にHMカード発行の担当でしたが、途中で急遽おくすり相談の要請に応えたり受付に立ったりと人員が不足している時間帯のヘルプとして動いていました。

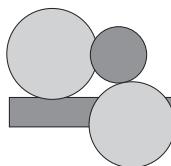
また、11月15日（水）は第193回広島佐伯薬剤師会集合研修会が開催されました。経皮吸収剤の動向について、祐徳薬品工業株式会社学術研修部部長の久保田賢和先生に御講演いただきました。最近は過活動膀胱治療薬やβ遮断薬の貼付剤も発売されましたが、投与経路の選択肢が増え今後さらに多くの製剤が開発されることが期待されます。今年も多彩なテーマの研修会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

## ＜広島佐伯薬剤師会＞

池田 和彦

11月12日（日）佐伯区民文化センター・五日市中央公園周辺で第32回佐伯区民まつりが開催され、広島佐伯薬剤師会のスタッフとして参加しました。今年度は、骨の健康度測定と共に患者のための薬局ビジョン推進事業に係るHMカード発行も併せて行いました。ひろしま医療情報ネットワークの中核となるこのカードは日常の診療情報のみならず、災害時や救急時にも有用なツールです。本人確認ができるればその場で調剤報酬の参照が可能となり、迅速な対応ができます。





## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会



会長 秋本 伸

10月12日（木）、11月22日（水）に知っピン月イチ勉強会を開催しました。10月の講師はひまわり薬局の佐藤宏樹先生で、「薬剤師にできる糖尿病治療～治療を理解して服薬指導に活かそう～」との演題でご講演いただきました。日本では糖尿病が強く疑われる人が約1,000万人と推計され、平成9年以降増加しています。糖尿病治療は食事療法と運動療法が基本で、薬物療法は補助的な役割となります。そのため薬剤師の服薬指導時には、薬の知識だけではなく適切な生活習慣の助言も必要となります。今回の勉強会では、糖尿病の診断、食事療法、運動療法、治療のポイントやシックディについてなど、糖尿病に関する多くの内容をわかりやすくご講演いただきました。



11月の講師はファーマシィ薬局広島タワービルの池亀芳野先生で、「ワクチンの現状と課題～そのワクチンを受けるかどうか決めるのは誰でしょう～」との演題でご講演いただきました。ワクチン接種は、感染症から患者を守るだけではなく、患者と医療従事者の医療関連感染を防ぐ重要な対策の一つでもあります。今回は、ワクチンの基礎的知識からメリットとデメリット、副作用への正しい対処法などについてわかりやすくご講演いただきました。



11月11日（土）は、ワイン会を開催しました。会場は、オリエンタルホテルにあるニューヨークカフェです。8種類のワインとラクレットチーズやスペアリブなど秋のスペシャルメニューを楽しむブッフェでした。初めての取り組みでしたが、ワインを通じで親睦を深めることができました。



広島県青年薬剤師会では、今後も多くの方に興味を

持っていただけるような勉強会やイベントを企画しています。勉強会やイベントは、どなたでも参加して頂けます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員や準会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際にスタッフにおたずね頂くか、ホームページやFacebook分室等へご連絡ください。

#### 広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

##### ○1月知っピン月イチ勉強会

日 時：1月10日（水）19:30～21:00

会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室

テーマ：ちまたにあふれる医療情報、どう読む？  
どう伝える？

講 師：竹乘天命堂薬局 竹乘 勇吾 先生

参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：  
無料、非会員：1,000円  
学生（社会人入学は除く）：無料

##### ○広島県青年薬剤師会定例勉強会

日 時：2月24日（土）時間未定

会 場：広島県薬剤師会館 4階ホール

テーマ：地域包括ケアの一員として～認知症ケア  
パスにおける薬剤師の役割～

講 師：（株）マスカット薬局医薬品情報管理室  
副室長 安倉 央先生

参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：  
無料、非会員：2,000円  
学生（社会人入学は除く）：無料

#### ★★新年会のお知らせ★★

今年度は新年会を開催します。

青薬入会の有無や年齢に関係なくどなたでも参加していただけます！

お誘いあわせの上、是非ご参加ください。

日 時：1月20日（土）19:00～

場 所：ラ・ヴァーグ

中区大手町2-5-11

連絡先：082-240-7111

参加費：4,000円（学生3,000円）

申し込み期限：1月13日

申し込み・お問い合わせは青薬理事、Facebook分室、またはinfo@hiroseiyaku.gr.jpまで！



## 広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。広島県薬剤師会にとって、今年は大きな変革の年となります。女性薬剤師会においても時代の流れをしっかり受け止めて、どのようにすすめていくかを考えています。楽しみにしていて下さい。さて昨年開催しました勉強会の報告をします。

平成29年10月28日（土）エソール広島の活動交流室ですすめ勉強会をしました。

「高齢者小児一服薬と嚥下の工夫」（株）龍角散 開発本部  
加齢に伴う身体変化を分析し、高齢者における薬物動態や影響を考慮して、服薬指導ポイントを考える。治療のスタートは「薬がのめること」、高齢者・認知症・透析患者・小児等、服薬上の問題点を具体的に示していただきました。

平成29年11月11日（土）エソール広島研修室で第39回研修会をしました。

「高齢者の栄養療法」アボットジャパン（株） 坂本悠樹氏  
加齢と共に消化・吸収力が弱くなると、いつもと同じように食事を摂っているにもかかわらず栄養不足になります。栄養不良状態からは様々な疾患が連鎖されます。これをすれば、無事に年を重ねていけるという術はないものの、ちょっとしたアドバイスでサポートできるよう、勉強しました。

平成29年12月3日（日）エソール広島活動交流室で普通救命講習会をしました。

初めにビデオをみました。小学校で心肺停止になった児童が、何もなされず最悪の状態になったという現実です。AED がそばにあったのに・・。心臓マッサージや AED や救命のことを知っていれば命が守れたのにと残念です。実際に救急の場面に遭遇することは稀ですが、知っている人や、講習を受けた方がその場に複数いることは心強いし、命のリレーがつながります。

これからのお予定をお知らせします。

1月20日（土）	すすめ勉強会
1月28日（日）	新年会
2月	第40回研修会
3月4日（日）	日帰り旅行

本年もいろいろ多彩に取り組んでいきたいと考えています。よろしくお願ひします。



## 広島漢方研究会

### 広島漢方研究会月例会および 新年シンポジウムのご案内

理事長 鉄村 努



新年明けましておめでとうございます。  
毎月の月例会では、「漢方初級講座」や  
「薬局製剤実習」などに会員以外の先生方  
にも多数ご参加頂き、誠にありがとうございます。本年  
もどうぞよろしくお願ひ致します。

広島漢方研究会では、7月総会・1月新年シンポジウム・9月吉益東洞顕彰会を除く年9回は、毎月第2日曜日の9時30分～16時、広島県薬剤師会館2階研修室にて、通常の月例会を開催しています。月例会1時限目は、木原敦司講師による「漢方初級講座」です。東洋医学の基礎となる五臓の働きや用いられる漢方処方にについて、韓流ドラマ「チャングム」や「ホジュン」などのシーンも紹介しながらわかりやすく解説します。2時限目は広島漢方研究会副会長の吉本悟先生による「薬徵（やくちょう）」解説です。薬徵は



江戸時代中後期の古方派の医師である吉益東洞先生の著書で、漢方処方に使用される「生薬」を詳しく解説しています。講義では、実際の生薬や薬草を吉本先生が持参され、見て触ながら勉強することができます。昼休憩をはさんで3時限目は、会長の山崎正寿先生（漢方京口門診療所院長）による「勿誤薬室方函口訣（ふつごやくしつほうかんくけつ）」解説です。江戸から明治にかけて活躍した漢方の巨匠 浅田宗伯先生が常用した処方について書かれた書物で、漢方薬を運用するうえでの「秘訣」が記載されています。最後の4時限目のうち年5回は木原敦司講師による「薬局製剤実習」で、「煎剤」「散剤」「丸剤」「軟膏剤」などを参加者みんなで製剤します。そのほか、勝谷英夫先生、菊一環子先生、平野恵子先生、

鉄村など、漢方薬局を経営するベテランの講師陣が症例報告や専門分野での講義を行っています。また昨年は広島国際大学薬学部薬学科教授中島正光先生（医師）に、漢方薬や関連する西洋医学的知識も含めて2回ご講義頂きました。



处方せんによる漢方薬の投薬が増えている現状で、漢方に関する知識の習得が今後さらに必要になることと思います。広島漢方研究会は会員以外の方も参加可能です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）



平成30年1月14日（日）に新年シンポジウム（10時～13時）を開催します。（初級講座はありません）テーマは「不眠症と漢方」で、4名のシンポジストの発表のあとは、漢方討論会を行います。テーマに限らず、普段漢方で疑問に思うことがあれば、どしどし質問して下さい。（オープン参加費2,000円・薬剤師研修シール2点・予約不要）、月例会同様、会員以外の方も参加できます。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または事務局までお問い合わせ下さい。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

【漢方初級講座の講義予定】 1時限目 9:30～11:00

2月11日

『漢方基礎講座㉓ 心腎の生理、病理、漢方薬㉒』

3月11日

『漢方基礎講座㉔ 肝の生理、病理、漢方薬㉑』

## 広島県学校薬剤師会

### 学校における飲酒防止教育支援研修会報告

副会長 河内 一仁

日 時：平成29年11月10日（金）13:00～16:40  
 場 所：広島YMCA国際文化センター国際文化ホール  
 主 催：公益財団法人 日本学校保健会  
 共 催：広島県学校保健会、広島県教育委員会

#### ①開会挨拶

広島県学校保健会 会長 平松 恵一

#### ②『趣旨説明』

文部科学省初等中等教育局健康教育調査官 小出 彰宏  
 \*学校における飲酒防止教育について小・中・高の学習指導要領を説明。さらに「中・高生の飲酒経験アンケート結果」より男女ともに飲酒が減ってきており、今後も飲酒防止教育のさらなる継続が望まれる。

#### ③『若者のイッキ飲みに関する実態及びその対策』

東京理科大薬学部教授 教授 北垣 邦彦  
 \*急性アルコール中毒搬送者が男女ともに増えており、搬送の4割以上が20歳歳代で、20～24歳の男女1500名を対象に「イッキ飲み経験アンケート」を実施する。

結果：\*飲酒経験率は女性、イッキ飲み経験率は男性が高く、高校卒後に急増している。また、イッキ飲み経験者は、未成年飲酒に寛容である。

#### <学校における飲酒防止教育の問題点>

\*大人社会の喫煙と飲酒に対する寛容性が大きく異なる。  
 \*日本人にお酒を飲めない体質者が多く、また脳への影響を甘く見ていないだろうか。  
 \*未成年者の喫煙や飲酒・薬物乱用の開始要因は、好奇心・身近な人の誘い等で適切な対応を身に着ける必要がある。ハッキリ断ろう！

#### ④『啓発パンフレットを使用した保健指導実践例』

東京都立深川高校 主任教諭 堀 央士  
 「高校の飲酒教育」後のアンケートでは、6割に飲酒経験あり、7割が飲みたいと思うと回答。

\*教科書はのまないことを前提とした内容だが、『大切な今を守るために』の啓発パンフレットでは、飲んだときの対処が書かれており、内容のギャップを指摘。

#### ⑤『未成年の飲酒の危険性と女性の飲酒リスク』

独立行政法人 国立病院久里浜医療センター

副院長 松下 幸生

\*未成年の飲酒は中高校生共に年々減っているが、一方でスマホ、ゲームに依存する学生が急増。

\*高校生のほとんどは進学、就職後に飲酒を始め、若年者では低いアルコール濃度で死亡事故を起こしている。

\*楽しく飲めるのは、「ほろ酔い期」まで。

「女性の飲酒リスク」：妊娠中の飲酒がもたらす胎児への影響が大きく、女性は男子に比べアルコールに対して脆弱であり、男女平等ではない。

⑥パネルディスカッションでは、飲酒が減った要因は、興味が他に向いて、販売チェックが厳しくなっているなどを挙げる。また、大学では飲酒はフリーで飲酒教育の必要性あり。

#### 平成29年度全国学校保健・安全研究大会について

会長 永野 孝夫



11月16・17日に三重県総合文化センターで開催された上記大会に参加したので報告致します。

この大会は近年、社会環境や生活環境の急激な変化が子供達の心身の健康に大きな影響を与え、様々な健康課題が生じており、これらの課題解決を図るために学校・家庭・社会が一体となって、生涯にわたり心豊かにたくましく生きる子供の育成をめざす諸課題について研究協議を行うことを目的に開催されました。

開会式の後、表彰式があり学校医（62名）、学校歯科医（48名）、学校薬剤師（39名）の方々へ長年の学校保健への功績に対し文部科学大臣表彰状が授与されました。

広島県からは安佐支部の土井郁郎先生が受賞されました。大変おめでとう御座いました。

開会式の後、「学校事故対応に関する指針とこれからの学校安全」と題して東京教育大学教育学部教授渡邊正樹先生の記念講演を受けました。

2日目は、10課題の研究協議が行われました。

①計画的・組織的な学校環境衛生活動の実施と事後処置について ②学校環境衛生管理の徹底を図るために取り組みについて ③学校薬剤師との連携による学校環境衛生の取り組みについての研究協議の会と

①喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導計画の作成、実施、評価及び改善について ②小、中、高等学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方について ③学校、家庭及び地域社会が連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方についての部会に参加しました。

広島市立可部小学校主幹教諭津島正司先生の研究発表

では、薬物乱用防止教室実施の成果として授業前、児童は、薬物乱用に対する知識は、ほとんどなく、自分には関係がないと思う状況であったが段階的な学習を通して正しい知識を深める事により、薬物乱用の誘いは自分自身にも降りかかる可能性のあるものとして真剣に捉える事ができ、専門家（学校医、学校薬剤師、薬務課職員）から専門的知識を得る事ができ、学習を深める事ができたと発表されました。

## 広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

ティーエスアルフレッサ株式会社  
福山支店 中川 佳子

卸勤務薬剤師を初めて3年目になりました。  
以前は製薬会社のMRと調剤薬局に勤めていました。  
MRの時に卸を訪問していましたし、卸勤務の業務はなんとなくわかったつもりで入社したのですが大間違でした。まず注文の電話から分からぬ事だらけです。薬はまだいいのですが、器械や試薬、食品の品名が聞き取れず復唱していただく事も多く、注文ご担当の方々にはご迷惑をおかけしました。ある時、カートリッジでG3という商品の注文がありました。「ジーサンひとつお願いします」と言われたのですが、私には「爺さんひとつ」にしか聞こえず・・・。今では笑い話ですが、注文ひとつ満足にとれない日々でした。

また支店勤務の薬剤師は一人だったので、薬についての質問も、他の支店勤務の薬剤師や本社に聞いたりして、なんとかこなしていたような次第です。

今、アルフレッサでは、SAFE-DIというシステムが導入されており、薬の情報はこれで大抵調べる事が出来ます。添付文書や改定事項・薬価はもちろん、薬やヒートのデザインや、経過措置満了日、後発品かどうかなどは、すぐに調べる事が出来るようになりました。

ただ、メーカーに聞かないと分からぬ事や薬事につ

いてなど、即答できずお待たせする事も多いと思います。なるべくご迷惑をおかけしないよう日々、知識習得につとめています。

家でも調べものをする事があるのですが、小学生の娘が覗き込んでいます。

彼女の将来なりたい仕事は薬剤師です。クラスに薬剤師になりたい子が3人いるそうです。

恥ずかしながら、私は小学生の時には薬剤師という仕事を知らなかったように思います。

今の子供たちは小さい頃から病気やけがのたびに薬局で薬の説明をしていただいているので、身近な仕事のひとつなんだなあ。と思います。

また小学校には学校薬剤師の先生がおられ、教室の環境を整えてくださっています。

特に今からの季節、感染症が流行しないように、教室の二酸化炭素濃度を測定し、換気が大事だという事を数字をもって説明して下さっています。

諸先生方の素晴らしい仕事ぶりを目にする事で子供たちのあこがれの職業として定着してきているのだなと思います。

〇〇ちゃんのお母さん、薬剤師なん？すごいねー。と言われる事も多く、そんな時は嬉しくもあり、そんなすごいと言ってもらえるような仕事が出来ていないので身のひきしまる思いです。

今年の夏、娘は健康祭りの仕事体験で薬剤師をさせてもらいました。

ラムネの薬の処方箋にそって、ピッキング、分包までするのです。この体験で、実際に薬剤師の方から仕事内容についても教えてもらい、益々憧れの気持ちちは強くなつたようです。

実際には、薬学部合格・国家試験合格までに、気の遠くなるような勉強が待っています。

実習もありますし、コミュニケーション能力も磨かなければなりません。

娘にもさまざまな勉強をがんばってもらいたいですが、負けずに私も精進していきたいと思います。

## (公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

## クレジットカード・電子マネーご導入のご案内

## 期間限定（2018年3月15日）までの導入費用無償キャンペーン！！

クレジットカード・電子マネーのお取り扱いご検討中のお店様に朗報です！

**初年度費用(初期・ランニング費用)約14万円**が、JMSおまかせサービスでのお申し込みで今ならなんと無料！！

＜おまかせサービス導入メリット＞

- ・主要国際ブランドのクレジットカード、電子マネーやApple PayもJMSならまとめて契約ができます。
- ・各カード会社からの明細・お振込を一本化します
- ・お問い合わせは、JMSで対応いたします(各カード会社へお問い合わせする必要がなくなります)

＜取り扱いブランド＞

クレジット・その他	非接触電子マネー*
      	              

＜ご注意事項＞

- \*新規にクレジット+電子マネーをお申込み店様のみ対象となります。既にカード導入店様は対象外となります。
- \*電子マネーの導入には、LAN環境が必要となります。

## 【お申込手順について】

広島県薬剤師会事務局様(082-246-4317)または、キャンペーン実施会社(お問い合わせ先(082-222-4251)までご連絡ください。弊社係員がご説明にお伺いの上での手続きを致します。

## 【キャンペーンお問い合わせ先】

キャンペーン実施会社:(株)ジェイエムエス 中四国オフィス

担当:森川

連絡先:082-222-4251

(平日9:45AM-6:00PM 土日祝休)

## (会社概要)

名称: 株式会社ジェイエムエス

本社: 東京都新宿区大久保3-8-2

住友不動産新宿ガーデンタワー

設立: 2000年6月

資本金: 8,000万円

事業内容:クレジットカード事業などに関する

加盟店業務の代行業

株主 :(株)ジェーシービー、三菱UFJニコス(株)

ユーシーカード(株)

営業拠点:東京・大阪・名古屋・札幌・福岡

仙台・大宮・横浜・広島

**JMS**  
株式会社ジェイエムエス

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

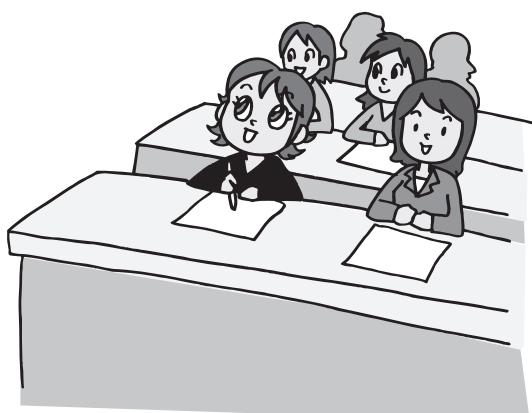
他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
平成29年11月末日現在 2,450名(内更新920名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
1月12日 (金) 19:30~21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学薬学部－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題：当帰と柴胡を含む处方の適応（補血剤Ⅱ） 講師：小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料 500円 ※事前予約は不要です。 アクセス：福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
1月13日 (土) 17:30~20:30 広島国際会議場 大会議室「ダリア」 ひろしま桔梗研修会 漢方定例研修会 1.『漢方最近の話題～物忘れ、認知症の周辺症状など～』 講師：上田雅之先生 ((株)ツムラ広島支店 学術課) 2.『プライマリケアと漢方』 講師：千福貞博先生（大阪府 センプクリニック）	神戸薬科大学 広島生涯研修 企画委員会 株式会社ツムラ 080-4260-1957		参加費：1000円 ※申込み：下記のメールアドレスへ氏名、連絡先、出身校を記載してください。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp (締め切り1月5日)	
1月14日 (日) 10:00~13:00 広島県薬剤師会館 2階 第628回広島漢方研究会新年シンポジウム テーマ『不眠と漢方』 コーディネーター：勝谷英夫先生 シンポジスト：木原敦司先生、鉄村努先生、平野恵子先生、 山崎正寿先生 シンポジストの発表のあとは討論会を行います。	広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	2	広島漢方研究会会員：無料 会員外（オープン参加）：2,000円（学生1,000円） ※事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。	
1月19日 (金) 18:45~20:45 広島大学 広仁会館 2階大会議室 広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会学術講演会 18:45~19:00 製品説明（アステラス製薬株式会社） 19:00~20:30 特別講演『妊婦・授乳婦への精神神経系薬の使い方のポイント』 —医薬品情報に基づくリスク評価と患者指導— (国家公務員共済組合連合会 虎の門病院薬剤部長 林昌洋先生) 20:30~20:45 研修レポート記入	主催：広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会、 広島県精神科病院協会薬剤師部会、 アステラス製薬株式会社 問い合わせ先 草津病院薬局 別所千枝 FAX082-277-1008	1	定員 150名 参加費：県病薬会員500円、 非会員1,000円 ※参加をご希望の方は1月10日までにご連絡ください。	
1月20日 (土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館 4F 第512回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供 キッセイ薬品工業株式会社・EAファーマ株式会社 3) 特別講演 広島記念病院副院長 関井雅晴先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費：1,000円 ※資料準備のため平成30年1月16日(火)までに当センターにお申し込みください。	
1月21日 (日) 13:00~16:00 (予定) 日本教育会館 一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋2-6-2） 2017年度 公認スポーツファーマシストのためのアンチ・ドーピング講習会 プログラムおよび申込方法は、下記をご参照ください。 <a href="http://www.toyaku.or.jp/news/upload/docs/anti-doping.sp2017% E 2 %91% A1.pdf">http://www.toyaku.or.jp/news/upload/docs/anti-doping.sp2017% E 2 %91% A1.pdf</a>	公益社団法人東京都薬剤師会 東京都薬剤師会 薬事情報課 03-3292-0735	1	参加費：無料 ※対象：公認スポーツファーマシスト認定者定員：先着500名 申込締切：平成29年12月11日(月) 定員になり次第、締切。 申込方法：メール	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
1月27日（土） 18:00～20:00 広島県薬剤師会館 4Fホール 平成29年度 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会（西部） 講演内容：ニセ科学・ニセ医学に騙されるわけとそれへの対処法～とくに学校に忍び込むニセ科学から健康食品・サプリメントを中心に～ 講師：法政大学教職課程センター教授 左巻健男先生	主催： 広島県薬剤師会・ 広島県学校薬剤師会 問い合わせ先： 広島県薬剤師会 事務局 吉田082-246-4317	1	参加費：無料 ※事前申込：必要（FAX・メールでお願いします）	
1月28日（日） 10:00～12:00 県民文化センターふくやま B1文化交流室（福山市東桜町1-21） 平成29年度 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会（東部） 講演内容：ニセ科学・ニセ医学に騙されるわけとそれへの対処法～とくに学校に忍び込むニセ科学から健康食品・サプリメントを中心に～ 講師：法政大学教職課程センター教授 左巻健男先生	主催： 広島県薬剤師会・ 広島県学校薬剤師会 問い合わせ先： 広島県薬剤師会 事務局 吉田082-246-4317	1	参加費：無料 ※事前申込：必要（FAX・メールでお願いします）	
2月9日（金） 19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 一明日の治療に役立つ分かり易い漢方— 演題：月経困難症などの婦人科疾患（駆オ血剤） 講師：小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112・ 5165	1	受講料 500円 ※事前予約は不要です。 アクセス：福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
2月10日（土） 15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4F 第513回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 特別講演 医療法人社団悠仁会後藤病院薬剤部・県薬常務理事 井上映子先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費：1,000円 ※資料準備のため平成30年2月6日（火）までに当センターにお申し込みください。	
3月4日（日） 13:00～16:00 広島大学たんぽぽ保育園2階カンファラムルーム1、2 ひろしま桔梗研修会 テーマ：Let's try! 簡易懸濁法（講義と実習） 講師：韓秀妃先生（神戸薬科大学臨床特命教授） 昨年度、添付文書についての講演が大好評だった韓先生を再びお迎えし、簡易懸濁法について講義と実習を行います。	神戸薬科大学 広島生涯研修 企画委員会 080-4260-1957		参加費：1,000円 ※申し込み：下記のアドレスへ、氏名、連絡先を記載してください。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp	



平成29年度  
**広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び  
 広島県学校薬剤師会研修会**

今年度、標記研修会を次のとおり開催することとなりました。

つきましては、薬事衛生指導員及び学校薬剤師以外の方も是非、この講習会にご参加くださいますよう、ご案内させていただきます。

なお、薬事衛生指導員の方へは、別途郵送にてご案内いたしておりますので、返信ハガキにて出欠のご回答をお願いいたします。

( 西 部 会 場 )

開催日時：平成30年1月27日（土）

午後6時～8時

開催場所：広島県薬剤師会館 4Fホール  
 広島市中区富士見町11-42

( 東 部 会 場 )

開催日時：平成30年1月28日（日）

午前10時～12時

開催場所：県民文化センターふくやま  
 B1文化交流室  
 福山市東桜町1-21

自家用車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

講演内容

「ニセ科学・ニセ医学に騙されるわけとそれへの対処法」  
 ～とくに学校に忍び込むニセ科学から健康食品・サプリを中心に～

法政大学教職課程センター 教授 左巻健男先生

※日本薬剤師研修センター認定シール1単位

1月22日（月）までに返信FAXをお願いいたします。

【返信FAX：(082) 249-4589】  
 (担当職員：吉田)

参 加 申 込 用 紙

平成29年度 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会

地域薬剤師会：\_\_\_\_\_ 希望会場 西部会場・東部会場 ※いずれかに丸をつけて下さい

勤務先名：\_\_\_\_\_ 電話番号：( ) -

氏名		氏名	
氏名		氏名	

## ～適切な服薬管理を目指して～ 医薬品に関する講演会

近年、高齢者に対する多剤投薬による有害事象の発生や服薬アドヒアラנסの低下等が指摘されており、平成26年には「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」（日本老年医学会）が示され、また今年度には厚生労働省において「高齢者医薬品適正使用検討会」が開催されるなど、高齢者の服薬が適正になされるような取組が進められています。

この度、標記講演会を開催し、上記ガイドラインの作成に携わられた、東京大学医学部附属病院副院長・老年病科科長の秋下 雅弘 先生をお招きした特別講演のほか、医療・介護関係者等へ実施した意識調査結果をご報告いたします。多職種の皆様にご参加いただけますと幸いです。

と き 平成30年2月8日（木）午後7時～

と こ ろ 広島県医師会館 2階 201会議室（広島市東区二葉の里3-2-3）

（次第）

### 1. 『多剤使用に関するアンケート調査結果について』

報告者 広島県薬剤師会 常務理事

医薬品の適正使用検討特別委員会委員

豊見 敦 先生

### 2. 特別講演『高齢者のポリファーマシー対策』

講 師 東京大学医学部附属病院 副院長 老年病科科長

秋下 雅弘 先生

対 象 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、

その他、本講演会に関心のある方は多数ご参加ください。

（日本薬剤師研修センター認定シール1単位申請中）

定 員 120名（定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。）

申込・お問合せ先 下記により、FAXまたはメールでお申し込み下さい。

広島県地域保健対策協議会 HP からもお申し込みいただけます。

広島県医師会地域医療課（担当：小畠）

TEL：082-568-1511、FAX：082-568-2112

E-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

FAX：082-568-2112（広島県医師会地域医療課 行）

### 平成30年2月8日（木）医薬品に関する講演会 参加申込票

(ふりがな)	
氏名	
ご職種 ＊○を付けて下さい	医師 歯科医師 薬剤師 看護師 介護支援専門員 その他( )
ご所属	
TEL	



# 第10回 安佐薬剤師会学術大会

《メインテーマ》 健康サポート薬局～新たなる挑戦 新たなる飛躍～

平成27年厚労省より示された「患者のための薬局ビジョン」において、健康サポート機能を有する薬局は、「地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局」と位置付けられています。また、地域包括ケアの推進に伴い「かかりつけ薬局」や「ポリファーマシー」という言葉はトレンドとも言えるキーワードになりました。しかし、一口にポリファーマシー対策と言っても、薬局や薬剤師にどんなことができるでしょうか。

基調講演には、ポリファーマシーをはじめ、地域医療における薬剤師の積極的な関与の方策に関する研究の第一人者、東京大学大学院医学系研究科 特任教授今井博久先生をお招きいたします。また、安佐地区における「健康サポート薬局」の表示を行っている4つの調剤薬局がその取り組み等について発表いたします。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

日 時： **平成30年2月12日（月・祝） 11:45～17:30**  
 受付11:00～（認定3単位申請中）

場 所： 安田女子大学薬学部 9111教室（広島市安佐南区安東6-13-1）

参加費： 1,000円（学生無料）  
 FAXまたはE-mailによる事前申込みをお願いします。  
締切 1月31日（水）

主 催： 安佐薬剤師会  
 共 催： 安田女子大学薬学部

お問合せ： 安佐薬剤師会 事務局 奥村  
 お申込み 広島市安佐北区可部南2-2-2 岡田ビル301号  
 TEL：082-562-2973  
 E-mail：asajimu@asayaku.org

第10回安佐薬剤師会学術大会 参加申込書 FAX：082-562-2974

氏 名：

所 属：

連絡先：



広島大学大学院医歯薬保健学研究科（漢方診療学研究室）

岡本 知子

（公社）広島県薬剤師会 薬事情報センター

原田 修江、永野 利香

東京大学大学院薬学系研究科（育薬学講座）

澤田 康文

### 【事例】

## フロモックス錠に対し薬疹歴のある患者に、お薬手帳をもとに同じセフェム系ではあるが過去に問題のなかつたメイアクトMS錠を提案

### ■処方内容は 69歳 女性

＜処方1＞ 歯科保存診療科 印字処方

フロモックス錠 (100mg)	3錠	1日3回 每食後	3日分
ロキソニン錠 (60mg)	1錠	痛む時	4回分

既病歴（不明） 現病歴（糖尿病・脂質代謝異常症・悪性リンパ腫）

### ■何が起つたか？

- フロモックス<sup>®</sup>錠（一般名：セフカペンピボキシル）による固定薬疹出現歴があることが、お薬手帳および患者への聴取により分かった。疑義照会を行い、同じセフェム系抗生物質であるが副作用なく使用経験のあるメイアクトMS<sup>®</sup>錠（一般名：セフジトレンピボキシル）への変更を提案し、提案通り処方変更となった。

### ■どのような経緯で起つたか？

- 患者は、歯科を受診し、フロモックス<sup>®</sup>錠とロキソニン<sup>®</sup>錠＜処方1＞が処方された。
- お薬手帳および患者への聴取から、過去にフロモックス<sup>®</sup>錠により固定薬疹が出現したことがあることが分かった。
- 一方、お薬手帳の他院の処方歴からメイアクトMS<sup>®</sup>錠の服用歴があることが分かり、メイアクトMS<sup>®</sup>錠には副作用歴がないことをお薬手帳および患者への質問から確認した。

### ■どうなったか？

- 歯科保存診療科の処方医に疑義照会を行い、メイアクトMS<sup>®</sup>錠は添付文書上「セフェム系抗生物質に対し過敏症の既往歴のある患者」は原則禁忌であるが、副作用歴がなく使用経験があるため、フロモックス<sup>®</sup>錠からメイアクトMS<sup>®</sup>錠への処方変更を提案したところ、提案通り処方変更となった。
- 患者に経緯を説明して投薬した後、フロモックス<sup>®</sup>錠からメイアクトMS<sup>®</sup>錠に変更提案をした詳細について、書面で処方医にフィードバックした。
- メイアクトMS<sup>®</sup>錠による副作用の発現は認められなかった。

### ■なぜおこったか？ 何が問題か？

- 歯科保存診療科の処方医は、お薬手帳の確認あるいは患者への問診が十分でなく、患者が過去にフロモックス<sup>®</sup>錠服用後に固定薬疹が出現したことを把握していなかった。
- 薬剤師は、お薬手帳および患者への聴取により、患者が過去にフロモックス<sup>®</sup>錠により固定薬疹が出現したことを確認した。

- ・フロモックス<sup>®</sup>錠で副作用歴のある患者に対し、同系統の薬剤であるメイアクトMS<sup>®</sup>錠（副作用なく使用経験があることを聴取）を処方提案した。

### ■今後二度とおこさないためにどうするか？ 確認事項は？

- ・βラクタム系薬剤は、アレルギーの頻度の高い薬剤であることを頭に入れ、処方監査時は患者への聴取などにより薬剤アレルギーについて必ず確認を行う。
- ・薬局内において事例検討会を実施し、本事例に関わる資料（薬剤アレルギー、歯性感染症で使用する薬剤およびβラクタム系薬剤の交差反応性など）を調剤室に配置した。

### ■特記事項は？

#### 薬剤アレルギーの分類<sup>1)</sup>

薬剤による有害反応のうち、体内に入った薬物またはその代謝産物を抗原とし、特異的抗体または感作リンパ球により引き起こされた反応を薬剤アレルギーという。特に皮膚・粘膜にできる発疹の総称を薬疹という。薬剤アレルギーは、いわゆる薬疹の他、アナフィラキシーショックも含む。以下の2つが薬剤アレルギーの代表である。

- ①即時型アレルギー：IgE媒介性のI型アレルギー機序により発症する。数分から数時間で蕁麻疹、血管浮腫などの症状が出現する。最重症型はアナフィラキシーである。
- ②遅発型アレルギー：T細胞性のIV型アレルギー機序により発症する。発症まで1～2週間要し、斑状丘疹が最多である。原因薬剤には抗菌薬や非ステロイド性抗炎症薬が多い。重症型には、DIHS、AGEP、SJS/TENがある。

DIHS (Drug-induced hypersensitivity syndrome) 薬剤性過敏症候群

AGEP (acute generalized exanthematous pustulosis) 急性汎発性発疹性膿疱症

SJS (Stevens-Johnson syndrome) スティーブンス・ジョンソン症候群

TEN (Toxic Epidermal Necrolysis) 中毒性表皮壊死症

#### 固定薬疹<sup>2)</sup>

遅延型（IV型）アレルギーの一つで頻度が比較的高い。同一部位に境界明瞭な紅色、紫紅色斑が見られる。特に口唇や外陰部などの皮膚粘膜移行部や四肢に好発する。色素沈着を残して治癒するが、同一薬剤摂取により再発する。再発のたびに皮疹の数は増加することが多く、搔痒、灼熱感、疼痛を伴い、色素沈着の程度は悪化する。

原因薬剤は非ステロイド性抗炎症薬やアリルイソプロピルアセチル尿素、アセトアミノフェン、エテンザミドなどの頻度が高い。抗菌薬では、ミノサイクリン塩酸塩、ニューキノロン系抗菌薬などがある。L-カルボシステインも原因薬剤となる。

#### 歯性感染症の原因菌と推奨される抗菌薬治療<sup>3)</sup>

歯性感染症の主要原因菌は、ストレプトコッカス属（通性嫌気性グラム陽性球菌）、プレボテラ属（偏性嫌気性グラム陰性桿菌）、ペプトストレプトコッカス属（嫌気性グラム陽性球菌）であり、複合感染例が多い。重症例では、嫌気性菌の検出率が高い傾向にある。

表1 歯性感染症治療に推奨される抗菌薬

第一選択経口薬（軽症・中等症）
アモキシシリン <ペニシリンアレルギーがある場合> クリンダマイシン、アジスロマイシン（小児は歯科適用なし）、クラリスロマイシン
第一選択経口薬（重症）
スルタミシリン（小児は歯科適用なし） クラブラン酸／アモキシシリン（小児は歯科適用なし）、アモキシシリン <ペニシリンアレルギーのある場合> クリンダマイシン、セファクロル、シタフロキサシン（小児は歯科適用なし）
第二選択経口薬
シタフロキサシン（小児は歯科適用なし）、ファロペネム

補足) 第三世代経口セフェムについて<sup>4)</sup>

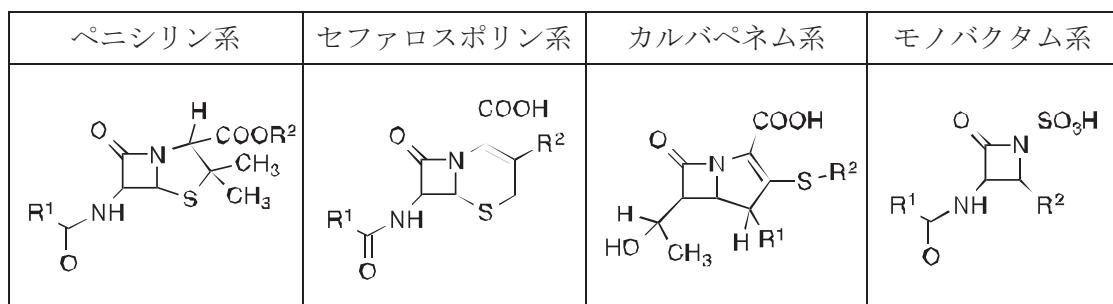
第三世代経口セフェムは、吸収率が低く、エビデンスがないため海外ではほとんど用いられていない。本邦においては、風邪、気管支炎、咽頭炎、副鼻腔炎、歯科での予防投与において大量に使用されており、耐性菌の出現や副作用の観点で問題視されている。

表2 第三世代経口セフェムのバイオアベイラビリティ

一般名	セフジニル	セフテラム ピボキシル	セフポドキシム プロキセチル	セフカペン ピボキシル	セフジトレン ピボキシル
バイオアベイ ラビリティ (%)	約25%	不明	約46%	約35%	約16%

 $\beta$  ラクタム系抗生物質の交差反応性<sup>5)</sup>

$\beta$  ラクタム環を有する薬剤には、ペニシリン系、セファロスポリン系、カルバペネム系、モノバクタム系がある。 $\beta$  ラクタム環には異なる側鎖 (R) がついており、この違いが抗菌スペクトルや体内動態に違いをもたらす。交差反応には、 $\beta$  ラクタム環よりも側鎖の一致がより関係する。ペニシリン系薬剤によるアレルギーをもつ患者に対して、ペニシリン系薬剤をはじめとする $\beta$  ラクタム系薬剤を投与できない場合には代替薬を用いる。ただし、ペニシリン系薬剤以外の $\beta$  ラクタム系薬剤を代替薬として使用することもある。

図  $\beta$  ラクタム環を有する薬剤表3 ペニシリン系薬剤と他の $\beta$  ラクタム系薬剤の交差反応性<sup>6)</sup>

セファロスポリン系薬剤	交差反応を起こすのは0.17–14.7%とされる。 世代により交差反応性が変わり、第1、2世代は10%程度、第3世代は2–3%程度とされる。
カルバペネム系薬剤	交差反応を起こすのは1%未満とされる。
モノバクタム系薬剤	交差反応が稀で、他の $\beta$ ラクタム系薬剤のI型アレルギーの患者に対する代替薬である。 セフタジジムとは構造が類似しており、交差アレルギー反応が起こりうる。

セファロスポリンアレルギー患者に対するセファロスポリンまたは関連薬剤の使用<sup>7)</sup>

①セファロスポリンに対する即時型アレルギー反応を有する患者は、アレルギー専門医によって評価される必要がある。以下のアルゴリズムは、セファロスポリンの即時型アレルギー反応を有する患者において代替セファロスポリンを決定する手法を示す。

- 臨床医は、特にR1位で異なる側鎖を有する1つ以上の代替セファロスポリンを選択すべきである。
- 皮膚試験は、所望のセファロスポリンに対して行うべきである。
- 結果が陽性である場合、患者は所望のセファロスポリンにアレルギー性であると仮定され、脱感作プロトコルを用いてのみ投与されるべきである。
- 結果が陰性であれば、所望のセファロスポリンを、薬物が許容されていることを確認するために段階的な試験によって投与することができる。

②セファロスポリンに対する非即時型アレルギー反応を有する患者においては、重症度を考慮する。斑状丘疹状皮疹

などの一般的なタイプにおいては、発熱、皮膚や粘膜の水疱および全身症状を伴わない。非即時型アレルギー反応を有する105名の小児に対し、被疑薬による皮膚テストを実施した結果、全員が陰性となり、再度被疑薬を投与された95名全員が、その被疑薬を許容できた。よってこのような患者の大部分は、将来的に被疑薬を避ける必要はない。しかし、発熱、粘膜関与または全身症状のある重篤なアレルギー患者に関しては、再度被疑薬の投与はしてはならない。米国では、被疑薬とは異なるセファロスปリンを使用することが、最も一般的なアプローチである。

上記は、Up to date (cephalosporin allergic patients subsequent use of cephalosporins and related antibiotics) からの引用である。今回の事例は、重症度の高くない非即時型アレルギー反応を有する症例である。米国においては、被疑薬と異なるセファロスปリンを使用することが一般的であるとの見解であるが、一方、本邦では同系統の薬剤は原則禁忌である。したがって副作用歴のない同系統の薬剤は選択肢の一つとして考慮される。

しかし、第三世代経口セフェムは、歯性感染症のガイドラインから除外されており、その有効性が疑われている。予防的投与であれば、投与しないのも選択肢の一つと考えられる。

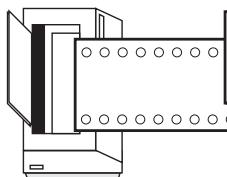
<参考資料>

- 1) 医学と薬学 72 (9): 1475-1483, 2015
- 2) 月刊薬事 56 (14): 2125-2133, 2014
- 3) 日本化学療法学会雑誌 64 (4): 641-646, 2016
- 4) 抗菌薬サークル図データブック 第2版 じほう
- 5) 薬がみえる Vol. 3: 172-200
- 6) Curr Allergy Asthma Rep. 16 (3): 24, 2016
- 7) Antonino Romano, [Online] Available at: <https://www.uptodate.com/contents/cephalosporin-allergic-patients-subsequent-use-of-cephalosporins-and-related-antibiotics>. (Accessed on August, 2017)

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL: 082-243-6660 メールアドレス: di@hiroyaku.or.jp〉



## 薬事情報センターのページ



永野 利香

### 薬事情報センターウェブサイトのご案内

薬事情報センター 広島

検索

あるいは、  
(公社)広島県薬剤師会ウェブサイト  
<http://www.hiroyaku.or.jp/>  
の左カラムからいきます。

みんなさまの健康と、  
薬の安全な使用のために。

お薬をご利用の方へ

<http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

お問い合わせ先

平成25年4月1日より、「中毒情報検索システム」のアドレスが変更になりました。携帯サイトも同じアドレスです。

お問い合わせ

電話番号 082-243-6660  
FAX番号 082-248-1904  
メールアドレス [di@hiroyaku.or.jp](mailto:di@hiroyaku.or.jp)  
平日午前9時～午後5時  
(祝日、お盆休み、年末年始を除く)  
相談無料

拿ドーピングに関するお問い合わせ  
「アンチ・ドーピングホットライン」  
電話番号 082-243-6660  
FAX番号 082-248-1904  
メールアドレス [di@hiroyaku.or.jp](mailto:di@hiroyaku.or.jp)  
平日午前9時～午後5時  
(祝日、お盆休み、年末年始を除く)  
相談無料

※FAXまたはメールによりお問い合わせください。  
※内容によっては、回答にお時間がかかることがあります。ご了承ください。  
[ドーピング禁止薬問い合わせ用紙 pdf](#)  
※最新版をご利用ください

会員専用  
(ID、パスワードは県薬と同じ)

モバイル(動く)DI室  
(2014年3月3日スタート)  
No.19, No.20

更新情報  
12.01 医薬品情報新発売  
11.20 医薬品情報新発売

お知らせ

② 第511回薬事情報センター定例研修会  
平成29年12月16日(土) 15:00-17:00  
広島県薬剤師会館 4F

1)薬事情報センターだより  
2)情報提供

④ 過去定例研修会資料  
(パスワードは県薬と同じ)

⑤ 薬価基準収載医薬品情報  
(パスワードは県薬と同じ)

#### ◆内容

主に更新している箇所

- ①医薬品情報
- ②薬事情報センター研修会
- ③モバイル（動く）DI室・事例報告
- ④過去定例研修会資料
- ⑤薬価基準収載医薬品情報

## ①医薬品情報

- ・医療用医薬品の新発売、効能・効果の追加・変更、用法・用量の追加・変更について掲載。
- ・これからリンクしている会員専用ページ（会員のみ閲覧可：県薬と同じIDとパスワードの入力が必要）では、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の共有すべき事例や、厚労省からのお知らせ文書など、会員の先生方向けに知っておいていただきたいお知らせを中心に掲載。

## ②薬事情報センター研修会

- ・原則として月1回、会員・非会員・薬局・病院などの所属を問わず県下の薬剤師の先生方を対象として実施。
- ・基本的には、情報センターだより、共催メーカーからの情報提供、特別講演の3部構成。
- ・情報センターだより

☆厚労省からの医薬品・医療機器等安全性情報

☆薬価基準収載医薬品情報

☆薬事関連情報

などについて作成した資料の説明を中心に実施。

- ・特別講演：共催メーカーの関連分野のテーマや、会員の先生方の希望を組み込んだテーマで実施。
- ・日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度：1単位
- ・会費：1,000円

## ③モバイル（動く）DI室・事例報告（会員のみ閲覧可：県薬と同じIDとパスワードの入力が必要）

- ・薬局プレアボイドを含む薬局ヒヤリ・ハット事例のご紹介。
- ・医薬品の適正使用ならびに医療安全に活かすための取組み。
- ・活動の詳細については本誌2017年5月号（No.269）参照のこと。

## ④過去定例研修会資料（会員のみ閲覧可：県薬と同じパスワードの入力が必要）

- ・研修会終了後、情報センターが配布した資料をPDF形式で掲載。
- ・配布時にはモノクロでお渡ししていたものを、カラーで掲載している場合もあり。

## ⑤薬価基準収載医薬品情報（会員のみ閲覧可：県薬と同じパスワードの入力が必要）

- ・新医薬品、報告品目・新キット製品、後発医薬品等について、まとめたものを掲載。

## ◆その他：以下のページにダイレクトにリンク。

- ・日薬ウェブサイト：新医薬品の薬価収載情報
- ・日薬ウェブサイト：報告品目等の薬価収載情報
- ・PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）：医薬品・医療機器等安全性情報
- ・PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）：使用上の注意の改訂指示情報

## ◆おわりに

会員の先生方の日々の業務にご活用いただけるようにしていきたいと思っています。掲載内容などにつきまして、ご意見ご要望など、ぜひお寄せください。

## 薬事情報センター ウェブサイト 更新情報 (10/12~12/8)

更新日	内容	詳細
10/20	・医薬品情報	<会員専用ページ>「超高齢社会におけるかかりつけ医のための適正処方の手引き（1）安全な薬物療法」について
10/23	・医薬品情報	<会員専用ページ>医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.131」について
10/26	・医薬品情報	<会員専用ページ>『「リクシアナ錠」と「リフキシマ錠」の販売名類似による取り違え注意のお願い』について
10/30	・医薬品情報	【新発売】『ビプレッソ徐放錠50mg／同徐放錠150mg】
11/6	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年8月>について
11/22	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<平成28年年報>について
11/29	・医薬品情報	【新発売】『バベンチオ点滴静注200mg』、『ダラザレックス点滴静注100mg／同点滴静注400mg』、『ルパフィン錠10mg』、『マヴィレット配合錠』、『レクタブル 2mg 注腸フォーム14回』、『イブランスカプセル25mg／同カプセル125mg】
12/1	・医薬品情報	【新発売】『エイフスチラ静注用250／同静注用500／同静注用1000／同静注用1500／同静注用2000／同静注用2500／同静注用3000】
12/4	・医薬品情報	【効能・効果の追加】『キイトルーダ点滴静注20mg／同点滴静注100mg』、『ノルディトロピン フレックスプロ注5mg／同フレックスプロ注10mg／同フレックスプロ注15mg】 【用法・用量の追加】『アディノベイト静注用500／同静注用1000／同静注用2000】
12/5	・医薬品情報	<会員専用ページ> ・薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年9月>について ・『「テオドール」と「テグレトール」の販売名類似による取り違え注意のお願い』について
12/6	・過去定例 研修会資料 (11月定例)	(1) 「使用上の注意」の改訂について（平成29年10月17日付） (2) 【ニュース】薬事関連情報（10/12-11/7） <別添1> 超高齢社会におけるかかりつけ医のための適正処方の手引き（1） 安全な薬物療法 <別添2> 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.131」 <別添3> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年8月> <別添4> 「リクシアナ錠」と「リフキシマ錠」の販売名類似による取り違え注意のお願い (3) 65歳以上の成人に対する肺炎球菌ワクチン接種の考え方（2015年1月） (日本呼吸器学会／日本感染症学会 合同委員会)



# お薬相談電話 事例集 No.109



薬事情報センター 胡明 史子

## パーキンソン病治療薬について

Q. パーキンソン病の薬に、頻尿の副作用があるものはありますか？今、メネシット、レキップ、ニュープロ パッチ、トレリーフ、ドプス、コムタン、カバサールを服用（使用）しています。頻尿のことを医師に相談したら、ベシケアが処方されたのですが、よく使われる薬なのでしょうか。

A. いずれのお薬も頻度は高くないですが、頻尿を含む排尿障害の副作用の報告はあるようです。一方で、パーキンソン病の症状の一つとして、頻尿が現れている可能性もあります。パーキンソン病は、運動症状だけでなく、様々な非運動症状を呈する疾患です。頻尿は、非運動症状の中で比較的現れやすい症状<sup>\*1</sup>であり、運動症状が進行してから発現する傾向にあります<sup>\*2</sup>。パーキンソン病の排尿症状は、夜間頻尿・尿意切迫・尿失禁などの蓄尿障害が多く、排出障害は比較的少ないことから、パーキンソン病の排尿障害の主体は過活動膀胱<sup>\*3</sup>であると考えられており、その治療薬であるベシケアが処方されることは、珍しくはないようです。

\* 1：約半数の患者でパーキンソン病発症7.5年以内に頻尿の症状が現れるというデータもあります。

\* 2：非運動症状のうち、うつやレム睡眠行動障害、便秘、嗅覚障害、痛みなどは運動症状の発症前もしくは発症後早期からみられ、不眠症、神経因性膀胱、認知機能障害は運動症状が進行してから発現する傾向にあります。

\* 3：過活動膀胱とは、尿意切迫感を主症状とする蓄尿症状を呈する症候群であり、通常は頻尿を伴い、切迫性尿失禁を伴うこともあります。原因としては、神経の障害に起因するものと神経障害が見出されないもの（非神経因性）があり、後者は前立腺肥大に代表される尿道の閉塞疾患、骨盤の脆弱化、加齢、特発性などがあり、前者は脳血管障害、パーキンソン病などの中枢神経障害、脊髄疾患などが考えられ、神経因性膀胱として包括されます。

### 【補足】

パーキンソン病は特徴的な運動症状を呈する神経変性疾患ですが、非運動症状が複雑に合併します。病理学的特徴は中脳黒質神経細胞の脱落と、障害された神経細胞に $\alpha$ シヌクレインが凝集・沈着して生じたレビー小体がみられることですが、他の中枢神経系や末梢神経系、自律神経系にも広範に $\alpha$ シヌクレインの沈着がみられ、これらが非運動症状を来たす原因になっていると考えられています。

パーキンソン病の非運動症状には自律神経障害、睡眠障害、気分障害、認知機能障害、感覚障害などがあり、現れ得る多彩な症状の中で、うつやレム睡眠行動障害、便秘、嗅覚障害などが、運動症状に先んじて出現する可能性が明らかにされています。

パーキンソン病の国際学会組織である Movement Disorder Society では、これらをパーキンソン病発症リスクと捉えて、超早期診断のためのリサーチクライテリアに組み込むための取り組みを始めており、将来開発されると見込まれる疾患修飾薬の臨床試験にとって重要になると予想されています。

【参考資料】 日本国科学会雑誌103巻8号(2014) & 104巻8号(2015)、Jpn J Rehabil Med 2011、日本医事新報 No. 4192 (2004) & No. 4440 (2009) & No. 4796 (2016)、製品添付文書およびインタビューフォーム

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.348

厚生労働省医薬・生活衛生局

## No.348 目次

1. 重篤副作用疾患別対応マニュアル改定事業について	3
2. 家庭用電気マッサージ器による事故の防止について	6
3. 重要な副作用等に関する情報	9
1 レベチラセタム	9
2 リナグリプチン	12
4. 使用上の注意の改訂について（その289）	
レベチラセタム 他（8件）	14
5. 市販直後調査の対象品目一覧	17

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ（<http://www.pmda.go.jp/>）又は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成29年（2017年）11月  
厚生労働省医薬・生活衛生局

## ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

☎ 03-3595-2435 (直通)  
03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



有助 美奈子

## ～尿ウロビリノーゲン～

今回は、尿検査項目のひとつウロビリノーゲンについてお話をしたいと思います。

はじめに、ウロビリノーゲンは腸管内で腸内細菌の還元作用によりビリルビンから生成されます。その大部分は糞便中に排泄されますが、一部は腸管（特に小腸）から吸収されて門脈より肝臓に至り、多くは肝細胞により摂取され再び胆汁中に排泄され腸管内に排出（腸肝循環）。しかし、門脈中のウロビリノーゲンの一部は肝臓を通過し大循環に入り、腎臓を経由して尿中に排泄されます。そのためウロビリノーゲンは健常人でも尿中にわずかに排泄されます。

ウロビリノーゲンの尿中排泄量は日内変動が大きく、夜間および午前中は少なく午後急激に増加し、午後2～4時頃が最高量（0.03～1 mg/dL）になります。また、個人差も大きく、肉食、運動、飲酒、便秘等によっても増加します。そのため、わずかな変化では解釈が難しく、臨床的に重要な意味を持つのは著明な増加や低下または欠如した場合とされています。

尿ウロビリノーゲンが増加、欠如する場合は以下のことが考えられます。

尿ウロビリノーゲン増加	尿ウロビリノーゲン欠如
①肝機能障害 肝疾患 (肝炎・肝硬変・脂肪肝・肝壊死等) 心不全 急性熱性疾患等 ②体内ビリルビンの生成亢進 溶血性貧血 内出血 ③腸内容停滞 便秘 腸閉塞	①胆管完全閉塞 総胆管結石・膵頭部癌等 ②肝炎極期 ③高度の腎機能障害 ④抗生素質の長期投与

また、カルバゾクロム等の薬剤の影響で偽陽性になる場合があるので注意が必要です。

上記のように肝疾患等で肝機能が低下すると肝臓で処理しきれないウロビリノーゲンが尿中に排泄されるため、尿中ウロビリノーゲンが数十倍に増加します。さらに、胆道閉塞等で胆道の流れが悪くなると、ウロビリノーゲンの材料となるビリルビンが減少するため尿ウロビリノーゲン値は陰性を示します。

また、急性肝炎では黄疸の症状が出る前に尿ウロビリノーゲン値は陽性を示すため、尿検査が早期発見に役立ちます。

最後に、ウロビリノーゲンは肝機能に大きく影響を受けます。ウロビリノーゲン値に異常が出た場合は肝機能が低下している可能性が考えられます。肝機能の低下を防ぐために生活習慣を見直し、肝臓に負担をかけないために糖質・脂質の取り過ぎ、過度の飲酒は避けるよう心がけましょう。

(参考文献)：臨床検査法提要

## 平成29年第2回 ひろしま桔梗研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 野村 雅代

日 時：平成29年11月12日（日）

場 所：福山市生涯学習プラザ

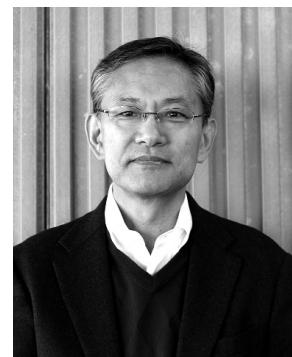
このたびは感染症対策として、『消毒薬の基礎知識』をJA吉田総合病院の只佐宣子先生に、『ワクチン2017』をすくすく会の木村眞人先生にお願いいたしました。

感染制御専門薬剤師の只佐先生より、消毒・滅菌の基本事項と各消毒薬の特徴・使用方法・注意点をお話しいただきました。まず、滅菌・消毒・洗浄の違いから、感染リスクの程度と対象物に応じてリスク評価を行うことで安全性・経済性のバランスを考えた確実な効果があることを認識できました。そこで第一選択となるのが80℃10分間の熱（熱水・蒸気）による物理的消毒法であり、加熱できない器材や生体に対して消毒薬による化学的消毒法が用いられます。消毒薬は効力（抗菌スペクトル）や対象物の材質・構造に応じて選択され、何より濃度などの調整が正しく行われるのが肝心です。高・中・低水準の各消毒薬の種類と使用法をおさらいしたのち、微生物汚染の可能性が高くなる経管栄養剤の投与セットや患者側留置チューブの管理などの具体的な手法も教えてください、大変参考になりました。また、ノロウイルスがアルコールに抵抗性を示す仕組みと、有効な消毒薬である次亜塩素酸ナトリウムを家庭で簡単にできる調整法や、嘔吐物の処理方法も学びました。最後に各種速乾性手指消毒剤による実習を行っていただき、医療従事者にとっての感染対策が網羅された大変充実したお話をいただきました。

地元福山市で小児科を開院されておられる木村眞人先生に、ワクチンを中心とした小児の感染症のお話を



JA吉田総合病院  
只佐宣子先生



すくすく会  
木村眞人先生

いただきました。冒頭に、学生時代にされたタイ、カンボジアでのボランティア活動のスライドが紹介され、冷蔵庫のない環境の中では一か月に3日間しかワクチンが接種できない状況などを伺いました。日本においては当たり前のように思っていた医療の有難さを思いつつ、現状の小児医療にもまだ解決すべき問題があることを感じるものがありました。先進諸外国ではほぼ無料のワクチンプログラムに入れられているものがいまだに任意接種であり疾患のコントロールができていないことを考えるとき、種々のワクチンの効果とインパクトは、ワクチン接種というものが単に本人だけでなく周囲への感染拡大を防ぎ、ケアする人への影響と医療経済に与えるものが多大であると再認識いたしました。また、海外渡航経験豊かな先生よりトラベラーズワクチンについても教えていただき、黄熱病や狂犬病など日本にいるとなかなか身近に感じられない疾患に対してのワクチンの重要性も感じました。ワクチンのある病気にかかった場合、基本的には対症療法のみで根本治療はなく、重篤な合併症のリスクと接種に伴うリスクを考えるとき、ワクチンで予防できる病気はしっかりと予防すべきとの先生の言葉が胸に残りました。

今回お二人の先生からのお話をいただいて、明日からの患者さんへの対応に活かせる研修に参加できることに感謝いたしました。





# ひろしま桔梗研修会のご案内 (通算78回)

## 漢方定例研修会

2年ぶりの千福先生の講演です。

今回は、患者さんの抱えるさまざまな問題にいつでも幅広く専門的に対処できる医療、プライマリケアのお話しを聞きたいと思います。

普段遭遇する、漢方のやめ時、変え時についてのアドバイスもいただきます。

大人気の先生の講演に、是非薬局のみなさんでご参加ください。

日 時：平成30年1月13日（土）17:30～20:30  
受付 17:00～ (G07認定2単位)

場 所：広島国際会議場 大会議室「ダリア」  
広島市中区中島町1-5 TEL 082-242-7777

テーマ： 講演 1. 『漢方最近の話題～物忘れ、認知症の周辺症状など～』  
17:30～18:20  
(株)ツムラ広島支店 学術課 上田 雅之先生

講演 2. 『プライマリケアと漢方』  
18:30～20:30  
大阪府 センプククリニック 千福 貞博先生

参加費： 1,000円

申込み： 下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先、出身校を記載して下さい。

[d-hiro@kobepharma-u.ac.jp](mailto:d-hiro@kobepharma-u.ac.jp)

※当日若干名は受付可能です。

主 催： 神戸薬科大学 広島生涯研修企画委員会  
株式会社 ツムラ

問合せ： 橋本康子 080-4260-1957  
森川薬局青葉台店 0829-30-6778

### 研修単位について

神戸薬科大学は薬剤師認定制度認証機構(CPC)より認定薬剤師研修制度としての認証(認証番号G07)を2006年に受け2016年に2回目の認証更新が承認されました。

CPCに認証を受けたプロバイダーには、日本薬剤師研修センター(G01)、薬剤師あゆみの会(G03)などあります。

取得した単位は原則として相互に互換性がありますので他のプロバイダーに申請時にも同じ単位として使用できます。





# ひろしま桔梗研修会のご案内

(通算 79回)



昨年度 添付文書についての講演が 大好評だった韓先生を  
再びお迎えします。今回は、簡易懸濁を実際にやります。  
経験者のかたも未経験の方も いっしょにやってみましょう。  
すぐ役に立つ知識と技能をお伝えします。

日 時：平成30年 3月 4日（日）13:00～16:00  
受付 12:30～（G07認定2単位）

場 所：広島大学たんぽぽ保育園2階カンファランスルーム1,2  
広島市南区霞1-2-3 広島大学病院内

\*自家用車で来場し受付で申し出られた方には駐車補助券をお渡します。

テーマ：Let's try！簡易懸濁法 （講義と実習）

講師：韓 秀妃 先生

神戸薬科大学臨床特命教授

参加費： 1,000円

申込み： 下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先を記載して下さい。

[d-hiro@kobepharma-u.ac.jp](mailto:d-hiro@kobepharma-u.ac.jp) （締切 2月20日）

※当日若干名は受付可能です。

※送受信不能の際はお問い合わせください。

主 催： 神戸薬科大学 広島生涯研修企画委員会

問合せ： 橋本： 080-4260-1957（不在時折り返します）

## たんぽぽ保育園（広島大学病院の敷地内）



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

## 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

### 1口当たりの月払保険料

保険期間:2017年8月1日午後4時から2018年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型 保険期間1年 てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月 払 保 険 料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成28年8月1日)の満年齢をいいます。

### おすすめ!

#### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。  
ご不明な点がある場合には、お問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

## 制度の特徴

1

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となつた場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなつた場合についても、保険金をお支払いします。



2

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被つたケガによる就業不能も補償します。



3

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

### 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

#### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



#### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

お問い合わせ先・取扱い代理店 広医(株)までご連絡ください。

追って加入依頼書をお送りします。(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

安佐薬剤師会 山㟢 和幸

## 1) はじめに

私は、ドラッグストアに勤務しているありふれた高齢薬剤師です。約1年半後に古希を迎えます。そこで年齢の異なる同級生の薬剤師7人は、2017年11月18日・19日、古希を迎えた同級生3人を祝う為、伊勢神宮参拝や鳥羽水族館見学（写真1）等1泊2日の伊勢旅行にでかけました。そして、2017年11月30日と12月1日の2日間、島根県立しまね海洋館（アクアス）が主催した水族館設備会議に出席し、会議後には水族館を見学しました。薬剤師業務に追われる毎日ですが、これら同級生との旅行や水族館の見学等は私にとって生きがいになり、薬剤師業務を継続する上で重要な要素になっています。



写真1 同級生薬剤師と鳥羽水族館見学

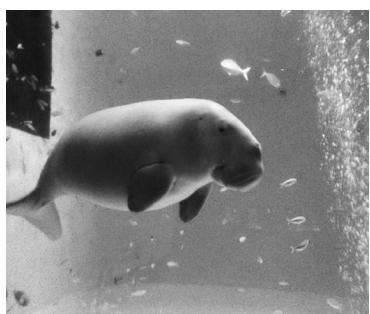


写真2 鳥羽水族館のジュゴン

## 2) 鳥羽水族館の特徴

私は、薬学部卒業後直ちに建設会社に入社し、水質分析業務から始めて、各種の業務を経て、水族館の建設も担当しました。鳥羽水族館の建設業務を実施した事により、関係者との人的交流のみならず戸過技術の習得まで多方面にわたり影響を受けました。人的交流面では、過去7回水族館設備会議に出席し3回発表できたのも、その時の水族館関係者との人的交流が現在も続いている事によります。尚、鳥羽水族館は、ジュゴン（写真2）を展示している特徴ある水族館です。ジュゴンを展示している国内の水族館は、鳥羽水族館のみです。昭和63年に全米大規模水族館の視察に参加しましたが、ジュゴンの展示をしている水族館はありませんでした。そのジュゴンは比国アキノ大統領から贈与されたものと記憶しています。



写真3 島根県立しまね海洋館

## 3) 島根県立しまね海洋館（アクアス）が主催した水族館設備会議

アクアス（写真3）は、島根県の日本海を臨む島根県立石見海浜公園にあります。水族館設備会議は浜田市のホテルで開催され、会議の翌日アクアスのバックヤード（戸過機等が設置された心臓部）を見学しました。

アクアスでは、北極海からやって来たシロイルカ（写真4）の展示が有名です。又、島根県の県魚に指定されているトビウオの1年を通じての展示も興味深い内容です。今回も全国から多数の水族館技術者や研究者が出席され、最新技術の発表等に聞き入り、数多くの質疑応答が行われました。

## 4) おわりに

高齢者となっても、健康で働く意欲があれば、薬剤師の仕事がある事にいつも感謝しています。感謝するとともに自己の体調管理には、充分気を配っています。そして、充実させる生活の中心に薬剤師業務を置いて、今後も小旅行を計画し有意義な休日を過ごしたいと考えています。

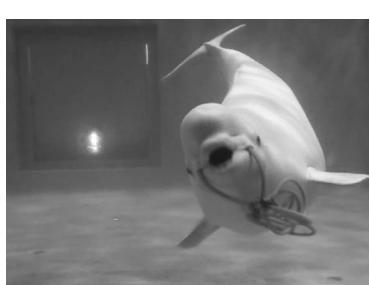


写真4 アクアスのシロイルカ

# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

東広島薬剤師会 島崎 一郎

皆さん、フラダンスというとたいていの方は女性がハワイアンドレスを着て踊る姿を想像されると思います。

私は全国でも珍しい男性アロハチーム（ハワイ語ではカネと言います）に所属し、週末になるとよく百貨店で行われているアロハフェアや各地のお祭り、イベントなどに出向き踊ってあります。神聖な踊りなので、本来はマロと呼ばれるふんどしを着用して踊るのですが、平均年齢が50歳前後のため見苦しいということで、白または紺のパンツに必要に応じて腰みのを装着します。上半身も本来なら裸ですが、全員の体型が統一されていないでアロハシャツでごまかしています。フラダンスは優雅に踊っているように見えますが、実はインナーマッスルや大腿筋が非常に鍛えられる踊りです。Uwehe（ウエヘ）と呼ばれる両かかとを上げて膝を押し出すステップなどはお腹に力を入れて安定させないとふらついてきれいな踊りに見えません。これにハンドモーション（手の動き）を加えて、ハワイの山、海、風、波、ヤシの木、花などの表現を加えます。なにせ膝や肩の動きが悪くなる年齢のチームなので優雅さよりは、女性チームの踊りの合間のちょっとした余興という感じになっています。それでも数少ない男性チームのため、各種イベントでは割と受けが良いようです。私自身が最も盛り上がるるのは、日本のハワイと呼ばれる山口の周防大島で8月の土日に1か月間開催されるサタデーフラダンスショーです。これは全国からフラの団体がやってきて踊るイベントです。たまに焚いてヤシの木の下で踊るので、気分はハワイそのものです。最近ではハワイアンミュージックも初めて、ウクレレベースを担当していますが、まだまだ下手なので、内輪のイベントでたまに弾いてあります。男性の数が現在は3名と非常に危機的な状況にあり、是非興味のある方はお声をかけて頂ければと思っております。



周防大島でのショー（左端が私です）



宇品潮風フェスタでのステージ（左端が私です）

Na Mea Hula O ka Pua Melia (ナー メア フラ オカ プア メリア)

東広島スタジオ 男子クラス 第二、四 火曜日 19:30~21:00

## Hoi Hoi Hoa バンドメンバー



イチロー | ベース担当  
サトミ | キーボード  
マサ | ウクレレ  
ツネ | ギター担当

我がハワイアンバンドの面々です。



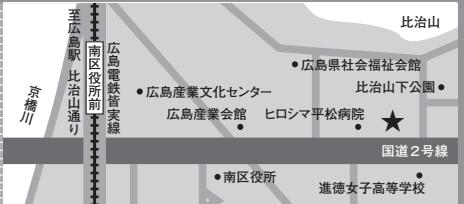
百貨店でのハワイアンフェスティバル（左端が私です）

シリーズ

# 薬局紹介 58

トータス薬局 比治山店

広島市南区比治山本町11-18



あけましておめでとうございます。本年度最初の薬局紹介に当薬局を指名していただき誠にありがとうございます。

トータス薬局は開局してもう30年になります。現在は広島市内に舟入店・比治山店、山口県内に柳井店・光店の4店舗となり、各店舗助け合いながら頑張っています。

トータス薬局の質問で一番多いのは、名称「トータス」(亀)の由来についてです。皆さんからは、①亀がかけっこを頑張ったから②鶴は千年亀は万年と長生きだから③「ウルフルズのトータス松本」か「アニメの忍者タートルズ」か「スチュワーデス物語のドジ亀」のファンだったから④先祖が龍宮城で接待を受けていたから、などと言われます。

正解は「祖父の亀吉が薬剤師になることを勧めてくれたから」で、その恩返しとして名称を使わしていただきました。

亀は縁起が良いという事もあり「幸せを呼ぶ店トータス薬局」として平成元年に開局しました。平成6年に大谷和弘・背戸裕双と共に薬剤師が考えた薬局として「チームワーク・ネットワーク・フットワーク」を大切にして地域医療の一端を担える薬局作りを目指して「有限会社トータス薬局」を舟入に立ち上げました。

比治山店は平成23年に、2号線側、広島県立産業会館近くで南区役所別館の対面に開局しました。近隣には、整形外科・外科・内科を中心とした総合病院や、広島大学病院も近くにあり、休み時間もほど

ほどに頑張っています。

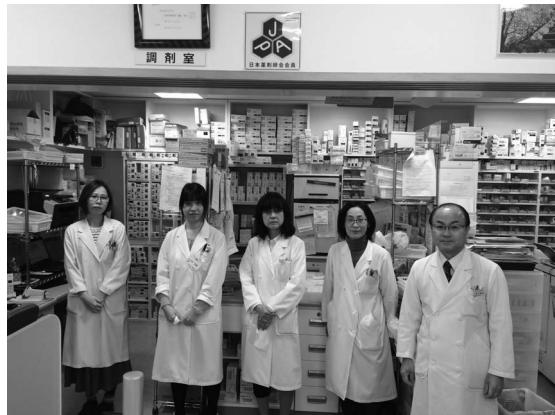
近年、形成外科(リンパ浮腫)やてんかん外科外来等の処方箋を受け取るようになり、毎日が勉強の日々です。また、近くにサービス付高齢者住宅があり、在宅業務も行うようになりました。近年の医療・福祉制度改革に追いついていくのは大変だと痛感しています。

学生の実務実習も引き受けていますが、これも大学での教育の変化により、学生の学力が向上して、私達が勉強させてもらっているように思います。

現在、比治山店は薬剤師7名・事務1名の社員で働いています。先日、トータス薬局に勤務して下さった方が全店舗で累計100名となりました。懐かしくなり、過去の退職者ファイルを見返していると、1人1人の色々な出来事が思い浮かび、現社員含むトータス薬局で頑張ってくれた100名の方々に、感謝の気持ちでいっぱいになりました。また、広島市薬剤師会の活動を通じて、行政・医師・歯科医師・多職種の方々・医薬品関係者・薬剤師会職員の方々、そして薬剤師である先輩や後輩の先生から、多くの事を学ばせていただいています。今日まで歩んでこられたのも、これまで出会った皆様のおかげだと感謝するばかりです。

これからも亀の歩みではありますが、一歩ずつ「幸せを呼ぶ店」になれるよう年金生活を夢見つつ歩んでいこうと思います。

本年度も皆様のご健勝と御多幸をお祈りいたします。これからも宜しくお願い致します。



次回は、大竹薬剤師会 おおたけ駅前薬局さんです。

# HIROSHIMA DRAGONFLIES

## × お薬手帳

“プロバスケットボール選手と薬剤師”という二足の草鞋を履く岡崎修司選手が広島ドラゴンフライズに在籍している。

プロバスケットボールリーグ「B.LEAGUE」ではもちろん、日本のプロスポーツ選手の中でも珍しい存在だ。広島市出身の岡崎選手は小学5年生からバスケットボールを始めたが、まだプロバスケ選手が一般的ではなかった時代、祖母の入院などで、病院で働く方々を目にして医療の道を志すようになる。広島皆実高校を卒業後、「薬学部とバスケットボール部があること」から広島大学に進学し、大学4年生の時に広島ドラゴンフライズが創設され、入団テストを受けて合格。学生ながらプロ選手となった。選手として練習に励む傍ら、2017年薬剤師国家試験に合格した。今後は「薬剤師の仕事をしながら、バスケットボールもやっていきたい」と話す岡崎選手はドーピングに関するアドバイスができる薬剤師として「スポーツファーマシスト」にも挑戦する。

岡崎選手が在籍する広島ドラゴンフライズでは「お薬手帳」を製作した。クラブロゴが表紙にデザインされ、クラブカラーである朱色が鮮やかな手帳だ。



8 岡 崎 修 司  
Shuji Okazaki

出身校 広島大学

生年月日 1990年8月12日

身長 (cm) 183cm

体重 (kg) 75kg

【岡崎選手からのメッセージ】

広島第3のプロスポーツとして盛り上がる広島ドラゴンフライズを、ぜひアリーナで応援してください！

広島ドラゴンフライズ お薬手帳は下記より購入できます。  
(200冊1セット)

広島ドラゴンフライズ ホームページ <https://hiroshimadragonflies.com/>  
または、販売用サイトへ <https://www.kaede-pharmacy.jp/>  
「ドラゴンフライズ」「お薬手帳」で検索を！

## 書籍等の紹介

### 「治療薬ハンドブック2018」

監修：高久史磨（前日本医学会会長・自治医科大学名誉学長）  
 編集：堀正二（大阪国際がんセンター名誉総長・大阪大学名誉教授）  
 菅野健太郎（自治医科大学名誉教授）  
 門脇孝（東京大学大学院医学系研究科糖尿病・代謝内科教授）  
 乾賢一（京都大学名誉教授）  
 林昌洋（虎の門病院薬剤部長）  
 発行：株式会社 じほう  
 型：B6変形判、本文1,550頁  
 価格：定価 4,752円  
 会員価格 4,280円  
 送料：1部 500円

### 「統処方せん・店頭会話からの薬剤師の臨床判断」

編著：堀美智子  
 発行：株式会社 じほう  
 型：A5判、344頁  
 価格：定価 2,592円  
 会員価格 2,320円  
 送料：1部 500円

### 「残薬対策ハンドブック」

監修：秋下雅弘  
 編著：篠原久仁子  
 発行：株式会社 じほう  
 型：A5判、128頁  
 価格：定価 2,592円  
 会員価格 2,320円  
 送料：1部 500円

### 「小児薬物療法テキストブック」

総監修：板橋家頭夫  
 監修：石川洋一、河田興、富家俊弥  
 編集：日本小児臨床薬理学会教育委員会  
 発行：株式会社 じほう  
 型：B5判、276頁  
 価格：定価 3,888円  
 会員価格 3,500円  
 送料：1部 500円

### 「今日の治療薬2018」

編集：浦部晶夫（NTT関東病院顧問）  
 島田和幸（新小山市民病院院長）  
 川合眞一（東邦大学教授）  
 発行：株式会社 南江堂  
 型：B6判、1,440頁  
 価格：定価 4,968円  
 会員価格 4,470円  
 送料：1部 540円

### 「治療薬マニュアル2018」

監修：高久史磨（公益社団法人地域医療振興協会・会長）  
 矢崎義雄（国際医療福祉大学・総長）  
 編集：北原光夫（農林中央金庫健康管理室・室長）  
 上野文昭（大船中央病院・特別顧問）  
 越前宏俊（明治薬科大学教授・薬物治療学）  
 発行：株式会社 医学書院  
 型：B6判、2,800頁（予定）  
 価格：定価 5,400円  
 会員価格 5,000円  
 送料：1部 432円

### 「Pocket Drugs 2018」

監修：福井次矢（聖路加国際病院・院長）  
 編集：小松康宏（聖路加国際病院・副院長）  
 渡邊裕司（浜松医科大学教授・臨床薬理学）  
 発行：株式会社 医学書院  
 型：A6判、1,088頁（予定）  
 価格：定価 4,536円  
 会員価格 4,210円  
 送料：1部 432円

### 「保険薬事典プラス平成30年4月版」

編著：薬業研究会  
 発行：株式会社 じほう  
 型：A5判、1,050頁（予定）  
 価格：定価 4,968円  
 会員価格 4,470円  
 送料：1部 500円

### 「投薬禁忌リスト平成30年版」

編著：医薬情報研究所  
 発行：株式会社 じほう  
 型：B5判、600頁（予定）  
 価格：定価 4,212円  
 会員価格 3,700円  
 送料：1部 500円

### 「薬効・薬価リスト平成30年版」

編著：医薬情報研究所  
 発行：株式会社 じほう  
 型：B5判、1,000頁（予定）  
 価格：定価 7,020円  
 会員価格 6,300円  
 送料：1部 500円

### 「薬価基準点数早見表平成30年4月版」

編集・発行：株式会社 じほう  
 型：A5判、本文1,000頁（予定）  
 価格：定価 3,888円  
 会員価格 2,000円  
 送料：1部 500円

### 「社会保険薬価基準2018年4月版」

編集・発行：株式会社 薬事日報社  
 型：B5判、約880頁  
 価格：定価 3,888円  
 会員価格 2,000円  
 送料：1部 550円

※価格はすべて税込みです。

## 告 知 板

### 第52回広島県薬剤師会臨時総会開催通知（予告）

標記の会議を次のとおり開催いたします。

日 時：平成30年3月18日（日）午後1時  
場 所：広島県薬剤師会館

### 新年互礼会

薬事関係者の平成30年新年互礼会を次のとおり開催いたしますので、お誘い合わせの上、  
多数ご参加ください。

日 時：平成30年1月11日（木）午後1時  
場 所：広島県薬剤師会館  
会 費：1,000円

### 2018年版（平成30年）管理記録簿を薬局・店舗販売業等へ配布（無料）

正会員A及び賛助会員Aの方々に送付しました。また、これと同時に県薬会員証も送付しました。  
管理記録簿及び会員証には所要事項をご記入の上ご使用ください。

### 幹旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬幹旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて幹旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。  
ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589  
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp



ヤクザイくんの  
ピンバッジ  
1,500円(税込み)  
◎県薬事務局にて販売しています。



## 薬剤師国家試験

## 正答・解説



17頁 問41

## 解説

肝臓に入った薬物はグルクロン酸抱合を受けるとグルクロン酸抱合体となる。グルクロン酸抱合体が胆汁中に排泄されると、胆管を経て、腸管に排泄される。グルクロン酸抱合体は腸管内の腸内細菌叢のβ-グルクロニダーゼによって脱抱合を受け、元の薬物に戻る。元に戻った薬物は腸管から吸収され、門脈を経て、肝臓に再び流入する。この現象を腸肝循環という。

Ans. 4

19頁 問53

## 解説

粉末X線回折測定法は、粉体の結晶構造をとらえる方法であり、粉体にX線が照射されたときの回折現象から評価される。結晶の格子面の距離  $d$ 、散乱角度  $\theta$ 、波長  $\lambda$ 、定数  $n$  からプラッグの式が成り立つ。 $2dsin\theta = n\lambda$

Ans. 3

31頁 問60

## 解説

- 1 × 神経（精神）症状として、うつ病や認知症の合併が多い。
- 2 × 自律神経症状として、高率に便秘がみられる。その他、脂漏性顔貌、排尿障害、起立性低血圧などがみられる。
- 3 × 上記参照。
- 4 × 錐体外路障害として、片側上肢にはじまる筋強剛（固縮）がみられる。
- 5 ○ 錐体外路障害として、押すと倒れやすい、前傾・前屈姿勢、小刻み歩行、加速歩行、進行するとすくみ足などの姿勢保持反射障害がみられる。

Ans. 5

39頁 問71

## 解説

憲法第25条第1項に述べられる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を生存権という。

Ans. 5

43頁 問83

## 解説

薬剤師法第25条に「薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法・用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。」と定められている。

薬袋の記載事項は、①患者の氏名、②用法・用量、③調剤年月日、④調剤した薬剤師の氏名、⑤調剤した薬局の名称及び所在地、の5点が必須事項となる。

Ans. 5

52頁 問87

## 解説

## 薬剤師法第28条（調剤録）

- 1 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
- 2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなったときは、この限りでない。
- 3 薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。

Ans. 5



あけましておめでとうございます。今回の号で編集委員として参加させていただく最後の号になります。色々ありましたが、いい経験をさせていただきました。今までありがとうございました。

<まめごま>

あけましておめでとうございます。今年は調剤報酬改定がひかえており、バタバタな一年になりそうです。改定がいったいどうなるのかドキドキ…。今年も楽しみを見つけながら、頑張りたいと思います。

<IRON>

天気が良ければ2日に初詣サイクリングに次男を連れて行こうと思います。行けたかな？小1でのチャレンジ！次回に続く

<健康太>

あけましておめでとうございます。今年もみなさまにとって素晴らしい年となりますように。

<みつき>

明けましておめでとうございます  
昨年は色々なことがありました。。。  
今年はどんなことが起こるのでしょうか？！  
調剤報酬改定は厳しい状況ですが、新会館が完成します  
新しい会館で新たなチャレンジをしてみたいですね  
今年もよろしくお願いします

<もい鳥>

明けまして、おめでとうございます。  
新しい年の「戌年」を迎えました。  
過去に「戌年」では、世間を揺るがすような事件や、ヒット商品・ロングセラー商品が誕生していることが多いようです。  
我々も、二葉の里へ移転する大イベントが待っています。  
さて、今年はどんな年になるのかなあ・・・

<コアラChanズ>

### 編集委員

谷川 正之	中川 潤子	豊見 敦	平本 敦大
安保 圭介	有村 典謙	宮本 一彦	森広 亜紀
玉浦 秀一	松井 聰政	永野 利香	有助美奈子

広島県警察本部 生活安全総務課発行 【082-228-0110(代表)】

平成29年12月12日

# 犯罪情報官 速報

## 「有料サイト料金を コンビニで支払って」 という詐欺にご注意！

手口

スマートフォンや携帯電話に、メールが  
突然届き、表示の電話番号に連絡すると、

「有料サイト料の滞納がある。」  
「支払わなければ、法的措置に移る。」  
「急いで、コンビニに行って支払って。」

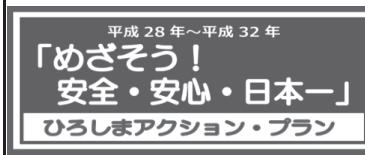
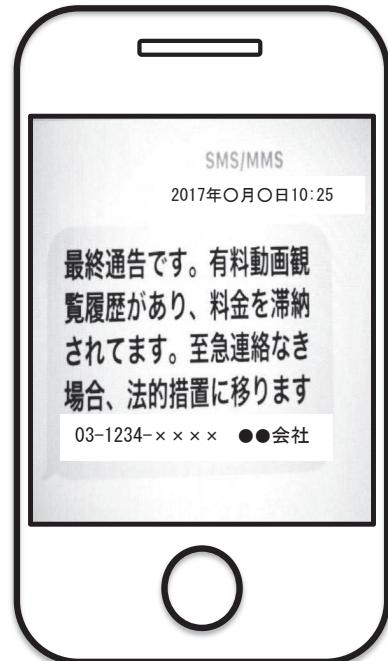
と指示されます。

犯人が、金品をだましとする方法は、おもに  
3つあります。

- コンビニで電子マネーを購入し、裏面の番号を教えて
- コンビニの店員に「支払番号」を伝え、支払って
- コンビニの端末に「支払番号」を入力し、支払って

だまされないで！

- ★ 年齢・性別を問わず被害が発生しています。
- ★ 身に覚えのない請求は無視しましょう！

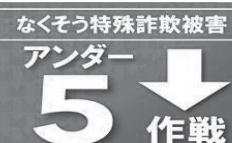


運動目標

重点項目

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる  
日本一安全・安心な広島県の実現

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応



# 保険薬局ニュース

平成 30 年 1 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.26 No. 1 (No.143)

## 平成30年度保険薬局部会負担金について

平成30年度の広島県薬剤師会保険薬局部会負担金につきまして、本年度と同額といたしますが、報告期間については、平成29年1月～平成29年12月までとし、広島県に報告義務のある、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net）の調査期間と同様といたします。

この期間の社保・国保の総受付回数、営業月数を次の様式にて、各地域薬剤師会にご申告くださいよう、お願ひいたします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告義務（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net HIROSHIMA）<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/> の項目に、「処方せんを応需した数（患者数） 前年に処方せんを応需した延べ人数」があり、この数字とほぼ差異は無いものと考えますので、大きな齟齬の無いよう、ご報告くださいよう、よろしくお願ひいたします。

提出方法・提出期限につきまして、ご不明な点がある場合は、所属の地域薬剤師会にお問い合わせください。

(参考)

ランク	1月あたり 枚 数	1月あたりの 算定基準額	年間算定基準額	年間負担金
A	0～ 100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～ 200	665	7,980	3,990
C	201～ 300	1,520	18,240	9,120
D	301～ 400	2,565	30,780	15,390
E	401～ 500	3,800	45,600	22,800
F	501～ 600	5,225	62,700	31,350
G	601～ 700	6,840	82,080	41,040
H	701～ 800	8,645	103,740	51,870
I	801～ 900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

-----切り取り線-----

保 険 薬 局	コード番号	
	名 称	
	開 設 者	
	所 在 地	

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
受付回数							

月	8月	9月	10月	11月	12月	総 計	月平均受付回数
受付回数							

※ 歯科・眼科・耳鼻科の受付回数も1と数えます。

※ 生保・公費単独は受付回数に含みません。

営業月数

## ひろしま医療情報ネットワーク (HM ネット) 参加薬局募集のお知らせ

広島県医師会との共同事業であります HM ネットにつきまして、現在、県内249薬局にご参加頂き、地域における調剤情報の共有を進めております。また、今年度は「患者のための薬局ビジョン推進事業」において、多くの県民の方々に HM カードを発行しました。

診療情報を開示する病院も増えており、全国に例のない県内統一医療ネットワークの拡充を推進しております。また今後は検査結果や病名の共有、電子お薬手帳相互閲覧サービス（日薬 e 薬 LINK）との接続もすすめて参ります。

### 【診療情報開示病院】

広島市	広島市立広島市民病院	三原市	興生総合病院
	広島赤十字・原爆病院	尾道市	JA 尾道総合病院
	広島記念病院	福山市	中国中央病院
	土谷総合病院		沼隈病院
	吉島病院		脳神経センター大田記念病院
	シムラ病院		日本鋼管福山病院
	広島市立舟入市民病院		福山市民病院
	広島大学病院		井上病院
	ヒロシマ平松病院		寺岡記念病院
	荒木脳神経外科病院	府中市	府中市民病院
	広島共立病院	三次市	三次地区医療センター
	広島市立安佐市民病院	市立三次中央病院	
	広島市立リハビリテーション病院	大竹市	広島西医療センター
	広島市医師会運営・安芸市民病院	廿日市市	JA 広島総合病院
	五日市記念病院	安芸高田市	JA 吉田総合病院
	県立広島病院 (平成30年3月開示予定)	安芸郡府中町	マツダ病院
	中国労災病院		
	呉共済病院 (平成30年4月開示予定)		
呉市			

※ひろしま医療情報ネットワークホームページ（こちらに紹介されております）  
<http://www.hm-net.or.jp/>

広島県薬剤師会保険薬局部会では、全県下で「ひろしま医療情報ネットワーク (HM ネット)」に参加される薬局を引き続き、募集いたします。

参加に伴う費用については、初期導入費用は全額補助されますが、月額利用料（3,090円・税込）については、薬局の負担となります。

参加をご希望される場合は、「参加申請書類請求書」に必要事項をご記入の上、2月2日（金）までにご返信くださいますようお願い致します。後日、参加申請書類一式を送付いたします。お送りした参加申請書類をご返送いただき、こちらを受理した時点で、正式な参加申込みとなります。

なお、参加の検討に際し、詳しい事業内容の説明を希望される薬局は、個別に訪問説明を実施致しますので、広島県医師会 HM ネット事務局（TEL：082-568-2117）までご連絡をお願い致します。

返信先 FAX：082-249-4589

2月2日（金）必着

### HM ネット参加申請書類請求書

当薬局は HM ネットへの参加を希望しますので、参加申請書類を送付願います。

薬局名：

住所：

記入者氏名：

連絡先 TEL：( )

## 国会レポート

### 来年度政府予算編成に向けて



自由民主党组织運動本部本部長代理  
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

日本列島を襲った台風の影響で、週末は大荒れの日が続いていましたが、11月最初の3連休は久しぶりに穏やかな天候に恵まれ、紅葉の見頃を迎えた行楽地は、鮮やかな彩りを楽しむ人々で賑わっていました。プロ野球日本シリーズは、パーリーグ王者のソフトバンクがセリーグ3位から勝ち上がったDeNAを下し、8回目の日本一に輝きました。また、海の向こう米大リーグワールドシリーズは、アリーグ王者のアストロズが制覇し、ダルビッシュ投手、前田投手在籍のドジャースは1歩及びませんでした。今シーズンオフには、日本ハムの大谷選手の大リーグ移籍も囁かれていますし、早実高校の清宮選手をはじめ、多くの有望選手がプロ野球の道に歩みを進めます。各球団とも戦力を整え、来シーズンもエキサイティングな試合を見せてくれるものと期待しています。

荒天の10月22日に投開票が行われた衆議院総選挙は、自民・公明の連立与党が3分の2を超える議席を確保し、引き続き安定した政権運営を担うこととなりました。ご支援頂いた皆様には心より御礼申し上げます。

さて、年末の来年度政府予算編成に向けて、政府内での議論が活発になっています。来年4月に報酬改定を控える医療・介護の分野では、財務省が10月25日の財政制度審議会の分科会に報酬改定に関する改革案を提示しました。

改革案では診療報酬について、毎年増加する医療費を高齢化の要因による伸びの範囲に収めるためには、2%半ば以上のマイナス改定が必要となるとし、更に、診療報酬本体の水準は賃金や物価の水準と比べ高水準となっており、国民負担の抑制や制度の持続可能性の観点から是正の必要があるとして、診療報酬本体のマイナス改定も求めています。調剤報酬に関しては、「かかりつけ薬剤師・薬局」のビジョンに向けて、地域においてかかりつけ機能を担っている薬局は適正に評価しつつ、機能していない薬局の報酬水準は適正化し、大手調剤グループに所属する薬局や、処方せん集中率の高い薬局には、経営環境・収益性の観点から、より低コストのサービスを求めていくべきとしています。

薬価制度については、昨年末に示された「薬価制度の抜本改革の基本方針」に則り、新薬の効能効果の追加等により保険適用時の見込みより販売額が増加した場合の薬価引下げの仕組みの導入、現行の新薬創出等加算制度は廃止又は適用対象の絞り込み、及び費用対効果評価の義務付けなどを求めています。

また、10月26日の経済財政諮問会議に加藤厚生労働大臣が提示した資料では、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき改革を具体化することや調剤報酬の抜本的な見直しを行うことなどが示されています。

医療費の増大に対して財政面からは厳しい考え方で示されていますが、医療の質の低下を招いたり、薬剤師・薬局の適正な評価が損なわれたりすることのないよう、今回の衆議院選挙で見事再選された、自民党薬剤師議員の松本純先生、渡嘉敷奈緒美先生のお二人とも力を合わせて取り組んで参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 本田あきこ オレンジ日記



## 都道府県訪問の旅

日本薬剤師連盟 副会長 本田 あきこ

日本薬剤師連盟副会長の本田あきこです。今月から、「本田あきこ オレンジ日記」とのタイトルで、私の連盟活動を中心に近況をお伝えすることに致しました。

3月22日の定時評議員会において、組織内統一候補として決定いただいたから7か月以上が経過しました。評議員会の翌日に日本薬剤師連盟の副会長を拝命し、直ちに地元熊本県から九州各県の訪問活動を開始しました。九州ブロックでは、原則各県4日間をかけて、出来る限り多くの会員の方々と直接お目にかかるよう訪問活動をさせていただきました。

九州訪問を終えてからは、本年中に全ての都道府県の役員の皆さんにお目にかかり、挨拶を終えることとし、10月末現在40の都道府県を訪問することができ、残り7県となっています。訪問活動の状況は、連盟の機関紙「POWER！」の紙上でお伝えしておりますので、ご覧いただければ幸いです。

これまでの訪問先では、皆様に温かく迎えていただいておりますことに心から感謝申し上げます。訪問先の会合では、政治を目指す契機となった、薬学6年制に関する国会における議論を間近で見聞きしたことに加えて、熊本薬剤師会勤務となって間もなく発生した熊本地震の復興対策に参加し、被災者への医薬品供給等に携わったことなどをお話しし、私の役割は、薬剤師同志の絆が更に深まるよう汗をかくことだと認識していることなどをお話しさせていただいています。

私のイメージカラーをオレンジ色としていただきましたので、毎日の服装に必ずオレンジ色を入れるよう心がけています。また、訪問先でお会いする皆様にも、オレンジ色のネクタイやスカーフを付けていただいている方が急速に増えているように感じており、そのたびに感激しております。

これからも、出来るだけ多くの皆さんとお会いできるよう頑張る所存です。ポスター、名刺型資料も新しいものを作成する予定です。今後とも、本田あきこへのご支援をお願い申し上げます。

1 Facebookページ「本田あきこの部屋」を公開しました。

<https://www.facebook.com/Honda.Akiko.Room/>

2 本田あきこのホームページを開設しました。

<https://www.honda-akiko.jp/>

3 本田あきこメールマガジンを開始しました。

右のQRコードから登録をお願いいたします →



## ««« 平成 29 年の表紙 »»»



●平成29年1月号 カンボク／鶴樹（スイカズラ科）

中国ではカンボクの樹皮を煎じて服用することで風を去り絡を通じるとされ捻挫などの痛みに使われます。赤い実も煮詰めて患部を洗ったり温湿布して痛みを軽減させます。葉の形が三裂するところが鶴の足に似ていることから語源となりました。



●平成29年3月号 フキ／蕗（キク科）

蕾(花茎)を「ふきのとう」として食用にしますが風邪や咳止め薬として用いてきました。山陰地方では根を煎じ初生児の胎毒下し(うぶはぎ)に利用しています。漢方薬ではありませんが昔から打撲、風邪の初期症状、喘息などの緩和に用いられてきました。



●平成29年5月号 ヤマエンゴサク／延胡索（ケシ科）

日本・中国・朝鮮半島の高地に自生するエゾエンゴサクやヤマエンゴサクの根茎を延胡索として用います。根にはアルカロイド成分が含まれ弱い麻痺作用や鎮痛作用があります。漢方薬では痛みをやわらげ血流を促す目的で安中散や折衝飲に配剤されます。



●平成29年7月号 シャクヤク／芍薬（ボタン科）

薬用として中国から持ち込まれた植物ですが花が美しいために広く栽培されてきました。多年草のシャクヤクは4~5年経った根を掘り乾燥して薬用にします。主成分のペオニフロリンは鎮痛、鎮痙作用があり平滑筋の緊張を緩めます。葛根湯や四物湯など多くの漢方処方に配剤されます。



●平成29年9月号 ウツボグサ／夏枯草（シソ科）

花穂の形が弓矢を収める韌（うつぼ）に似ていることからウツボグサと名付けられました。軽い清熱作用があり膀胱炎や泌尿器疾患などの利尿剤として使われてきました。民間薬として咽喉部やリンパ腺などの腫れを小さくする目的でも使われてきました。



●平成29年11月号 五倍子（肥大した部分）（アブラムシ科）

ヌルデの葉柄にヌルデシロアブラムシが虫癭（ちゅうえい）を作ります。虫癭の主成分はタンニンですのでタンパク質と結合し止血作用があります。昔はお歯黒や黒インクの材料、皮革のなめしにも使われてきました。

発行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話 (082) 246-4317㈹ FAX (082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。